



第22回



通常総代会 議案書

とき

2021年6月10日(木)

ところ

石川県地場産業振興センター
本館大ホール

石川県金沢市鞍月2丁目1番地



生活協同組合

コープいしかわ

コープいしかわの理念

わたしたちは、ひとと自然を大切にし、
人間らしい豊かなくらしと持続可能な社会を、協同して創ります。

2030年ビジョン

育むつながりから
笑顔ひろがる
CO・OP

その人らしい
暮らしを受け止め、
心の通った事業を
みんなで考え、一緒に
創り続けています。

「知りたい」
「やりたい」をシェアし、
みんなでカタチにする
ことで、より良い
暮らしの選択肢が
広がっています。

人と人の
つながりを深め、
笑顔のあふれる
地域社会づくりの
一翼を担っています。

組合員
ひとり一人の声や
暮らしから生まれた
願いを実現していくことが
役職員の「喜び」や
「やりがい」に
なっています。



生活協同組合 コープいしかわ

 は太陽の温かさを

 は満天に輝く星たちを

 はやさしく照らす月を

 は澄んだ青空を

わたしたち組合員にとって総代会とはこのような場です

生協の意思を決定するための機関で、組合員の意思決定の最高機関です。
通常年1回開催しその年の予算や年間の事業・活動方針、役員を選出などについて話し合い、確認します。
この1年間、私のくらしと地域に生協がどのように関わってきたのかを振り返り、これからの私のくらしと
地域のために生協がどうあれば良いかを組合員同士で共に考え答えを見つけていく場です。

総代会で大切にしたいこと

- ① それぞれを認め合い、一人ひとりの意見が大切にされる場にしたい。
- ② 新たな発見や気づきに出会い、みんなから元気をもらえる場にしたい。
- ③ 一人ひとりの想いが重なり合い、形づくられることを感じられる場にしたい。
- ④ 私のくらしや地域がより豊かになっていくと感じられる場にしたい。
- ⑤ 組合員、生産者、職員、地域がともに生協を運営する仲間だと感じられる場にしたい。
- ⑥ 私のこれからと生協のこれから（ビジョン）が重なり合う場にしたい。



第22回通常総代会を迎えるにあたって

組合員の皆様には、日頃よりコープいしかわの事業と活動への参加とご協力に感謝申し上げます。

昨年初頭から新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、現在も私たちの暮らしに大きな影響を与えています。コープいしかわでは、組合員と役職員の安全を最優先とした感染防止対策をすすめながら事業を継続し、多くの組合員からたくさんの感謝と職員へのねぎらいの声をいただきました。組合員の声が私たち役職員の力となり、組合員とともに力を合わせてこの難局への対応をすすめることができました。心から感謝申し上げます。引き続きコープいしかわに関わるすべての皆さんと一緒に「心をつとつにして」「力を合わせ」「知恵を寄せ合い」組合員の期待に応えてまいります。



理事長 大谷 学

■暮らしを取り巻く情勢

2020年4月の初めての緊急事態宣言の発出以降、感染拡大期と小康期を繰り返しています。ワクチン接種が少しずつ進んでいるものの感染力の強い変異株の広がりがあり、未だに収束の兆しが見えない厳しい状況が続いています。医療現場や多くの方々の生活に負担や不安をもたらす中、安心できる地域社会づくりの一助となるよう協力の力ですすめてまいります。

■組合員の暮らしの声を出発点に

「我が家のつづやき」や「組合員の声」、配送担当者が記入する「振り返りシート」などをもとに「声の循環」をすすめ、宅配事業では、加賀センターの開設やコープいしかわ20周年感謝企画として生協のある暮らしを表現する川柳や写真の募集などに取り組み、組合員とのつながりを深めました。店舗事業では、安心してお買い物ができる対策をすすめる中、季節感や食文化を感じられる取り組みに多くの支持をいただきました。また3号店の用地を小松市白江町に取得し、2022年春の開店に向けて準備をすすめました。福祉事業では、「生協10の基本ケア」の考え方に基づいた実践事例が生まれました。各地域での組合員の自主的な活動は休止せざるを得ない状況でしたが、参集しないオンラインを使った活動などを始めることができました。

コープいしかわは今年で創立21年目を迎え、組合員と役職員の思いや願いが詰まった2030年ビジョン「育むつながりから笑顔ひろがるCO・OP」の実現に向けたチャレンジが始まります。そうした中、宅配事業の若手職員が中心となってたくさんの組合員・職員の声を読み込んで検討した、組合員や利用者の安心につながる「新たなつながり」に向けて取り組みをすすめていきます。これからも、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けて、組合員と役職員が思いを重ね合わせ、協同のある暮らしを目指してまいります。

引き続き、組合員の皆様の出資、利用、運営へのご参加をお願い申し上げます。

目次

第1号議案	2020年度活動のまとめ、及び2021年度活動の方針 承認の件	2
第2号議案	2020年度決算、及び剰余金処分案 承認の件	12
第3号議案	2021年度予算 決定の件	49
第4号議案	定款一部改訂の件	54
第5号議案	役員選任規約制定及び役員選挙規約廃止の件	56
第6号議案	監事監査規則 一部改訂の件	59
第7号議案	公認会計士監査規約 一部改訂の件	60
第8号議案	役員報酬決定の件	61
資料集		63



事業の概況

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

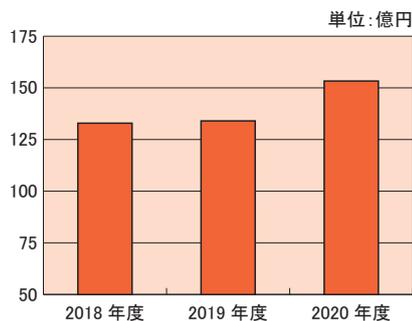
第5号議案

第6号議案

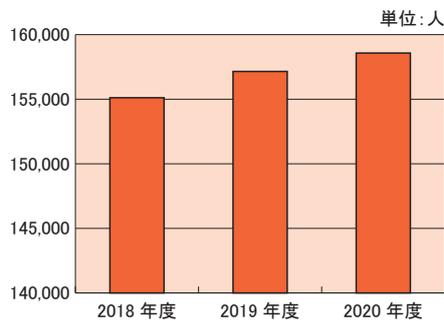
第7号議案

第8号議案

資料集



供給高の推移

総組員数の推移
(宅配・店舗・その他組員含む)

供給高は153億3,353万円となり、前年比114.4%となりました。

4,271名が新しく加入しました。

新型コロナウイルス感染拡大影響を受けて

組員と職員の安全を最優先とした感染防止対策をすすめました。4月の緊急事態宣言以降、利用の急増を受けて、配送器材の確保や物流の安定稼働などの対策に努めました。また4月から6月までは、新規加入や利用再開を2～3ヵ月お待たせする状況となりました。マスクや紙製品、一部食品において利用の急伸により欠品や抽選でのお届けとなる状況が続く、組員にご迷惑をおかけすることとなりました。

感染拡大影響を受けて取り組んだこと

- ・組員の協力を得て「対面しない配送」を継続しました。
- ・職員の出勤時の検温、マスク着用、定期的な手指の除菌、帰着時のトラックの除菌を実施しました。
- ・物流センターや配送作業の安定化をはかるため、「ゆとりぎ+（ぷらす）」の配布を5月4回から10月1回まで休止しました。
- ・夏期には、配送担当者全員にファン付きクールベストを貸与するなど熱中症対策を実施しました。



ファン付きクールベスト

●組員の声



コープの商品が役立ちました

テレワークとなり子どもは休校。お昼休みの1時間で手軽に美味しくいただける生協さんの商品にずいぶん助けられました。



いつもの配送ありがとう

外出自粛で日々の買い物もままならない中、いつものように配達してくれる生協さんはとても助かりました。ご自身も感染のおそれがあるのに、いつもより大量の荷物を配達して下さった皆様、ありがとうございます。お礼の言葉も直接伝えられませんが、ドアの向こうから応援しています。

多くの組員から感謝と励ましの声をいただきました。いただいた声はおすすめ情報便に掲載したり、本部の壁一面に掲示したりして共有し、職員一同元気をいただきました。

感謝のお手紙に

「我が家のつぶやき」で長文の感謝のお手紙が。配送中に読んで泣きそうでした。耳が不自由な方でお話はほとんどしたことはなかったのですが「マスク越しの生協さんの笑顔にとっても励まされました」とあり、伝わってたんだと、とても嬉しくなりました。これからもいつも以上にニコニコ頑張りたいです！

鶴来センター
平島 小鈴さん

本部の壁に組員からいただいた声を掲示

組合員の声・つづやきを受け止めて 組合員の暮らしを出発点にした声の循環

配送中の組合員の声などを職員が書きとめた日報(振り返りシート)や「我が家のつづやき」など声の循環に取り組みました。



以前の配送で...

森田さん、この「夢ギョーザ」って知ってる？

じわもーるの商品ですね！

福祉施設で作っている商品で、おいしいよ～

Aさん

小松センター
森田 里香さん

自分で購入して食べてみました

おいしい♡

そしてまたある日の配送で...

夢工房さんに伝えたら喜ばれましたよ！

よかったー！

Aさん

また別の日の配送で...

いつも注文されてる「夢ギョーザ」、今週「年間最安値」ですね！

見た見た！

バッチリ注文したよ～♡

Bさん

夢工房さんから

組合員と職員が普段からとても身近な関係でやり取りされているんですね。夢ギョーザを気にしていただけのことも大変うれしいです。うれしいご感想、みんなにも伝えます。

夢工房のみなさん

夢工房
うお 卯尾さん

配送センターへ戻り「振り返りシート」に今日の会話を書きました

このギョーザが話題になりました！

その振り返りシートを読んだ商品担当の得田さんが...

とても楽しく読ませていただきました。今回の森田さんと組合員さんのやり取りを製造メーカーである夢工房さんへもお伝えしました。

宅配事業部
得田 恵さん

組合員の声を生産者・メーカーに、その声を組合員に

「我が家のつづやき」や振り返りシート、とらいあんぐるに寄せられた商品に関する暮らしの声213件を取引先に届けました。のべ115社よりその受け止めの声をいただき、おすすめ情報便でもお知らせしました。

我が家のつづやき

「我が家のつづやき」は897名から寄せられました。役職員が全ての声を読み込み、事業・活動に活かすために改善・提案を検討しました。

●我が家のつづやき

いろいろな介護食が生協さんでも買えるようになり良かったです。姑の介護をしていた5年前、おかずをミキサーにかけ、とろみ剤を入れていたことを思い出します。介護食のカタログにとろみ剤も載せたら一緒に注文できて良いのでは、と思います。

●組合員理事の受け止め

介護食作り、大変でしたね。よく分かります。私も2年前まで介護食を作っていました。とろみ剤をカタログに載せてもらうのは大賛成です。生協の介護食、まだまだ充実させていきたいです。

宝達志水町
吉田 和子さん

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

地域・組合員に寄り添い、つながりづくり 加賀センター開設でもっと身近に

6月に加賀センターを開設しました。加賀市に配送センターを開設することで、移動距離や時間を削減し、暮らしに寄り添った対応が一層可能になりました。



第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

はじめてばこに1万人

石川テレビがすすめる「はじめてばこ」に1万人のご応募がありました。コープいしかわでは、特別協賛として「はじめてばこ」のお届けなどを担っています。

金沢市との「高齢者買物環境向上モデル事業」の協定継続

買い物にお困りの高齢者の買い物支援とゆるやかな見守り活動を目的に金沢市と協定を締結しています。協定の意義や目的についての職員学習を深めました。

夕食宅配

配食事業では、多くの方の利用をいただきました。緊急事態宣言下だった5月の大型連休の際には冷凍おかずなどのご利用提案を行いました。

新たなつながりづくりを考える

配送中に顔を合わせての会話や交流が難しくなる中で、これからのつながりを考えるため、各配送センターの若手職員で結成するプロジェクトが発足しました。プロジェクトでは、組合員どうし、組合員と職員、職員どうしのつながりについて考え、具体化をはかりました。



各事業所をオンラインでつないですすめました

コラム

心の距離も一層近く



小松センター
松尾 咲椰さん

加賀センター開設後は配送先が近くなり、移動で使っていた時間を組合員との会話に充てることでできおり、組合員との心の距離も一層近くなったと実感しています。組合員との時間を楽しみ、大岡リーダー始め、メンバー全員で力を合わせて笑顔が絶えない明るいセンターにしていきたいと思っています。

コラム

あふれる笑顔願って



石川テレビ放送
「はじめてばこ」
キャンペーン
事務局長
山本 肇さん

この地域に生まれた1万人もの赤ちゃんをご家庭にささやかながらお祝いの気持ちをお伝えできたこと、地元マスメディアの一員として幸せに感じております。これもひとえに強力に支えていただいているコープいしかわ様のおかげと深く感謝申し上げます。

●組合員の声



我が家の
つぶやきより

「おもいやりおかず」は母の命のバロメーターです。夕食が済んだ頃、必ず母に電話します。「今日のおかずはたべられた？」と。すると「おいしかった。全部食べたよ」と答えます。昨年、手術をし退院後から注文した夕食宅配。半年前にガンが見つかり、本人の希望で自宅療養を選びました。独り暮らしなので3食の内、夕食をきちんと食べることが、母の命をつないでいます。

コラム

新たなつながりづくり プロジェクトに参加して



のとセンター
平 泰徳さん

プロジェクトでは多くの組合員からの声を読み込むことから始め、これまでの経験や日頃考えていることなど意見を出し合い、人々や地域とのつながりを深めるために何ができるかを考えることができました。具体化案では、組合員が気軽に意見を寄せられる仕組みや、商品の声の循環などさまざまな意見が出されました。今後それぞれの思いを形にし、実現させ、さらなるつながりをつくっていきたくです。

コープのある暮らしを広げました 迎春おすすめ動画をつくりました

直接会えない組合員へ迎春商品の魅力を伝えるため、職員や組合員が登場する動画を13本作成し、ホームページで公開しました。



20周年感謝企画

自宅で楽しんでもらう企画「生協と我が家の川柳」には1,368点の応募があり、フォト企画「コープ商品と我が家」には61件の応募がありました。また「コボ丸を探せ！」やポイント還元企画を実施しました。

コープのある暮らしを広げました

石川テレビの情報番組「リフレッシュ」やFM石川のラジオCMに職員が出演し、商品紹介やお得な情報をお知らせしました。

安心して利用が続けられるように 欠品・遅配連絡メールサービス

「届かない商品は事前に教えてほしい」の声にお応えして、eフレンズ会員登録をしている方に事前にメールでお知らせするサービスを開始しました。

コラム

動画を通して自分の言葉でお伝えできました



古府センター
大表 千雅さん

迎春おすすめ動画の撮影に参加して、自分の配送コース以外の組合員にも自分の言葉で商品を詳しくお伝えすることに緊張や不安もありました。実際の撮影は仲間とともに楽しく終えることができ、組合員からは「動画見たよ～。私も栗きんとん好きねん」と反応がありました。コロナ禍ですが自分なりにお伝えできてよかったです。

●組合員の声



大賞受賞の組合員
白山市
森元 道子さん

ミッキ
キャロ
で
育った息子も
お父さん

大賞と聞いてびっくりです。小さいころはミッキキャロと牛乳しか飲まなかった息子も34歳。今では5歳の子のお父さんですがコープの野菜ジュースを愛用しています。



商品検査結果

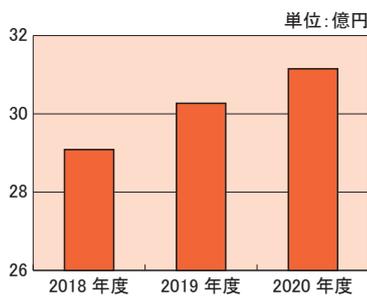
検査の種類	実施数
微生物検査	6,488品
放射能検査	16品
残留農薬検査	73品
遺伝子検査	10品
産地判別検査	11品
工場点検	1工場
アレルゲン検査	1品
ヒスタミン検査	11品

食の安全確認5業務（産地・原料点検、商品仕様書点検、商品検査、工場点検、組合員対応）を継続して行い、安全・安心な食の提供に取り組みました。

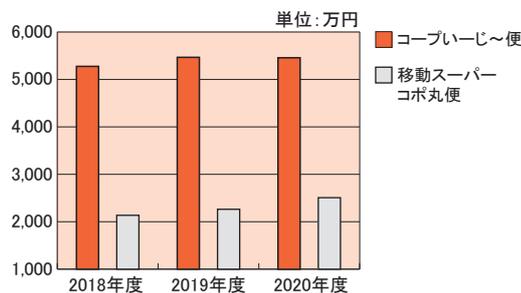
2021年度にすすめること

- 組合員の暮らしの声を出発点に、受け止めた声からの改善をすすめ組合員に返していく声の循環に取り組みます。
- 「新たなつながりづくりプロジェクト」で検討された取り組みを実行し、組合員と職員、地域、取引先のつながりを広げていきます。
- 組合員の暮らしに寄り添い、誰もが安心して利用を続けられる取り組みをすすめます。
 - ① 組合員が安心して利用を続け、職員が安心して働き続けられる物流・配送センターをめざした物流構想を実行します。また物流業務を担っていた子会社「石川コープロジスティクス（ICL）(株)」は業務をコープいしかわと(株)ハートコープいしかわに移管したことに伴い解散します。
 - ② 利用しやすい機能の充実をめざし、インターネット注文eフレンズや番号注文アプリの改善をすすめます。
 - ③ じわもーる誕生10周年感謝企画を実施します。
- 南加賀3号店周辺のなかまづくりや高齢者層への買い物支援など、店舗事業や福祉事業との連携で暮らしの貢献をめざします。

事業の概況



供給高の推移



いーじ〜便・移動スーパーコポ丸便供給高

供給高は31億1,513万円となり、前年比102.9%となりました。

1人当たりの来店回数は減少しましたが、毎日の暮らしに役立つ品ぞろえをすすめ、1回当たりの利用金額が増加しました。

新型コロナウイルス感染拡大影響を受けて

組合員と職員の安全を最優先として、安心して買い物ができるよう組合員の協力を得て感染防止対策をすすめました。パスタや製菓材料など利用が急増した商品で欠品が続いたり、組合員集会室の使用を休止したりするなどご迷惑をおかけしました。

感染拡大影響を受けて取り組んだこと

- ・レジでの飛沫感染防止シートの設置や営業時間の短縮を行いました。
- ・店内の混雑緩和や商品の安定供給のため、新聞折込チラシを一時中止しました。
- ・混雑予想時間をホームページで案内しました。
- ・組合員応援団の声でペダル式アルコール噴霧器を設置しました。



買い物カゴの持ち手を消毒

●組合員の声

細かな対応に感謝

お惣菜を個別に包んだの販売に改善してくれてありがとう。



お店を続けて下さってありがとう

お店を続けてもらえるように、マスク着用、入店時の消毒、一人での買い物や時間短縮などできることをしてお店の方々にうつさない、お店に持ち込まない努力を自分なりにがんばっていくつもりです。皆さんもどうかお体大切に…。



もどかしさの中でも自分ができることを

レジのビニールシートは声や金額が伝わりにくく年配の方にはご不便を感じさせているようで申し訳なく思いもどかしさを感じています。今まで経験したことのない緊張感の中での業務は正直大変ですが、組合員から寄せられた温かい言葉を支えとし、今の自分のできる心配りをし、毎日の業務を頑張ります。



コープたまごチェッカー部門 虎谷 美紀さん

組合員の声を循環

CO・OP商品60周年記念 メッセージ募集

人気の30商品を対象にお気に入り商品のコメントやアレンジレシピを募集し、371件のメッセージが寄せられました。いただいた声は、店内に掲示したり新聞折込チラシに掲載したりすることで組合員へお知らせしました。

寄せられたメッセージ



子どもが体調を崩したとき、たまごスープにご飯やうどんを入れると栄養満点ごはんがすぐにできあがります！

日本生協連を通して製造メーカーへお伝えしました



メッセージを掲載した新聞折込チラシ

メッセージにはいろいろなレシピや食べ方があって勉強になりました。たまごスープにお餅を入れるのはおいしそうだなと思い、調理見本を作りました。



コープたまごグロスアリー部門 林 嘉代子さん

組合員の声を受けての改善

組合員からお寄せいただいた声を受け止め、改善をすすめました。

●組合員の声

もっと食品添加物を使わない食品を増やして欲しいです。例えばお菓子やベジタリアン用ラーメンなどお願いします。



組合員の声より

ナチュラル オーガニック 「NATURAL & ORGANIC」コーナー 登場



コープおおぬか
店長 岡山 純一さん



ご要望にお応えして、コーナーをつくりました！限られたスペースなので80～90品程度を配置し、季節ごとに商品を入れ替えています。

●感謝の声

専用のコーナーができていてすごくうれしいです。これからもオーガニック食品増やして欲しいです♡



組合員の声より

毎日の暮らしに役立ち、発見のある店づくり

氷室の日や節分など、売場や商品を通じて季節感や食文化を感じられる取り組みをすすめ、ご来店員の組合員に利用を通じて多くの支持をいただきました。

「コープのお店と我が家」の川柳115件が寄せられ、組合員応援団の投票で入賞作品を決定しました。



節分の気分が盛り上がる売場

たんじょうび
お花くれるの
コープだけ

あなたが大賞
ペンネーム
ピョン子さんの
作品



南加賀エリアでの3号店出店に向けて

小松市白江町で3号店用地を取得する契約をし、総代へお知らせしました。

コープいーじ～便・移動スーパーコポ丸便

買い物支援のひとつであるコープいーじ～便は計画を上回る利用がありました。移動スーパーコポ丸便は新たな停留所が増えました。能登地域での移動スーパーの調査は感染防止のため自粛しました。

安心してご利用いただくために

食品衛生の手順や計画を管理するHACCPの考え方に沿った衛生管理を実施しました。

原材料や添加物、一括表示欄の確認	2,190件
農産物の肥培管理の確認	155件
農産・畜産・水産・惣菜商品の微生物検査	48件
農産品残留農薬検査	18件
理化学検査(放射能、ヒスタミン他)	1件
専門家による作業場の衛生点検	0件

*HACCPとは宇宙食の高度な衛生管理手法としてNASAが考案。2021年6月より食品を扱う食品事業者に対してHACCPに沿った衛生管理が完全義務化となります。

●組合員の声



秋の総代会議
アンケートより

- 3号店は組合員一人ひとりの声長い年月をかけやっと実現できたことです。この想いがうれしいです。
- 南加賀地域のみなさん念願のお店ができると考えると「本当によかったですね」と思います。

コラム

区長さんの熱い思いで開設



店舗事業運営部
宇城 浩司さん

地域の商店が閉店し、買い物が不便になったかほく市横山地区の区長さんからの連絡がきっかけで停留所ができました。コロナの影響で地区総会ができず、住民の方へは商品陳列写真などを載せた回覧板での案内に。直接説明できない中で不安でしたが、初回には15名の方が利用され、その後の利用にもつながっています。

2021年度にすすめること

- 安心して必要な商品を利用でき、暮らしを豊かにする情報や発見のあるお店づくりをすすめます。
- 2022年春の3号店開店に向け、組合員の声を出発点にした店舗づくりに取り組みます。
- 能登エリアでの移動スーパーの具体化をめざします。
- アフターコロナの状況を見据えながら「これからの店舗づくり」を策定します。



事業の概況



福祉事業の経営改善

生協10の基本ケアに沿って利用者ひとり一人に寄り添った対応は、ご本人やご家族による満足度調査で高い評価をいただきました。

経営改善に向けて全ての介護事業で取り組みをすすめました。その結果、グループホームが黒字化し、経営改善がすすみました。訪問介護では福祉剰余金の黒字化が継続できています。

新型コロナウイルス感染拡大影響を受けて

利用者と職員の安全を最優先とした感染防止対策をすすめました。

感染拡大影響を受けて取り組んだこと

- ・利用者、職員のマスク着用や検温、施設内の消毒の徹底や小まめな換気、利用者同士の席の間隔の確保、食事の際の透明パネルの設置などを実施しました。
- ・グループホームでは面会の制限を行い透明パネルやフェイスシールド、テレビ会議システムを使用していた面会を実施しました。



●いただいたお手紙



グループホーム戸板利用者ご家族より

スタッフの皆さま、母の介護をしていただき本当に感謝しています。マスクを少しですけど送らせていただきます。使ってくださいね。どうぞ自愛くださいませ。

緊急事態宣言に伴い高齢の入居者を守るためグループホームでは面会制限となり、辛い状況が続きました。そんな中ご家族からマスクとお手紙が届きました。マスクが大変貴重な時に温かい言葉とともにいただき、本当に嬉しく、励みになりました。



ケアセンター戸板グループホーム
上田 泰子さん

その人らしい暮らしを大切に

生協10の基本ケアに沿った取り組みを広げました。各事業所の実践事例報告を学び合いました。

*生協10の基本ケア…詳しくは82ページに掲載

人と地域に寄り添って

感染予防をしながら、デイサービスこーぶあいあいの11周年祭やグループホーム戸板6周年祭を開催しました。



デイサービスこーぶあいあい11周年祭では職員による花笠音頭披露。一緒に踊る方も。



グループホーム戸板6周年祭では近隣の方へ感謝を込めて手作りマスクケースを配布。

コラム

M様ができるようになった姿を見て



福祉事業運営部
遠藤 幸恵さん

腰痛のあったM様は筋力低下予防の「お尻上げ体操」にそれまで参加していませんでした。生協10の基本ケアの考え方に基づいて、M様が前かがみの姿勢をとれるポイントをお伝えし、隣で一緒に行うようにすると、参加できるようになりました。M様は「できないと思ってやらなかったことも、やってみる

もんや」とおっしゃっています。最年長のM様が参加する姿は他の利用者に「私も頑張ろう」と希望を与えて下さっています。



あいあいでは、お尻上げ体操を毎日2回行っています

共に生きる社会をめざして

障がい者の雇用と就労支援を目的に設立した(株)ハートコープいしかわでは、玉ねぎの袋詰め、はじめてばこの協賛品の箱詰め、エコセンターにて回収した商品カタログなどの加工処理を行っています。



はじめてばこの箱詰め

子会社を含めたコープいしかわ全体の障がい者雇用率は6.0%となり法定雇用率2.3%を上回りました。

地域の見守り

手つかずの前日の弁当を見て自宅で熱中症にかかっていた組合員を発見したり、配送時に具合が悪くなった組合員を介抱し、ご家族へ連絡をしたり、宅配や夕食宅配の担当者らが地域の中でゆるやかな見守りの役割を果たしました。

コープおたがいさま

有償ボランティアの任意団体として組合員が自主的に運営を行うコープおたがいさま(のと・金沢・南加賀)は、感染予防のため利用者と相談の上、活動を制限しました。

第1号議案

共済事業 2020年度に取り組んだこと

事業の概況

●加入者数



CO・OP共済の新規契約件数は3,346件、お支払い件数は9,018件(総額5億3,599万円)となりました。

新型コロナウイルスに対応して

新型コロナウイルス感染症(陽性)と診断され、自宅や病院とみなせる施設で治療を受ける場合も、医師の証明書などの提出で、入院共済金の対象とするなど対応をすすめました。

コーすけランドセルカバーを寄贈

新入学のお祝いに県内42の小学校に2,239枚を寄贈しました。



コラム

はじめてばこのやりがいを感じます



(株)ハートコープ
いしかわ
木多 みゆきさん

はじめてばこに商品を入れる時は、もらった人が喜んでくれるように箱を開けた時のことを考えてきれいにしています。2年で1万個も作っていたのだという驚きと1万人の赤ちゃんのいる家庭に喜んでもらったのかな、と思うとはじめてばこのやりがいを感じます。

コラム

地域の方と連携して



鶴来センター
菊野 直美さん

高齢で一人暮らしの女性の方が配送時に「具合が悪くて、最近食事も喉を通らない」と顔色も悪く立っているのもやつの様子でした。近くの組合員に事情を話し、民生委員に連絡をとってもらいました。数十分後、連絡をとってくださった組合員から「娘さんに来てもらうことになった」と連絡をいただき安心しました。

2021年度にすすめること

- 利用者やその家族の声を受け止め、改善する声の循環に取り組みます。
- 持続可能な福祉事業をめざして「これからの福祉事業」を策定します。
- 3つのコープおたがいさまの研修会や交流の場づくりをすすめ、運営を支援します。

コラム

安心した顔がうれしかった



湊センター
洲口 佑允さん

0歳のお子さんがある組合員にJ1000コースをおすすめをすると「健診が終わったら保険の一つとして考えます」とのことでした。後日、健診結果を尋ねると、お子さんに持病のようなものが判明したらしく「そんな状態でも共済に入れるの?」とお困りの様子でした。告知事項がゆるやかなJ1900コースをお伝えすると加入されることになりました。安心した顔が見られてうれしかったです。

●組合員の声



決め手は宅配の担当者でも保険のことが相談できる、話せるということでした! 分かりやすい説明でとてもよかったです。

2021年度にすすめること

- 生涯にわたって切れ目のない保障を広げていきます。
- 保障商品の充実を行い、組合員の暮らしに保障による安心をお届けします。

新型コロナウイルス感染拡大を受けて

組合員の学び場・交流の場となる行事は、新型コロナウイルス感染防止のため参集しての開催ができませんでした。自宅やオンラインでできる行事をすすめました。

地域協議会・コープくらぶ・コープさーくる

地域の組合員活動の担い手となる地域協議会やコープくらぶ・コープさーくるに参加する組合員は、547名となりました。

おしゃべりコープ

おしゃべりコープは、接触を避けながら人と人のつながりを応援するため電話やメール、LINEでのおしゃべりを推奨し、2,732名が参加しました。寄せられた声は地域協議会や職員で読み込み、事業や活動の参考にしました。

※地域協議会でまとめたものは70ページに掲載

動画やオンラインで学習会

メーカーが商品のこだわりを伝える動画を自宅で視聴する「YouTubeで観て学ぶコープのドレッシング学習会」などのWebを使った学習会や講演会を開催しました。



フンドーキン醤油さん登場学習会は157名が参加

ヒバクシャ国際署名

2017年7月よりヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名にコープいしかわとして署名を呼びかけ、2020年9月までに6,919筆の署名が集まりました。

NPT再検討会議開催延期に伴う渡航応援募金について

NPT再検討会議が開催されるニューヨークで被爆者をサポートし核兵器廃絶の訴えを行う組合員派遣のための渡航応援募金は、開催延期に伴い、繰越及び日本被団協（日本原水爆被害者団体協議会）へ寄付をしました。

オンラインで被爆地や戦跡めぐり

オンラインで開催された「2020ピースアクションinヒロシマ・ナガサキ」「沖縄戦跡・基地めぐり」への参加を呼びかけました。参加者は碑めぐりや体験談を通して、平和の大切さについて考えました。

健康チャレンジを開催

健康を意識した生活習慣づくりをすすめる健康チャレンジ企画に取り組み、1,619名が参加しました。



声の注文書 リーディングサービス

目の不自由な組合員が宅配を利用できるよう、カタログやとらいあんぐるの音訳をするリーディングサービスは、22名の音訳ボランティアに協力いただき、26名が利用しています。



環境募金 収支報告

収入		支出	
環境募金	600円	環境活動	0円
		次期繰越金	600円
収入計	600円	支出計	600円

平和募金 収支報告

収入		支出	
前期繰越金	286,845円	地域協議会	0円
前期繰越金 (NPT代表派遣募金分)	635,031円	ピースアクションin ヒロシマ・ナガサキ	0円
平和活動募金	817,820円	平和の集い	0円
ピースアクションin ヒロシマ・ナガサキ	0円	日本被団協 (被爆者運動強化募金)	290,000円
平和の集い	0円	NPT代表派遣準備費用	18,938円
		次期繰越金	1,104,665円
		次期繰越金 (NPT代表派遣募金分)	326,093円
収入計	1,739,696円	支出計	1,739,696円

ユニセフ募金

一般募金	1,108,164円
ミャンマー指定募金	400,000円

2021年度にすすめること

- 身近で参加できる地域に密着した組合員活動を推進します。
- 暮らしにかかわる様々な課題への学習・体験の機会づくりや情報発信を行います。

社会貢献の取り組み 2020年度に取り組んだこと

寄せられた募金を贈呈

2020年7月豪雨災害支援募金に寄せられた2,040,966円を日本生協連及び石川県共同募金会へ贈呈しました。

SDGsの学習

とらいあんぐるで「わたしとSDGs」を隔月で連載し、世界が目指す17の目標について組合員と考える機会をつくりました。

SDGs…国際社会共通の目標として17分野の目標からなる持続可能な開発目標。

「子育てにやさしい店 金賞」受賞

石川県などが実施している「プレミアム・パスポート事業」の協賛企業として受賞しました。平成27年度から数えて4回目の受賞です。



谷本正憲県知事より表彰状と記念品を授与される安部友美常任理事

地域活動助成金

地域社会の発展に寄与することを目的に、地域に貢献する活動を行う団体などに助成を行っています。第11回コープいしかわ地域活動助成金では、5団体に各20万円を助成しました。

*各団体の活動内容は75ページで紹介しています。

のとも～るスマイルプロジェクト

能登町の道の駅「つくもーる」を始めスーパーなどで、のとも～るスマイルプロジェクト開発商品の取り扱い店舗が増えました。

2021年度にすすめること

- SDGsについて理解を深める場作りをすすめます。
- エフエム石川が主催する、県内の小学1年生に防犯ブザーを配布するキャンペーンに協賛します。
- のとも～るスマイルプロジェクトでは取り扱い店舗の拡大をすすめます。

第1号議案

組織づくりの取り組み 2020年度に取り組んだこと

役職員の研修

方針と実践事例を共有する職員方針検討会を動画視聴を通して実施しました。また理事のスキルアップを図る研修を行いました。



新人正規職員定期交流会

オンラインで、悩みや思いを交流しました

新任総代セミナー

総代の役割や生協の取り組みを学習できる場をつくりました。欠席者には当日の様子を動画で視聴できるようにしました。



新任総代セミナーに参加して

とても楽しく参加できました。総代一人ひとりのことを大切にされているように感じ、私もその一人として努めていきたいな、と思います。

新任総代セミナー

これからの役員選出のあり方

これからの役員選出方法について協議をすすめました。

*役員選出方法については春の総代会議資料をご参照下さい。

2021年度にすすめること

- 組合員・役職員・取引先などコープいしかわに関わる人に感謝を伝えるため、昨年予定していた20周年記念事業をすすめます。
- 策定を延期した第8次中期計画を組合員と役職員が一緒になってつくります。
- 理事、地域協議委員、総代に向けた学習をすすめて、組合員の声を事業と活動に活かす組織づくりをすすめます。
- 組合員の暮らしに共感し、理念・ビジョンの実現をめざし実践する職員を育てます。
- 組合員の願いの実現と職員が安心して働き続けられるように健全経営に取り組めます。

なお、本議案及び議決の本旨に反しない範囲の字句修正は理事会に一任ください。

事業報告書

I 組合の事業活動の概況に関する事項

1. 主要な取扱事業種目等

事業種目	主な事業品目等
供給事業	生鮮食品、一般食品、家庭用品、衣料品等を直接またはチラシ、カタログを使用して組合員に供給する事業
共済事業	組合員の死亡、傷病、障害、住居損害、その他生活の共済のために受託して行う共済事業
福祉事業	介護保険事業（認知症対応型共同生活介護、訪問介護、通所介護、居宅介護支援）、障がい福祉サービス事業、独自介護事業
その他事業	幹旋事業等

2. 事業の経過及びその成果並びに対処すべき重要な課題

1 事業の経過及びその成果

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、公衆衛生上・経済上の危機をもたらしています。県内でも緊急事態宣言の発出以降、感染拡大期と小康期をくり返しており、ワクチン開発と接種の準備がすすめられているものの未だ収束の兆しは見えず、生協の事業・活動にも大きな変化が迫られることとなりました。

コープいしかわでは感染拡大が組合員の暮らしに大きな影響を及ぼす中、組合員と役職員の安全を最優先に、感染予防の取り組みをひとつ一つ積み上げ、組合員の暮らしを支え、安心と笑顔を育む事業を継続することができました。

宅配事業では、4月の緊急事態宣言発出後、利用の急増を受けて、配送器材の確保や物流の安定稼働などの対策に努めました。6月には加賀センターを開設し、より地域に密着した事業と活動、雇用の創出がすすみました。店舗事業ではセールやイベントを見直すなど3密を回避した感染予防対策により、来店者数は減少しましたが、1人当り利用高が上昇しました。また、南加賀エリア（小松市）で出店用地を確保することができました。福祉事業では、マスクや消毒液などの衛生用品の確保と介護職員の感染予防対策の徹底により利用者の受入を継続することができました。また、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう「生協10の基本ケア」の定着をすすめました。

〈2020年度の事業の成果〉

- ①供給高は184億4,867万円（予算比111.1%、前年比112.3%）で前年実績を20億2,100万円上回る増収となりました。
- ②事業総剰余金は57億2,851万円（予算比113.0%、前年比114.9%）で前年実績を7億4,239万円上回りました。
- ③事業経費は52億5,904万円（予算比105.7%、前年比109.1%）で前年実績を4億3,858万円上回りました。
- ④事業外収支は6,210万円（予算比138.9%、前年比117.4%）で前年実績を921万円上回りました。
- ⑤経常剰余金は5億3,157万円（予算比379.7%、前年比243.2%）で前年実績を3億1,303万円上回る増益となりました。

〈各事業の状況〉

(1) 宅配事業

供給高は153億3,353万円（予算比112.6%、前年比114.4%）で前年実績を19億3,296万円上回りました。利用人数は、予算比106.4%、前年比107.7%と予算・前年ともに上回りました。内訳として、個配利用人数が予算比107.2%、前年比110.1%、班利用人数が予算比104.5%、前年比102.5%となりました。また、1人当り利用高は予算比105.9%、前年比106.2%と予算・前年ともに上回りました。

(2) 店舗事業

供給高は31億1,513万円（予算比104.3%、前年比102.9%）で前年実績を8,803万円上回り、予算も上回りました。来店者数は前年比で93.4%でしたが、1人当り利用高が前年比110.1%と前年を上回った結果、供給高予算を達成しました。コープたまばこの直接剰余金は6,876万円、コープおおぬかの直接剰余金は1億2,752万円と両店ともに黒字となり、店舗事業全体でも直接剰余金は2,087万円で黒字となりました。

(3) 共済事業

共済事業収入は2億606万円（予算比97.7%、前年比101.8%）で前年実績を370万円上回りましたが、予算を下回りました。

(4) 福祉事業

福祉事業収入は1億7,051万円（予算比96.9%、前年比107.3%）で前年実績を1,154万円上回りましたが、予算を下回りました。福祉事業費用は1億7,513万円（予算比98.1%、前年比101.6%）で前年実績を274万円上回りましたが、予算を下回りました。結果、福祉損失金は462万円となりました。

2 対処すべき重要な課題

新型コロナウイルス感染症拡大により、人との直接的な関わりや会話頻度の減少などによって「つながりが薄れていく」ことへの不安の声が寄せられました。そうした声に応じて、宅配事業の若手職員を中心としたプロジェクトを立ち上げ、ウィズコロナ、アフターコロナも見据えた「新たなつながり」の検討を開始しました。組合員や利用者の安心につながる「新たなつながり」の具体化を組合員の声を出発点に役職員の知恵を寄せ合ってすすめていきます。

また、このような情勢のもと組合員の暮らしに寄り添い、たがいに「たすけあい」「ささえあい」「つながりあい」「みとめあい」、協同がある暮らしを組合員と一緒にめざし、笑顔が溢れ、誰もが安心して利用できる事業を継続的に育てていきます。

- ①宅配事業は、誰もが安心して利用を継続することができる事業を県内全域にひろげます。
 - ②店舗事業は、暮らしを豊かにする情報発信や発見のあるお店づくりに取り組みます。
 - ③共済事業は、安心して暮らすために欠かせない日用品となるように保障を広げていきます。
 - ④福祉事業は、「生協10の基本ケア」の定着化をすすめて「これからの福祉事業」を策定します。
- 引き続きコープいしかわに関わるすべての皆さんと一緒に「心をひとつにして」「力を合わせ」「知恵を寄せ合い」組合員の期待に応えていきます。

(1) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

項 目	2017年度	2018年度	2019年度	本年度
組 合 員 数 (人)	152,791	155,115	157,150	158,574
出 資 金 額	5,919,798	6,082,845	6,288,095	6,580,594
供 給 高	16,158,591	16,201,888	16,427,670	18,448,666
福 祉 事 業 収 入	163,334	164,344	158,976	170,513
そ の 他 事 業 収 入	767,956	811,585	827,661	893,744
経 常 剰 余 金	168,130	230,119	218,544	531,571
総 資 産	11,067,663	7,971,747	11,664,405	12,513,297
純 資 産	7,653,860	7,961,051	8,222,268	8,885,648

(注) 千円未満の数値については、四捨五入しています。

(2) 部門別・業態別供給高の状況

(単位：千円)

項 目	2017年度	2018年度	2019年度	本年度	
宅 配 事 業	卵	169,835	177,422	183,551	205,511
	畜 産	1,205,000	1,160,802	1,137,390	1,293,794
	米	123,416	137,153	134,240	157,714
	農 産	1,082,427	1,078,399	1,056,078	1,255,506
	水 産	1,381,443	1,353,679	1,294,952	1,464,434
	牛 乳	307,783	304,408	319,101	345,986
	日 配	1,231,945	1,226,920	1,232,900	1,457,504
	冷凍食品	1,535,561	1,534,780	1,587,888	1,930,467
	食 品	1,400,125	1,395,739	1,351,597	1,526,252
	菓子・飲料	1,549,079	1,583,644	1,621,267	1,915,865
	非 食	1,889,175	1,907,944	1,991,645	2,247,525
	スクロール	241,397	249,065	256,883	286,528
	カタログ	455,205	444,885	452,820	476,442
	灯 油	325,870	299,550	298,762	274,894
	ガソリン	16,200	16,952	15,329	11,846
	酒	125,781	121,566	123,584	143,624
	葬 祭	25,577	16,370	20,271	13,751
夕食宅配	258,221	283,927	322,312	325,890	
計	13,324,039	13,293,204	13,400,570	15,333,532	
店 舗 事 業	農 産	469,688	497,159	524,153	565,926
	水 産	359,945	380,200	397,506	394,672
	畜 産	402,824	411,080	434,812	469,864
	日 配	618,798	637,141	668,421	682,401
	食 品	536,223	549,547	561,812	543,865
	酒	106,092	102,398	99,806	101,033
	衣住関連	80,503	67,914	66,920	68,610
	ギ フ ト	4,547	5,271	4,970	11,178
	テナント	255,931	257,972	268,700	277,585
計	2,834,552	2,908,683	3,027,100	3,115,135	
合 計	16,158,591	16,201,888	16,427,670	18,448,666	

(注) 千円未満の数値については、四捨五入しています。

(3) 供給高の事業所別内訳

(単位：千円)

事業所の名称	供 給 高	事業所の名称	供 給 高
の と セ ン タ ー	2,416,858	コ ー プ た ま ぼ こ	1,223,150
湊 セ ン タ ー	3,022,983	コ ー プ お お ぬ か	1,891,984
古 府 セ ン タ ー	2,651,646	店 舗 事 業 合 計	3,115,135
鶴 来 セ ン タ ー	4,067,504		
小 松 セ ン タ ー	3,174,542		
宅 配 事 業 合 計	15,333,532	総 合 計	18,448,666

(注) 千円未満の数値については、四捨五入しています。

(4) 受託共済事業状況表

1) 加入者数の状況

(単位:人、件)

共済事業の種類	元受団体名	コース等	加入者数(又は契約件数)		
			当年度	前年度	前年比
生命共済・住宅災害共済	コープ共済連		19,257	19,284	99.9%
こども共済	コープ共済連		18,057	18,504	97.6%
《たすけあい》計			37,314	37,788	98.7%
定期生命共済《あいぷらす》	コープ共済連		14,135	14,059	100.5%
終身共済《ずっとあい》	コープ共済連	生命	687	634	108.4%
		医療	6,417	6,177	103.9%
		計	7,104	6,811	104.3%
生命共済《新あいあい》	全労済		73	81	90.1%
火災共済	全労済	木造	1,678	1,676	100.1%
		鉄骨耐火	202	199	101.5%
		マンション	76	70	108.6%
		計	1,956	1,945	100.6%
合 計			60,582	60,684	99.8%

2) 元受団体共済掛金及び共済金支払の状況

(単位:千円)

共済事業の種類	元受団体名	元受団体共済掛金			共済金支払件数			共済金支払額		
		当年度	前年度	前年比	当年度	前年度	前年比	当年度	前年度	前年比
生命共済・住宅災害共済	コープ共済連	461,529	463,746	99.5%	3,598	3,857	93.3%	173,452	186,748	92.9%
こども共済	コープ共済連	235,073	238,936	98.4%	3,382	4,123	82.0%	88,429	107,656	82.1%
《たすけあい》合計		696,602	702,682	99.1%	6,980	7,980	87.5%	261,881	294,404	89.0%
定期生命共済《あいぷらす》	コープ共済連	447,922	434,985	103.0%	1,241	1,159	107.1%	205,581	138,616	148.3%
終身共済《ずっとあい》	コープ共済連	268,125	256,515	104.5%	744	741	100.4%	43,857	46,445	94.4%
生命共済《新あいあい》	全労済	11,934	12,998	91.8%	14	12	116.7%	1,157	801	144.4%
火災共済	全労済	26,729	26,339	101.5%	27	23	117.4%	9,617	3,071	313.2%
自然災害共済	全労済	15,664	14,652	106.9%	12	6	200.0%	3,895	1,486	262.1%
合 計		1,466,976	1,448,171	101.3%	9,018	9,921	90.9%	525,988	484,823	108.5%

(注1) 千円未満の数値については、四捨五入しています。

(注2) コープ共済連は日本コープ共済生活協同組合連合会を略したものであり、全労済は全国労働者共済生活協同組合連合会を略したものです。

(5) 福祉事業の状況

1) 福祉事業収入の状況表

(単位:円)

項 目	2017年度	2018年度	2019年度	本年度
介護保険事業	149,862,842	147,453,086	138,749,237	144,083,457
介護保険事業 以外の事業	13,471,563	16,890,811	20,226,584	26,429,083
障がい福祉サービス(居宅介護)				
独自事業その他	0	0	0	0
合 計	163,334,405	164,343,897	158,975,821	170,512,540

2) 福祉事業状況表

種類	項目	利用者数(人)			利用時間数(時間)			利用高(千円)		
		本年度	前年度	前年比	本年度	前年度	前年比	本年度	前年度	前年比
介護保険事業	訪問介護	731	899	81.3%	5,730	6,344	90.3%	25,163	25,461	98.8%
	居宅介護支援	1,127	1,082	104.2%			—	11,635	11,481	101.3%
	通所介護	324	339	95.6%			—	25,708	25,078	102.5%
	グループホーム	213	209	101.9%			—	81,577	76,730	106.3%
	小 計	2,395	2,529	94.7%	5,730	6,344	90.3%	144,083	138,749	103.8%
介護保険事業 以外の事業	障がい福祉サービス(居宅介護)	788	741	106.3%	6,734	5,176	130.1%	26,429	20,227	130.7%
	独自事業その他	0	0	—			—	0	0	—
	小 計	788	741	106.3%	6,734	5,176	130.1%	26,429	20,227	130.7%
合 計		3,183	3,270	97.3%	12,464	11,520	108.2%	170,513	158,976	107.3%

(注1) 千円未満の数値については、四捨五入しています。

(注2) 利用者数は、のべ利用者数を記載しています。

3. 増資及び資金の借入れその他の資金調達状況

(1) 資金調達内訳表

(単位：千円)

調達方法	金額
出資金	292,499
金融機関	0
組合員借入金	0
その他	0

4. 組合が所有する施設の建設又は改修その他の設備投資状況

(1) 設備投資状況表

設備名	所在地・内容	摘要
青果センター冷凍庫改修工事	白山市行町	2020年5月取得

5. 他の法人との業務上の提携

(1) 他の法人との業務提携

業務提携先	住 所	提携内容
生活協同組合連合会コープ北陸事業連合	石川県金沢市間明町ホ63番地	業務委託
石川コープロジスティクス株式会社	石川県白山市行町西1番地	物流委託
株式会社ハートコープいしかわ	石川県白山市行町西1番地	物流委託
株式会社関西丸和ロジスティクス	京都府綾部市桜が丘3丁目5番地の2	配送委託
SBSゼンツウ株式会社	埼玉県戸田市本町4-9-10	物流及び配送委託
有限会社ナナオレンタカー	石川県七尾市矢田2-1	配送委託
石川県学校生活協同組合	石川県河北郡津幡町字領家ト18番1	業務受託

6. 教育事業等の状況

(1) 教育事業等の状況

(単位：千円)

項 目	金 額	
当期に繰り越された教育事業等繰越金	7,000	
教育事業等の使途		
科 目	内 容	金 額
教育文化費	機関紙「とらいあんぐる」発行費用、総代会議費用等	13,633
組合員活動費	地域協議会、コープくらぶなどの組合員参加行事費用等	3,362
研修費	役職員の研修費用等	2,339
合 計		19,334

(注1) 千円未満の数値については、四捨五入しています。

(注2) 教育事業に係る内容を記載しており、事業経費明細の科目金額とは一致しません。

II 組合の運営組織の状況に関する事項

1. 前事業年度における総代会の開催状況

(1) 総代会の議決状況

総代会開催日時	2020年6月10日(水) 午前10時～午後11時04分	
総代会日現在総代会数	400名	
出席総代	本 人	21名
	代 理 人 (委 任)	1名
	書 面	362名
	計	384名
(重要な議事及び議決事項)		
第1号議案	2019年度活動のまとめ、及び2020年度活動の方針 承認の件	賛成多数で可決
第2号議案	2019年度決算、及び剰余金処分案 承認の件	賛成多数で可決
第3号議案	2020年度予算 決定の件	賛成多数で可決
第4号議案	役員報酬 決定の件	賛成多数で可決
第5号議案	監査法人不再任及び選任の件	賛成多数で可決

2. 組合員に関する事項

(1) 組合員出資金等増減表

区 分	組合員数(人)	口数(口)	組合員出資金総額(千円)
前 期 末 現 在	157,150	6,288,095	6,288,095
当 期 増 加 分	5,643	795,378	795,378
当 期 減 少 分	3,424	498,589	498,589
み な し 脱 退	795	4,290	4,290
当 期 末 現 在	158,574	6,580,594	6,580,594

3. 役員に関する事項

(1) 役員一覧表

役 名	氏 名	担 当	略 歴 等
理事長(代表理事)	大 谷 学	宅配事業管掌	現職2018年6月就任、全体区 生活協同組合連合会コープ北陸事業連合理事 石川県生活協同組合連合会副会長理事 石川コープロジスティクス株式会社代表取締役社長
専務理事(代表理事)	吉 本 輝 芳	福祉事業管掌 管理管掌 企画管掌	現職2020年6月就任、全体区 生活協同組合連合会コープ北陸事業連合理事 石川県生活協同組合連合会監事 株式会社ハートコープいしかわ代表取締役社長
常勤理事	堀 口 亮 一		現職2018年6月就任、全体区 生活協同組合連合会コープ北陸事業連常務理事
常勤理事	濱 上 康 弘	店舗事業管掌 共済事業管掌	現職2020年6月就任、全体区 生活協同組合連合会コープ北陸事業連合監事 有限会社協同サービス石川代表取締役社長
常任理事	安 部 友 美		現職2016年6月就任、石川東地域協議会区 生活協同組合連合会コープ北陸事業連合理事 石川県生活協同組合連合会理事
常任理事	齋 藤 千 絵		現職2018年6月就任、石川西地域協議会区 生活協同組合連合会コープ北陸事業連合理事
常任理事	新 藤 ひろ美		現職2020年6月就任、南加賀地域協議会区
理 事	北 尾 美 帆		現職2016年6月就任、全体区
理 事	安 嶋 是 晴		現職2016年6月就任、全体区
理 事	上 野 貞 彦		現職2018年6月就任、全体区
理 事(員外理事)	西 和喜雄		現職2018年6月就任、全体区
理 事(員外理事)	橋 本 政 人		現職2018年6月就任、全体区
理 事	本 山 直 美		現職2018年6月就任、全体区
理 事	吉 田 和 子		現職2018年6月就任、能登地域協議会区
理 事	坂 本 典 子		現職2020年6月就任、能登地域協議会区
理 事	田 中 やす子		現職2020年6月就任、能登地域協議会区
理 事	瀧 能 由 枝		現職2016年6月就任、石川東地域協議会区
理 事	前 美 佳		現職2018年6月就任、石川東地域協議会区
理 事	角 野 明日香		現職2020年6月就任、石川東地域協議会区
理 事	加 賀 千鶴子		現職2018年6月就任、石川西地域協議会区
理 事	前 田 由香里		現職2018年6月就任、石川西地域協議会区
理 事	後 紀 子		現職2020年6月就任、石川西地域協議会区
理 事	山 本 彩 子		現職2020年6月就任、石川西地域協議会区
理 事	木 村 映 子		現職2020年6月就任、南加賀地域協議会区
理 事	武 隈 祐 子		現職2020年6月就任、南加賀地域協議会区
監 事(特定監事)	上 野 美佐乃		現職2016年6月就任
監 事	林 静 香		現職2016年6月就任
監 事	山 本 信 一		現職2017年6月就任
監 事	倉 大 八		現職2018年6月就任
監 事	谷 口 智 美		現職2020年6月就任

4. 職員数及びその増減その他の職員の状況

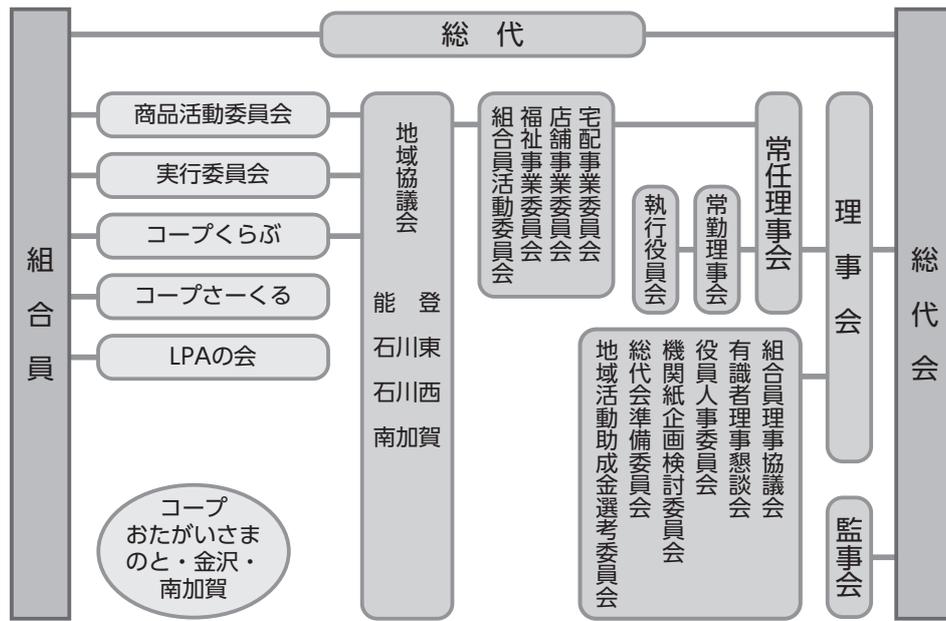
(1) 職員状況表

区分	前期末数	当期末数	平均年齢	平均勤続年数
正規職員	253	256	41.0	13.8
定時職員				
総数	358	439		
正規換算数	233.0	274.4		

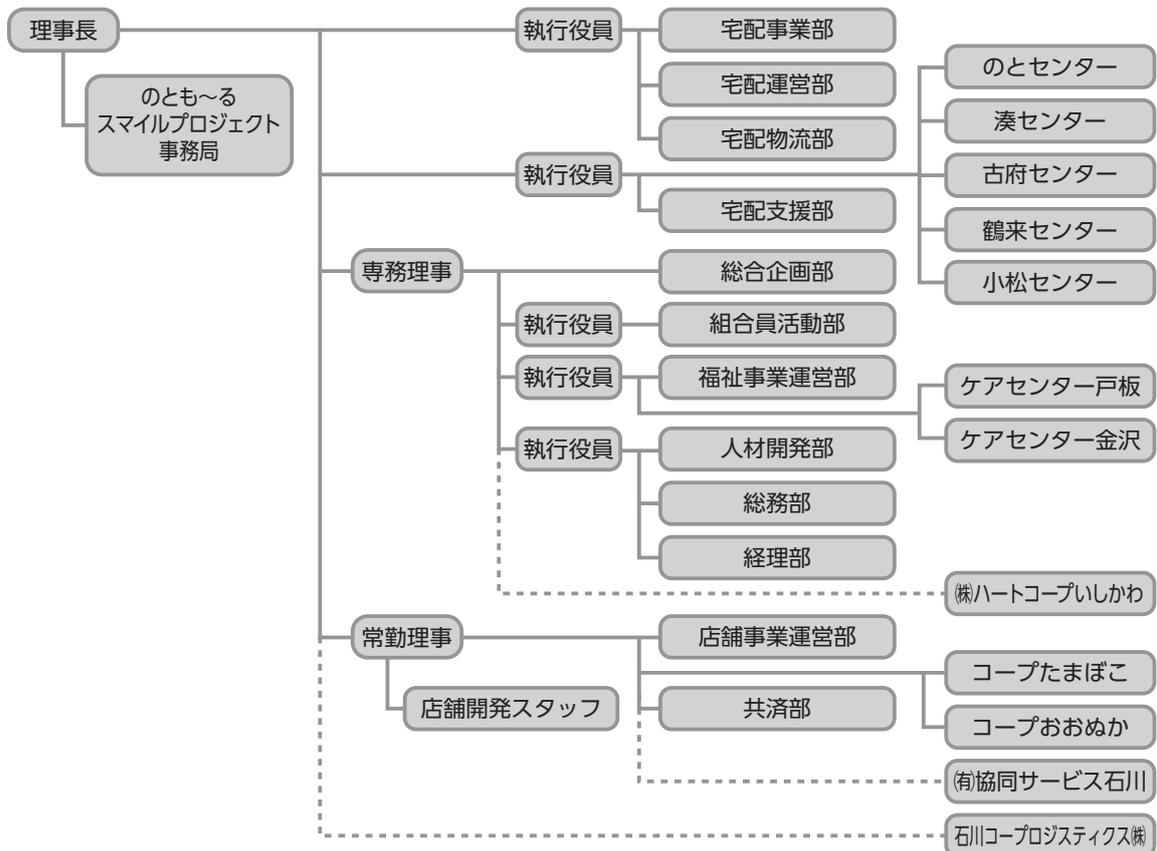
(注) 正規換算数は、定時職員の総労働時間を正規職員の所定労働時間で除した数です。

5. 業務の運営の組織に関する事項

(1) 運営組織



(2) 業務機構図



第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

6. 施設の設置状況に関する事項

(1) 施設一覧表

施設名	区分	所在地	土地 (㎡)	建 物		摘 要
				延べ床面積 (㎡)	店舗売場面積 (㎡)	
(1) 本部・物流センター 鶴来センター・エコセンター		白山市行町西1番地	(3,861) 13,328	5,793		
(2) 物流センター		白山市行町西1番地	(1,422) 6,981	3,141		
(3) 店舗						
	コープたまぼこ	金沢市玉銚1丁目180番地	(2,125) 7,334	2,420	1,502	
	コープおおぬか	金沢市大額2丁目50番地	(7,476) 7,476	2,129	1,480	
	のと酒店	—	—	—	—	のとセンターに含む
	湊酒店	—	—	—	—	湊センターに含む
	古府酒店	—	—	—	—	古府センターに含む
	鶴来酒店	—	—	—	—	物流センターに含む
	小松酒店	—	—	—	—	小松センターに含む
(4) 宅配						
	のとセンター	七尾市東三階町マ32番3	3,836	1,325		
	のと北部センター	鳳珠郡穴水町字緑ヶ丘ろ11	(4,378) 4,378	(495) 495		
	湊センター	金沢市湊2丁目7番1	(1,721) 5,505	1,436		
	古府センター	金沢市古府2丁目189番地	(3,501) 3,501	(1,581) 1,581		
	鶴来センター	—	—	—	—	本部・物流センターに含む
	小松センター	小松市矢崎町丙15番1	(1,124) 6,101	3,654		
	加賀センター	加賀市上河崎町288番地	983	263		
(5) 福祉						
	ケアセンター金沢	金沢市入江2丁目384番地	(795) 795	267		
	ケアセンター戸板	金沢市戸板2丁目73番地	(1,262) 1,262	846		
(6) コーブランド袖ヶ江		七尾市相生町59番1	(50) 50	(50) 50		別途駐車場2台分有り
(7) 賃貸資産						
	旧東部配送センター	金沢市大桑町中尾山22-23	1,528	361		賃貸物件

(注1) 少数点未満の数値については、四捨五入しています。

(注2) () 内は賃借面積であり、内数です。

7. 子法人等及び関連法人等に関する事項

(1) 子法人等及び関連法人等の概要

区 分	子法人等	子法人等	子法人等
会 社 名	石川コーポロジスティクス株式会社	株式会社ハートコープいしかわ	有限会社協同サービス石川
代 表 者 名	大谷 学	吉本 輝芳	濱上 康弘
設 立 年 月 日	2002年6月1日	2016年7月21日	1994年9月12日
事 業 内 容	生協で取り扱う商品の仕分け作業、及び物流企画管理業務、農産物等を供給する事業	組合員から回収した商品カタログ等の加工業務、生協で取り扱う農産物の点検・袋詰め作業、蓄冷剤の洗浄業務、及び農産物等を供給する事業	損害保険代理店業、及び生命保険の募集に関する業務
設 立 の 理 由	広域の物流業務を展開し、高いサービスレベルでの物流を実現するため	障がい者の雇用促進と就労支援をすすめ、地域貢献を果たすため	生協では取り扱いできない保険商品を組合員及び役職員に提供するため
資本金	資 本 金	20,000千円	25,000千円
	生協の出資額	20,000千円	25,000千円
株 式 (出資) の 状 況	発行済株式(出資)の総数	400株	500株
	生協の持株(出資)数	400株	500株
	生協の持株(出資)比率(%)	100%	100%
決 算 月 日	3月31日	3月31日	3月31日
主たる事業所(事務所)の所在地	石川県白山市行町	石川県白山市行町	石川県白山市行町
株 主 (出 資 者) 名	生活協同組合コープいしかわ(100%)	生活協同組合コープいしかわ(100%)	生活協同組合コープいしかわ(100%)
当生協の関係役員	代表取締役社長 大谷 学 非常勤 無給 取締役 本川 克久 非常勤 無給 取締役 荒井 昌亨 非常勤 無給 取締役 三宅 知江 非常勤 無給 取締役 横倉外志生 非常勤 無給 監査役 中橋 昭二 非常勤 無給	代表取締役社長 吉本 輝芳 非常勤 無給 専務取締役 宮尾 真一 常 勤 有給 ^(注1) 取締役 小間井 剛 常 勤 有給 ^(注1) 取締役 横倉外志生 非常勤 無給 監査役 三宅 知江 非常勤 無給	代表取締役社長 濱上 康弘 非常勤 無給 取締役 中橋 昭二 常 勤 有給 ^(注2) 監査役 寺 三千代 非常勤 無給

(注1) 役員報酬は株式会社ハートコープいしかわから支払われており、当生協の支払いはありません。

(注2) 役員報酬は有限会社協同サービス石川から支払われており、当生協の支払いはありません。

(2) 子法人等及び関連法人等の決算概況

(単位：円)

資産・負債・純資産の状況				
区 分	子法人等	子法人等	子法人等	
会 社 名	石川コーポロジスティクス株式会社	株式会社ハートコープいしかわ	有限会社協同サービス石川	
科 目 算 期	第19期(2021年3月31日現在)	第5期(2021年3月31日現在)	第28期(2021年3月31日現在)	
資 産 の 部	流 動 資 産	57,093,938	63,558,080	11,936,769
	固 定 資 産	30,000	0	74,984
	資 産 合 計	57,123,938	63,558,080	12,011,753
負 債 の 部	流 動 負 債	398,500	21,525,816	2,621,655
	固 定 負 債	0	490,000	0
	負 債 合 計	398,500	22,015,816	2,621,655
純 資 産 の 部	資 本 金	20,000,000	25,000,000	3,000,000
	剰 余 金	36,725,438	16,542,264	6,390,098
	純資産合計	56,725,438	41,542,264	9,390,098
負債及び純資産合計	57,123,938	63,558,080	12,011,753	
損益の状況				
科 目 算 期	2020年4月1日～ 2021年3月31日	2020年4月1日～ 2021年3月31日	2020年4月1日～ 2021年3月31日	
売 上 高	301,686,602	87,563,724	17,381,383	
売 上 総 利 益	299,058,259	80,243,651	17,381,383	
営 業 利 益	△ 9,241,197	△ 3,390,786	2,664,054	
経 常 利 益	3,049,290	10,993,080	2,674,054	
当 期 純 利 益	2,478,890	7,032,280	2,178,554	
株主資本等変動計算書				
株主資本	当期首残高	54,246,548	34,509,984	7,211,544
(純資産合計)	当期変動額	2,478,890	7,032,280	2,178,554
	当期末残高	56,725,438	41,542,264	9,390,098

8. 事業連合の状況に関する事項

(1) 事業連合の概要

連 合 会 名	生活協同組合連合会 コープ北陸事業連合			
設 立 年 月 日	1996年9月9日			
事 業 内 容	食品、家庭用品、衣料品等を会員生協に供給する事業、会員生協の電算処理業務及び物流業務を受託する事業			
設 立 の 理 由	共同仕入によって会員生協の仕入原価と経費を削減するため、及びシステム・物流その他の本部業務の一部共同化による経費削減のため			
出資金及び総口数	出資金	298,000千円	総口数	298口
生協の出資額及び口数	出資金	125,000千円	総口数	125口
生協の議決権	議決権割合 37.1%			
決 算 月 日	2021年3月31日			
出 資 生 協	福井県民生活協同組合	109口		
	生活協同組合コープいしかわ	125口		
	富山県生活協同組合	64口		
当生協の関係役員	常務理事	堀 口 亮 一	常勤	有給 ^(注1)
	理事	大 谷 学	非常勤	無給
	理事	吉 本 輝 芳	非常勤	無給
	理事	安 部 友 美	非常勤	無給
	理事	齋 藤 千 絵	非常勤	無給
	監事	濱 上 康 弘	非常勤	無給

(注1) 2020年6月より生活協同組合連合会コープ北陸事業連合に出向しました。出向までは当生協が負担し、出向後は生活協同組合連合会コープ北陸事業連合が負担しています。

(2) 事業連合の決算概況

(単位：千円)

資産・負債・純資産の状況		
法 人 科 目 \	決 算 期	生活協同組合連合会コープ北陸事業連合
		2021年3月31日 第26期
資 産 の 部	流 動 資 産	4,641,861
	固 定 資 産	256,378
	資 産 合 計	4,898,240
負 債 の 部	流 動 負 債	4,387,990
	固 定 負 債	94,411
	負 債 合 計	4,482,402
純 資 産 の 部	出 資 金	298,000
	剰 余 金	117,838
	評 価 ・ 換 算 差 額 等	
	純 資 産 合 計	415,838
負債及び純資産合計		4,898,240
損 益 の 状 況		
科 目 \	決 算 期 間	2020年4月1日～2021年3月31日
事 業 高		26,111,382
供 給 剰 余 金		578,547
事 業 総 剰 余 金		1,953,915
事 業 剰 余 金		65,356
経 常 剰 余 金		19,136
当 期 剰 余 金		5,981
当 期 未 処 分 剰 余 金		7,944

(注) 千円未満の数値については、四捨五入しています。

(3) 事業連合との取引等の状況

(単位：千円)

取 引 の 内 容	商品仕入
取 引 高	10,469,424
総仕入高対取引高率(%)	76.9%

(注) 千円未満の数値については、四捨五入しています。

9.その他、組合の運営組織の状況に関する重要事項

(1) コープいしかわ内部統制基本方針

コープいしかわでは、組合員の生協経営に対する信頼を高め、協同組合の基本的価値と基本理念を実現するために、内部統制の取り組みの必要性を認識し、整備を行なっています。

2009年度第9回理事会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」及び「内部統制システム基本規程」を決議し、2010年度に本格的な運用をスタートしました。2014年度は、第11回理事会において取り組みの振り返りを行ない、アクションプランを見直しました。

2015年度より、内部統制の更なる運用面での強化を目的に、総合マネジメントシステムの運用を開始しました。2016年度は総合マネジメント監査と内部監査を統合し、監査の統一化（業務監査と内部監査の重複の削減）による監査効率の向上と、監査員のスキルアップ（監査基準の目線合わせによる監査のバラつき解消）による監査レベルの安定を図りました。2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の必要がありましたが、総合マネジメント監査については、運用が適切に管理されているかという視点を持って、監査効率を上げて実施に努めました。

【内部統制システム構築に関する基本方針 抜粋】

生活協同組合コープいしかわは、協同組合の基本的価値と基本理念「わたしたちは、ひとと自然を大切にし、人間らしい豊かな暮らしと持続可能な社会を、協同して創ります」を実現するために、健全な経営と事業運営、適正な組織運営を通して、組合員の暮らしへの貢献と社会的責任経営を推し進めます。

コープいしかわは、より公正で透明性の高い事業経営を推進するため、適正な内部統制を構築することが理事会の重要な責務であると認識し、以下の通り内部統制システム構築に関する基本方針を定め、「業務の有効性及び効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動に関わる法令等の順守」「資産の保全」の4つの目的が達成される体制を整備します。また、子会社等グループ組織を含めた組織全体に周知すると共に、内部統制システムとして運用し、維持、向上に努めます。

制定日 2010年2月25日
生活協同組合コープいしかわ

2020年度の「基本方針」にかかわる具体的な取り組みは以下の通りです。

1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令及び定款等を順守するために行動基準・コンプライアンスマニュアルを定め、事業経営活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図っています。
- ・コンプライアンスマニュアルに定めたマネジメント体制を継続的に推進し、コンプライアンスに関する情報の共有化、推進、啓発に努めました。
- ・ヘルプラインを設置し、組織全体に周知徹底していくことで、法令上疑義のある行為等についての情報の確保に努めました。
- ・内部統制システムを有効に機能させるため、点検・評価を行い、改善を図っています。
- ・組合員及び社会の信頼の一層の向上に資するために、監事による監査の他、監査法人による公認会計士監査を受けました。

□主な取り組み

- ・コンプライアンスマニュアルにもとづき、全職員教育を毎年継続して実施しています。
- ・2020年4月の改正民法の施行に合わせて、4つの定型約款の運用をスタートさせました。
- ・「年次有給休暇取得」の義務化対応では対象となる全職員が5日以上取得できました。
- ・「コンプライアンス管理表」を第16版に改訂しました。部署に関係する手順や法令の調査、及び一覧表については継続して作成、運用しています。

2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・理事会、その他重要な会議の意思決定に係る議案、議事録及び重要な決裁に係る書類の保管及び管理については、理事会規則、常任理事会規則、常勤理事会規則、文書管理規程等の各種規則、規程に基づき適切に保存、管理しています。
- ・生協法及び生協法施行規則に基づき、財務報告の適正な表示と報告を行っています。
- ・重要な機密情報の取扱いは、文書管理規程の定めに従って保存、管理しています。また、保有する情報の開示及び個人情報の保護に関する管理は、情報開示規則、個人情報保護基本規程に基づいて行っています。

□主な取り組み

- ・「個人情報保護基本規程」「個人情報保護に関する教育基準」に基づく運用をし、「個人情報管理台帳」の年1回以上の見直しを22部署中22部署の全てで第1四半期に更新されました。

3) 損失の危機の管理に関する規程、その他（マニュアル等）の体制

- ・リスク管理の実効性を高めるため危機管理全体マニュアルを定め、組織全体のリスク管理と各部署でのリスク管理の徹底を図っています。

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

- ・定期的に業務に係るリスクの抽出および評価を実施し、リスクの予防や回避、低減手段の構築などリスク管理を行っています。
- ・危機管理全体マニュアルに基づき、緊急事態発生時の通報手順及び責任体制など、有事の対応を迅速かつ適切に行なう体制を構築しています。

□主な取り組み

- ・リスク評価をもとに、特に重要と考えられる13項目を「重点リスク」を特定しましたが、新型コロナウイルス感染症の対応に最大限の力を入れるため業務整理を行ったため、下期より月次で進捗管理を実施しました。
- ・「災害時における支援協力に関する協定」は、県内全ての自治体と締結しています。ただし、今年度は自治体防災訓練は、新型コロナウイルス蔓延のため訓練計画そのものがありませんでした。
- ・初動対応手順書による訓練は、マニュアルの読み合わせを中心に各事業所・部署で実施され10部署で実施しました。
- ・県内における新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、「新型インフルエンザ危機管理マニュアル」「事業継続計画」に沿って執行役員会で協議を継続しています。

4) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・総代会で承認された事業方針、予算に基づいて、理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定例理事会を月次で開催しています。
- ・日常の業務執行の効率性向上と迅速な業務執行を行うため執行役員会を週次で開催し、業務執行に関する基本事項、重要事項に係る意思決定を行っています。
- ・職務権限規程、決裁規程及び各部署の職務分掌等により、常勤役員及び職員の業務分担と職務権限を明確にし、効率的かつ適正な業務執行を行っています。
- ・業務の特性に応じた組織のスリム化や業務の簡素化に関する施策、並びに情報技術の適切な活用等を通じて業務の効率化を推進しています。

□主な取り組み

- ・適正な業務執行を目的として、「決裁権限細則」、「安全運転管理規程」、各職種の「就業規則」や「給与規程」、「退職金支給規程」などの一部改訂を実施しました。

5) 子法人等における業務の適正を確保するための体制

- ・子法人の設立、解散、出資、所有株式の譲渡、その他子法人等に対する重要な方針及び事項は理事会に諮り決定しています。
- ・「子法人等管理規程」に基づき、子法人等の年度予算計画、株主総会付議事項、投資、融資、債務保証等の重要な経営事項について事前協議を行いました。

□主な取り組み

- ・子法人等の監査は、監事による監査、内部監査を含めて対象とし実施しました。

6) 監事の監査業務の適正性を確保するための体制

- ・監事は監事監査規則に基づき、監事会を組織し特定監事を選任しています。
- ・監事会には監事会事務局として職員を配置し、監事の監査業務を補佐し監事との連携に努めました。
- ・監事は、監事会事務局に必要な事項についての業務の指揮、命令をすることができ、その人事に関する事項は、代表理事と監事が協議を行い決定しています。
- ・監事は理事会に出席し、必要があると思われるときは意見を述べる義務があり、その他重要な会議に出席し、必要と思われる場合は意見を述べています。また、代表理事は監事からの求めに応じてその業務の執行を監事会に報告しています。

□主な取り組み

- ・監事会では、公認会計士監査報告会において意見交換や代表理事含む常勤理事との懇談会を開催し、経営をめぐる状況等の情報交換等が行なわれています。
- ・監事会より、組合員に寄り添った監査活動を行うこと目的に組合員理事や組合員が参加する機関会議への参加が例年行われていますが、2020年度は新型コロナウイルス感染拡大のため開催された機関会議が少ない状況だったため、可能な範囲での参加となりました。
- ・その他、他生協の監事会と交流の場を設定し、情報交換をしました。

上記2020年度の評価と2021年度の取り組みについて、2020年度第9回理事会、第9回監事会において報告し、当生活協同組合における内部統制は有効であると判断しています。

その他、財務報告にかかわる内部統制の有効性の評価に、重大な影響を及ぼす後発事象等や特筆事項はありません。

事業報告書の附属明細書

I 役員報酬等の状況

1. 役員報酬等明細

(単位:円)

区分	定款上の定員(人)	支給人員(人)	支給額	総代会議決報酬限度額
理事	25人以上30人以内	25人	48,690,000	51,000,000
監事	3人以上 6人以内	5人	2,400,000	2,400,000
合計		30人	51,090,000	53,400,000

2. 役員退職慰労金明細

該当する事項はありません。

II 役員以外の法人等の業務執行者兼務状況

1. 役員兼務の明細

区分	常勤・非常勤	代表権の有無	氏名	兼務先名	兼務先での役職名
理事長	常勤	有	大谷 学	生活協同組合連合会コープ北陸事業連合 石川県生活協同組合連合会 石川コープロジスティクス株式会社	理事 副会長理事 代表取締役社長
専務理事	常勤	有	吉本 輝 芳	生活協同組合連合会コープ北陸事業連合 石川県生活協同組合連合会 株式会社ハートコープいしかわ	理事 監事 代表取締役社長
常勤理事	常勤	無	堀 口 亮 一	生活協同組合連合会コープ北陸事業連合	常務理事
常勤理事	常勤	無	濱 上 康 弘	生活協同組合連合会コープ北陸事業連合 有限会社協同サービス石川	監事 代表取締役社長
常任理事	非常勤	無	安 部 友 美	生活協同組合連合会コープ北陸事業連合 石川県生活協同組合連合会	理事 理事
常任理事	非常勤	無	齋 藤 千 絵	生活協同組合連合会コープ北陸事業連合	理事

III 組合と役員との間の利益が相反する取引の明細

1. 組合と役員との間の利益が相反する取引の明細

役職名	氏名	取引の内容及び金額	摘要
理事長	大谷 学	関連当事者との取引に関する注記に記載しています	生活協同組合連合会コープ北陸事業連合
専務理事	吉本 輝 芳		石川コープロジスティクス株式会社
常勤理事	堀 口 亮 一		有限会社協同サービス石川
常勤理事	濱 上 康 弘		株式会社ハートコープいしかわ

IV その他事業報告書の内容を補足する重要な事項

該当する事項はありません。

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

決算関係書類

貸借対照表

生活協同組合コープいしかわ

(2021年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,981,944,484	流動負債	3,369,413,743
現金預金	7,635,929,686	買掛金	1,754,403,069
供給未収金	786,087,476	短期リース債務	54,419,182
商品	59,627,607	未払金	10,914,940
未収金	423,282,306	未払法人税等	141,524,900
その他	78,755,409	未払消費税等	57,206,800
貸倒引当金	△ 1,738,000	未払費用	380,659,731
固定資産	3,531,352,028	預り金	681,170,761
有形固定資産	2,692,811,823	賞与引当金	108,686,170
建物	2,067,950,279	ポイント引当金	180,428,190
減価償却累計額	△ 1,392,844,336	固定負債	258,234,786
建物附属設備	903,876,007	長期リース債務	86,647,988
減価償却累計額	△ 721,831,074	資産除去債務	47,917,615
構築物	312,857,482	退職給付引当金	92,298,197
減価償却累計額	△ 287,148,392	役員退職慰労引当金	21,300,000
機械装置	496,236,985	その他	10,070,986
減価償却累計額	△ 406,615,607		
車両運搬具	17,357,000	負債合計	3,627,648,529
減価償却累計額	△ 16,945,016		
器具備品	280,502,159	(純資産の部)	
減価償却累計額	△ 241,275,393	組合員資本	8,885,647,983
リース資産	279,143,100	出資金	6,580,594,000
減価償却累計額	△ 149,414,400	剰余金	2,305,053,983
土地	1,550,963,029	法定準備金	1,372,000,000
無形固定資産	123,160,901	店舗建設積立金	230,000,000
借地権	49,623,177	配送センター建設積立金	140,000,000
ソフトウェア	66,642,336	資産再評価積立金	100,000,000
その他	6,895,388	買物困難者支援積立金	15,000,000
その他固定資産	715,379,304	被災地支援積立金	400,000
関係団体等出資金	266,892,000	災害時対応積立金	15,000,000
関係団体出資金	218,892,000	20周年記念企画積立金	17,000,000
子会社等株式	48,000,000		
長期保有有価証券	392,000	当期末処分剰余金	415,653,983
長期前払費用	169,053,750	(うち当期剰余金)	(403,881,160)
差入保証金	102,736,172		
保険積立金	26,144,642		
繰延税金資産	150,160,740		
		純資産合計	8,885,647,983
資産合計	12,513,296,512	負債・純資産合計	12,513,296,512

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

科 目	摘 要	科 目	摘 要
流動資産	1年以内に現金にかえることができる財産	流動負債	1年以内に支払の期日がくる負債
現金預金	手元にある現金と金融機関に預け入れてある預金	買掛金	支払の期日の到来していない商品仕入代金
供給未収金	宅配事業等で口座振替期日が到来していない供給代金等	短期リース債務	2008年4月以降の重要なリース契約額の内1年以内に支払期限が到来する額
商品	供給する目的で仕入れた商品の棚卸高	未払金	固定資産等を購入した場合に発生した未払金
未収金	自振商品代金の金融機関からの未入金分等	未払法人税等	2020年度分として納める予定の法人税等
その他	立替金・仮払金・前払費用等	未払消費税等	2020年度分として納める予定の消費税等
貸倒引当金	貸倒れが生じた場合のために引き当てた額	未払費用	支払の期日の到来していない諸経費
固定資産	1年以内では現金にかわりにくい財産	預り金	役職員の社会保険料や1口の金額に満たない増資額
有形固定資産	形のある固定資産	賞与引当金	来期の職員の賞与支給のための今年度負担相当額
建物	各事業所の取得価額	ポイント引当金	宅配・店舗で実施のポイントの未使用残高相当を引き当てた額
減価償却累計額	減価償却費計上済の累計額	固定負債	1年以内には支払の期日のこない負債
建物附属設備	各事業所の建物附属設備の取得価額	長期リース債務	2008年4月以降の重要なリース契約額の内1年を超えて支払期限が到来する額
減価償却累計額	減価償却費計上済の累計額	資産除去債務	有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される義務及びそれに準ずる相当額
構築物	駐車場・外構工事等の建物とは別になっている設備の取得価額	退職給付引当金	正規・定時職員等の退職金の支給に備えるために引き当てた額
減価償却累計額	減価償却費計上済の累計額	役員退職慰労引当金	役員の退職金の支給に備えるために引き当てた額
機械装置	冷蔵庫・冷凍庫等の取得価額	その他	テナントから預かっている保証金等
減価償却累計額	減価償却費計上済の累計額		
車両運搬具	移動店舗販売車等の取得価額	組合員資本	出資金と剰余金の合計
減価償却累計額	減価償却費計上済の累計額	出資金	組合員出資金の総額
器具備品	店舗のショーケースや事務用備品等の取得価額	剰余金	事業経営によって発生した剰余金とその積立額
減価償却累計額	減価償却費計上済の累計額	法定準備金	生協法の定めにより積み立てた額
リース資産	2008年4月以降の重要なリース契約資産額	店舗建設積立金	店舗建設等の費用の準備として積み立てた額
減価償却累計額	減価償却費計上済の累計額	配送センター建設積立金	配送センター建設のために積み立てた額
土地	各事業所の土地の取得価額	資産再評価積立金	減損会計による減損損失の計上時への準備のために積み立てた額
無形固定資産	形のない固定資産	買物困難者支援積立金	買物困難者支援事業のために積み立てた額
借地権	借地契約にあたり支出した手数料他	被災地支援積立金	地震等の被災地を支援する目的として積み立てた額
ソフトウェア	コンピュータソフトの費用	災害時対応積立金	災害時の対応に備えるために積み立てた額
その他	電話加入権・水道施設利用権	20周年記念企画積立金	20周年記念事業の費用の準備として積み立てた額
その他固定資産	上記以外の固定資産		
関係団体等出資金	関係団体出資金と子会社等株式の合計		
関係団体出資金	コープ北陸事業連合・日本生協連・コープ共済連等へ出資している金額		
子会社等株式	石川コープロジスティクス株式会社、有限会社協同サービス石川、株式会社ハートコープいしかわへ出資している株式の金額		
長期保有有価証券	株式会社石川県酒業会館株式の金額		
長期前払費用	コープおおぬか出店用地の前払家賃等の額		
差入保証金	店舗等を賃借するために差し入れてある保証金他		
保険積立金	役員の保険積立金	当期未処分剰余金	2020年度の剰余金処分の対象となる剰余金
繰延税金資産	税効果会計における将来減算一時差異等に対して将来回収が見込まれる額	(うち当期剰余金)	2020年度の事業経営活動で発生した剰余金

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

損益計算書

生活協同組合コープいしかわ

自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月31日

(単位:円)

科 目	金 額	
供給事業		
供給高		18,448,666,427
供給原価		
期首商品棚卸高	61,146,860	
仕入高	13,607,769,815	
合計	13,668,916,675	
期末商品棚卸高	59,627,607	
供給剰余金		13,609,289,068
		4,839,377,359
福祉事業		
福祉事業収入		170,512,540
福祉事業費用		175,128,611
福祉損失金		4,616,071
その他事業収入		
配達手数料収入	90,938,200	
共済受託収入	206,061,690	
その他受取手数料	596,744,265	
その他事業収入計		893,744,155
事業総剰余金		5,728,505,443
事業経費		
人件費	2,109,240,544	
物件費	3,149,797,753	
事業剰余金		5,259,038,297
		469,467,146
事業外収益		
受取利息	1,542,458	
受取配当金	1,397,230	
受取家賃	23,858,644	
雑収入	40,684,230	
事業外費用		67,482,562
雑損失	5,378,922	
経常剰余金		5,378,922
		531,570,786
特別利益		
その他特別利益	5,755,516	
特別損失		
固定資産除却損	1,674,296	
その他特別損失	6,098,181	
		7,772,477
税引前当期剰余金		529,553,825
法人税等	142,046,819	
法人税等調整額	△ 16,374,154	
当期剰余金		125,672,665
当期首繰越剰余金		403,881,160
地域活動助成積立金取崩額		7,772,823
20周年記念企画積立金取崩額		1,000,000
		3,000,000
当期末処分剰余金		415,653,983

科 目	摘 要
供給事業	
供給高	宅配事業や店舗事業での組合員の1年間の利用高
供給原価	
期首商品棚卸高	2020年度開始時点(2020年4月1日)の商品在庫高
仕入高	1年間の商品の仕入高
合計	
期末商品棚卸高	2021年3月31日時点の商品在庫高
供給剰余金	1年間の供給事業から発生した剰余金
福祉事業	
福祉事業収入	福祉事業の介護報酬や利用者負担分等の収入
福祉事業費用	福祉事業のヘルパーの報酬等や施設経費の費用
福祉損失金	1年間の福祉事業から発生した損失金
その他事業収入	
配達手数料収入	宅配料
共済受託収入	CO・OP共済等の受取手数料
その他受取手数料	提携生協の物流受託手数料等の事業収入
その他事業収入計	
事業総剰余金	1年間の事業から発生した総剰余金
事業経費	
人件費	諸経費明細書参照
物件費	諸経費明細書参照
事業剰余金	事業総剰余金から事業経費を控除した剰余金
事業外収益	通常の事業活動以外の諸収益
受取利息	定期預金等の利息
受取配当金	日本生協連等からの出資金に対する配当金
受取家賃	生協の施設の賃貸による家賃収入
雑収入	上記以外の収入
事業外費用	通常の事業活動以外の諸費用
雑損失	事業外の損失
経常剰余金	1年間の経営活動により発生した剰余金
特別利益	
その他特別利益	1月の大雪による配送できなかった商品ロス金額に対し、コープ北陸事業連合と保険会社が会員生協に補償した金額
特別損失	
固定資産除却損	使用を中止した固定資産の除却額、老朽化した固定資産の廃棄に伴う廃棄額等
その他特別損失	1月の大雪による配送できなかった商品ロス金額
税引前当期剰余金	法人税等の税金を計上する前の当期剰余金
法人税等	法人税・地方法人税・事業税・特別法人事業税・県民税・市民税等2020年度の事業に対する税金
法人税等調整額	税効果会計による法人税等の調整額
当期剰余金	2020年度の事業経営活動で発生した剰余金
当期首繰越剰余金	2019年度から繰り越した剰余金
地域活動助成積立金取崩額	地域活動助成金支出に係わる取崩額
20周年記念企画積立金取崩額	20周年記念企画に係わる費用分の取崩額
当期末処分剰余金	2020年度の剰余金処分の対象となる剰余金

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

注 記 事 項

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社等株式…移動平均法による原価法

その他有価証券…時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法。時価のないものは移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

売価還元法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

宅 配 …全商品

店 舗 …日配(卵除く)、食品、酒、衣住関連、ギフト

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

店 舗 …農産、水産、畜産、日配(卵)

(3) 固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産(リース資産を除く)は定率法によります。(但し1998年4月1日以後に取得した建物、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備・構築物については定額法)

なお、主な耐用年数は次の通りです。

建 物	7年～47年
建物附属設備	8年～18年
構築物	10年～40年
機械装置	7年～14年
器具備品	5年～20年

2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3) 無形固定資産は定額法によります。なお、ソフトウェアは利用期間(5年)に基づく定額法によります。

4) 長期前払費用は定額法によります。

(4) 引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

2) 賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、翌期における支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

3) ポイント引当金

宅配および店舗において組合員に付与したポイントの使用に備えるため、期末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

4) 退職給付引当金

正規職員の退職により支給する退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額をもとに計算した金額を退職給付引当金として計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に一括処理しています。

定時・メイト・キャリア職員の退職により支給する退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務(簡便法による期末自己都合退職要支給額を採用)を退職給付引当金として計上しています。

5) 役員退職慰労引当金

常勤理事に対する退職慰労金の支給に備えて、「常勤理事退職金規程」に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 消費税等の会計処理

税抜き方式を採用しています。ただし、資産に係る控除対象外消費税は発生年度の期間費用としています。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 保証債務等

- 生活協同組合連合会コープ北陸事業連合の借入（北陸銀行）に対し、債務保証を行っています。
（保証債務極度額 234,780,000円 期末保証債務残高 なし）
- 生活協同組合連合会コープ北陸事業連合の共同仕入事業での日本生活協同組合連合会への商品仕入債務 782,031,169円については、同事業連合に加盟している各生協が連帯して保証しています。

(2) 子法人等及び関連法人等に対する金銭債権及び金銭債務

【子法人等】

(単位：円)

会社名	短 期	
	金銭債権	金銭債務
石川コープロジスティクス株式会社	0	0
株式会社ハートコープいしかわ	3,459,361	5,355,886
有限会社協同サービス石川	729,825	0

【関連法人等】

(単位：円)

事業連合名	短 期	
	金銭債権	金銭債務
生活協同組合連合会 コープ北陸事業連合	169,485,565	1,402,272,071

3. 損益計算書に関する注記

(1) 子法人等及び関連法人等に対する取引高は、以下の通りです。

【子法人等】

(単位：円)

会社名	物流業務委託料等	受取家賃等
石川コープロジスティクス株式会社	283,971,365	4,185,793
株式会社ハートコープいしかわ	41,834,263	1,748,105
有限会社協同サービス石川		1,573,285

【関連法人等】

(単位：円)

事業連合名	仕入高等	受取手数料等
生活協同組合連合会 コープ北陸事業連合	11,572,152,900	568,965,430

(2) 特別利益

- その他特別利益の内容は、以下の通りです。

雪害商品ロス補填	5,755,516円
----------	------------

(3) 特別損失

- 固定資産除却損の内容は、以下の通りです。

鶴来BDF給油タンク	1,647,807円
湊センター気中開閉器	26,482円
その他	7円
合計	1,674,296円

- その他特別損失の内容は、以下の通りです。

雪害商品ロス	5,762,181円
鶴来BDF給油タンク撤去費用	247,000円
小松BDF燃料保管庫撤去費用	89,000円
合計	6,098,181円

(4) 法人税等には、法人税、地方法人税、事業税、特別法人事業税、県民税、市民税が含まれています。

(5) 当期首繰越剰余金には、剰余金処分により繰越した教育事業等繰越金7,000,000円が含まれています。

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

- 1) 金融商品に対する取組方針
店舗及び宅配、福祉事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を調達することとします。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金は銀行借入により調達することとしております。投機的な取引は、生協法施行規則第198条に基づき行いません。
- 2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
資金運用にかかるリスクは「経理規程」に則って運用しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額とほぼ等しいもの(現金預金、供給未収金及び買掛金)及び時価を把握することが極めて困難と認められるものを除き該当するものはないため表示していません。

5. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職により支給する退職給付にあてるため、正規職員は確定給付企業年金制度(積立式制度)を採用しています。なお、定時・メイト・キャリア職員は退職一時金制度(非積立式制度)を採用しています。この他に正規職員は日生協企業年金である総合設立型基金のため退職給付債務等は計上していません。

(2) 正規職員の企業年金制度の退職給付債務等の内容

- 1) 退職給付債務の期首の残高と期末算高の調整表

期首における退職給付債務	749,340,009円
①勤務費用	30,034,036円
②利息費用	6,744,060円
③数理計算上の差異の当期発生額	△3,000,192円
④退職給付の支払額	△49,821,348円
期末における退職給付債務	733,296,565円
- 2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	674,831,747円
①期待運用収益	10,122,476円
②数理計算上の差異の当期発生額	△4,642,019円
③事業主からの拠出額	31,088,470円
④退職給付の支払額	△49,821,348円
期末における年金資産	661,579,326円
- 3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

①積立式制度の退職給付債務	733,296,565円
②年金資産	△661,579,326円
	71,717,239円
③貸借対照表に計上された負債と資産の純額	71,717,239円
④退職給付引当金	71,717,239円
- 4) 退職給付に関連する損益

①勤務費用	30,034,036円
②利息費用	6,744,060円
③期待運用収益	△10,122,476円
④数理計算上の差異の当期の費用処理額	1,641,827円
⑤確定給付制度に係る退職給付費用	28,297,447円
- 5) 年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。
一般勘定 100%
- 6) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成

する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎 (加重平均で表している。)

①割引率	0.9%
②長期期待運用収益率	1.5%

(3) エリア正規・定時・メイト・キャリア職員の退職一時金制度の退職給付債務等の内容

1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	
①退職給付引当金の期首残高	12,930,000円
②退職給付費用	9,660,958円
③退職給付の支払額	<u>△2,010,000円</u>
④退職給付引当金の期末残高	20,580,958円
2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
①非積立型制度の退職給付債務	<u>20,580,958円</u>
②貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>20,580,958円</u>
③退職給付引当金	20,580,958円
3) 退職給付費用	
簡便法で計算した退職給付費用	9,660,958円

(4) 企業年金基金制度に関する注記

日生協企業年金基金の積立状況および当生協の掛金拠出割合は下記の通りです。

1) 制度全体の積立状況に関する事項 (2020年3月末現在)	
年金資産額	41,627,888,500円 (A)
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	<u>34,223,110,000円 (B)</u>
差引額 (A) - (B)	7,404,778,500円
2) 制度全体に占める当生協の掛金拠出割合	0.72%
3) 補足説明	
制度全体における不足金及び過去勤務債務残高はありません。	

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

1) 繰延税金資産	
賞与引当金	34,089,044円
ポイント引当金	49,924,480円
未払事業税	8,288,687円
未払事業所税	590,561円
退職給付引当金	25,538,911円
役員退職慰労引当金	5,893,710円
土地	62,951,884円
減損による減価償却超過額	27,329,762円
資産除去債務	<u>13,258,804円</u>
小計	227,865,843円
評価性引当額	<u>△68,845,594円</u>
繰延税金資産合計	159,020,249円
2) 繰延税金負債	
資産除去債務に対応する資産	<u>8,859,509円</u>
繰延税金負債合計	8,859,509円
繰延税金資産の純額	150,160,740円

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある場合のその差異原因となった

主要な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	27.67%
渉外費等永久に損金に算入されない項目	0.01%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.03%
住民税均等割	1.38%
その他	△5.40%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.63%

7. 賃貸等不動産に関する注記

当生協では、金沢市内において将来の使用が見込まれていない土地・建物等を保有しております。それらの施設を外部に貸し出しすることで、資産の有効活用を図っています。

当期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、661,350円です。

(単位：円)

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
44,682,582	△ 352,848	44,329,734	21,172,935

注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

注2) 当期増減額の内、減少額は減価償却費によるものです。

注3) 当期末時価は、主として「固定資産税評価額」を基礎として算定した金額です。

8. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務の概要

店舗や配送センター、ケアセンター等の一部は、不動産賃貸借契約及び定期借地権契約を締結しており、賃貸借期間終了における原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の施設に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は定期借地権契約締結の固定資産は契約期間、その他は当該固定資産の経済的耐用年数とし、割引率は1.44%から2.14%(20年から50年)を採用しています。

(3) 資産除去債務の総額の増減

当期における資産除去債務の残高は、次の通りです。

期首残高	47,294,249円
有形固定資産の取得に伴う増加額	— 円
時の経過による調整額	623,366円
資産除去債務の履行による減少額	— 円
期末残高	47,917,615円

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) オペレーティング・リースの内、解約不能なものに係る未経過リース料

1年以内	62,951,148円
1年超	949,031,476円
合計	1,011,982,624円

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 会社

種類	子法人等	子法人等	子法人等
法人などの名称	石川コープロジスティクス株式会社	株式会社ハートコープいしかわ	有限会社協同サービス石川
所在地	白山市行町	白山市行町	白山市行町
資本金又は出資金	20,000千円	25,000千円	3,000千円
事業の内容	生協で取り扱う商品の仕分け作業、及び物流企画管理業務、農産物等を供給する事業	組合員から回収した商品カタログ等の加工業務、生協で取り扱う農産物の点検・袋詰め作業、蓄冷剤の洗浄業務、及び農産物等を供給する事業	損害保険代理店業、及び生命保険の募集に関する業務
議決権等の所有割合	100%	100%	100%
関連当事者との関係	1、当生協の委託先 2、役員の兼任1名	1、当生協の委託先 2、役員の兼任1名	1、当生協の委託先 2、役員の兼任1名
取引の内容	項目	金額(単位:円)	金額(単位:円)
	経常収益	4,185,793	1,748,105
	仕入高	1,261,131	2,318,339
	経費	282,710,234	39,515,924
合計	288,157,158	43,582,368	1,573,285
債権	未収金	0	3,459,361
	合計	0	3,459,361
債務	未払費用	0	4,788,589
	買掛金	0	567,297
	預り金	0	0
	合計	0	5,355,886

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

業務の委託については、市場の実勢価格を勘案して決定しています。なお、上記金額のうち、取引金額については消費税等が含まれておらず、期末残高には含まれています。

(2) 組合

種類	生活協同組合連合会	
法人などの名称	生活協同組合連合会 コープ北陸事業連合	
所在地	金沢市間明町	
資本金又は出資金	298,000千円	
事業の内容	食品、家庭用品、衣料品等を会員生協に供給する事業、会員生協の電算処理業務及び物流業務を受託する事業	
議決権等の所有割合	37.1%	
関連当事者との関係	1、当生協の仕入先 2、役員の兼任6名	
取引の内容	項目	金額(単位:円)
	経常収益	568,965,430
	仕入高	10,469,424,057
	経費	1,102,728,843
合計	12,141,118,330	
債権	未収金	169,485,565
	合計	169,485,565
債務	買掛金	1,295,644,678
	未払費用	106,413,393
	預り金	214,000
	保証債務	782,031,169
合計	2,184,303,240	

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

商品の仕入については、当生協のほか2生協でコープ北陸事業連合を設立し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しています。なお、上記金額のうち、取引金額については消費税等が含まれておらず、期末残高には含まれています。

(3) 役員及びその近親者

これに該当する取引はありません。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

決算関係書類の附属明細書

I 組合員資本の明細

1. 組合員資本の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	
出 資 金	6,288,095,000	795,378,000	502,879,000	6,580,594,000	
法 定 準 備 金	1,322,000,000	50,000,000	0	1,372,000,000	
任意積立金	店 舗 建 設 積 立 金	210,000,000	20,000,000	0	230,000,000
	配送センター建設積立金	120,000,000	20,000,000	0	140,000,000
	資産再評価積立金	57,100,000	42,900,000	0	100,000,000
	20周年記念企画積立金	10,000,000	10,000,000	3,000,000	17,000,000
	災害時対応積立金	15,000,000	0	0	15,000,000
	買物困難者支援積立金	10,000,000	5,000,000	0	15,000,000
	被災地支援積立金	400,000	0	0	400,000
地域活動助成積立金	0	1,000,000	1,000,000	0	
当 期 未 処 分 剰 余 金	189,672,823	407,881,160	181,900,000	415,653,983	
合 計	8,222,267,823	1,352,159,160	688,779,000	8,885,647,983	

II 有形固定資産及び無形固定資産の明細

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得価額
有形固定資産	建 物	710,512,149	460,600	0	35,866,806	675,105,943	1,392,844,336	2,067,950,279
	建物附属設備	197,657,629	14,259,700	26,482	29,845,914	182,044,933	721,831,074	903,876,007
	構 築 物	32,179,072	855,000	1,647,807	5,677,175	25,709,090	287,148,392	312,857,482
	機 械 装 置	94,171,642	16,144,500	0	20,694,764	89,621,378	406,615,607	496,236,985
	車両運搬具	823,963	0	0	411,979	411,984	16,945,016	17,357,000
	器 具 備 品	33,339,551	27,389,260	7	21,502,038	39,226,766	241,275,393	280,502,159
	リース資産	149,667,700	37,038,000	0	56,977,000	129,728,700	149,414,400	279,143,100
	土 地	1,550,963,029	0	0		1,550,963,029		1,550,963,029
	建設仮勘定	0	0	0		0		0
	計	2,769,314,735	96,147,060	1,674,296	170,975,676	2,692,811,823	3,216,074,218	5,908,886,041
無形固定資産	借 地 権	49,623,177	0	0	0	49,623,177		
	ソフトウェア	84,866,990	9,726,000	0	27,950,654	66,642,336		
	そ の 他	7,184,924	0	0	289,536	6,895,388		
	計	141,675,091	9,726,000	0	28,240,190	123,160,901		

(注1) 当期増加の主なものは次のとおりです。

建物附属設備	古府センター	キュービクル改修工事	2,253,500円
	湊センター	キュービクル改修工事	2,153,300円
機械装置	宅配物流部	青果センター冷凍庫改修工事	9,144,500円
	コープたまぼこ	水自販機	2,190,000円
	小松センター	加賀センター冷凍冷蔵庫入替工事	2,140,000円
器具備品	小松センター	電話設備機器	2,740,000円
	古府センター	電話設備機器	2,430,000円
ソフトウェア	宅配運営部	加賀物流用事業所コード設定対応	5,500,000円
	宅配物流部	入荷管理システム	3,300,000円
リース資産		配送トラック8台	31,452,000円
		軽配送車両1台	2,886,000円
		営業車両2台	2,700,000円

Ⅲ 関係団体等出資金の明細

1. 関係団体等出資金の明細

(単位:円)

出 資 先		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
関連団体 出資金	生活協同組合連合会コープ北陸事業連合	125,000,000	0	0	125,000,000
	日本生活協同組合連合会	70,210,000	0	0	70,210,000
	日本コープ共済生活協同組合連合会	16,000,000	0	0	16,000,000
	その他	7,682,000	0	0	7,682,000
小 計		218,892,000	0	0	218,892,000
子会社等 株式	株式会社ハートコープいしかわ	25,000,000	0	0	25,000,000
	石川コープロジスティクス株式会社	20,000,000	0	0	20,000,000
	有限会社協同サービス石川	3,000,000	0	0	3,000,000
	小 計	48,000,000	0	0	48,000,000
合 計		266,892,000	0	0	266,892,000

Ⅳ 引当金の明細

1. 引当金の明細

(単位:円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸 倒 引 当 金	2,428,000	472,331	1,162,331	1,738,000
賞 与 引 当 金	85,763,300	108,686,170	85,763,300	108,686,170
ポ イ ン ト 引 当 金	169,445,435	71,756,269	60,773,514	180,428,190
退 職 給 付 引 当 金	87,438,262	37,958,405	33,098,470	92,298,197
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	18,830,000	2,470,000	0	21,300,000
合 計	363,904,997	221,343,175	180,797,615	404,450,557

Ⅴ 事業経費の明細

1. 事業経費の明細

(単位:円)

1 人 件 費	
役 員 報 酬	51,090,000
職 員 給 与	1,094,149,726
定 時 職 員 給 与	526,413,166
退 職 給 付 費 用	46,396,876
福 利 厚 生 費	274,731,462
役 員 退 職 慰 労	2,470,000
引 当 金 繰 入 額	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	113,989,314
人 件 費 合 計	2,109,240,544
2 物 件 費	
教 育 文 化 費	19,877,115
広 報 費	362,883,687
消 耗 品 費	172,023,825
車 両 運 搬 費	99,246,279
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	472,331
ポ イ ン ト 引 当 金 繰 入 額	71,756,269
修 繕 費	58,147,818
施 設 管 理 費	32,572,841
減 価 償 却 費	189,036,501
地 代 家 賃	80,291,921
リ ー ス 料	31,859,229
水 道 光 熱 費	96,006,153
水 保 険 料	5,819,162
委 託 料	1,829,922,526
研 修 採 用 費	15,598,935
調 査 採 用 費	2,771,352
会 議 費	6,980,076
諸 外 費	12,059,865
租 税 公 課	290,494
通 信 交 通 費	19,683,382
雑 費	40,233,929
物 件 費 合 計	2,264,063
事 業 経 費 合 計	3,149,797,753
	5,259,038,297

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

VI 事業の種類ごとの損益の明細

1. 事業別損益計算書

(単位:円)

科 目	供給・利用事業等	福祉事業	合 計
供給事業			
供給高	18,448,666,427		18,448,666,427
供給原価	<u>13,609,289,068</u>		<u>13,609,289,068</u>
供給剰余金	4,839,377,359		4,839,377,359
福祉事業			
福祉事業収入		170,512,540	170,512,540
福祉事業費用		<u>175,128,611</u>	<u>175,128,611</u>
福祉損失金		4,616,071	4,616,071
その他事業収入			
配達手数料収入	90,938,200		90,938,200
共済受託収入	206,061,690		206,061,690
その他受取手数料	<u>596,744,265</u>		<u>596,744,265</u>
事業総剰余金	5,733,121,514	△ 4,616,071	5,728,505,443
事業経費			
人件費	2,067,963,474	41,277,070	2,109,240,544
物件費	<u>3,142,590,345</u>	<u>7,207,408</u>	<u>3,149,797,753</u>
事業剰余金	522,567,695	△ 53,100,549	469,467,146
事業外収益			
受取利息	1,542,458		1,542,458
受取配当金	1,397,230		1,397,230
受取家賃	23,858,644		23,858,644
雑収入	40,684,230		40,684,230
事業外費用			
雑損失	<u>5,348,922</u>	<u>30,000</u>	<u>5,378,922</u>
経常剰余金	584,701,335	△ 53,130,549	531,570,786
特別利益			
その他特別利益	<u>5,755,516</u>		5,755,516
特別損失			
固定資産除却損	1,674,295	1	1,674,296
その他特別損失	<u>6,098,181</u>		<u>6,098,181</u>
税引前当期剰余金	582,684,375	△ 53,130,550	529,553,825
法人税等			142,046,819
法人税等調整額			<u>△ 16,374,154</u>
当期剰余金			403,881,160

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

2. 事業別事業経費明細表

(単位:円)

科 目	供給・利用事業等	福祉事業	合 計
1 人 件 費			
役 員 報 酬	51,090,000		51,090,000
職 員 給 与	1,064,887,672	29,262,054	1,094,149,726
定 時 職 員 給 与	523,188,413	3,224,753	526,413,166
退 職 給 付 費 用	45,089,500	1,307,376	46,396,876
福 利 厚 生 費	269,580,885	5,150,577	274,731,462
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額	2,470,000		2,470,000
賞 与 引 当 金 繰 入 額	111,657,004	2,332,310	113,989,314
人 件 費 合 計	2,067,963,474	41,277,070	2,109,240,544
2 物 件 費			
教 育 文 化 費	19,877,115		19,877,115
広 報 費	362,809,437	74,250	362,883,687
消 耗 品 費	171,838,631	185,194	172,023,825
車 両 運 搬 費	99,047,866	198,413	99,246,279
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	472,331		472,331
ポ イ ン ト 引 当 金 繰 入 額	71,756,269		71,756,269
修 繕 費	58,147,090	728	58,147,818
施 設 管 理 費	32,572,841		32,572,841
減 価 償 却 費	188,431,117	605,384	189,036,501
地 代 家 賃	80,291,921		80,291,921
リ ー ス 料	31,859,229		31,859,229
水 道 光 熱 費	96,006,153		96,006,153
保 険 料	5,699,102	120,060	5,819,162
委 託 料	1,824,112,526	5,810,000	1,829,922,526
研 修 採 用 費	15,596,207	2,728	15,598,935
調 査 研 究 費	2,637,257	134,095	2,771,352
会 議 費	6,980,076		6,980,076
諸 会 費	12,051,681	8,184	12,059,865
渉 外 費	290,494		290,494
租 税 公 課	19,683,194	188	19,683,382
通 信 交 通 費	40,165,745	68,184	40,233,929
雑 費	2,264,063		2,264,063
物 件 費 合 計	3,142,590,345	7,207,408	3,149,797,753
事 業 経 費 合 計	5,210,553,819	48,484,478	5,259,038,297

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

3. 福祉事業事業別活動計算書

(単位：円)

事業 科目	介護保険事業					介護保険事業以外の事業			合計
	訪問介護	居宅介護支援	通所介護	グループホーム	小計	障がい福祉サービス	独自事業その他	小計	
I 福祉事業収入	25,163,511	11,635,164	25,707,587	81,577,195	144,083,457	26,429,083	0	26,429,083	170,512,540
1 介護報酬収入	20,059,408	9,907,441	20,738,178	51,861,477	102,566,504	4,630,375		4,630,375	107,196,879
2 障がい福祉サービス収入					0	21,114,346		21,114,346	21,114,346
3 利用者負担収入	2,518,474		2,665,936	6,092,816	11,277,226	647,812		647,812	11,925,038
4 独自介護事業収入	584,500		1,983,100	22,657,811	25,225,411			0	25,225,411
5 その他の事業収入	2,001,129	1,727,723	320,373	965,091	5,014,316	36,550		36,550	5,050,866
II 福祉事業費用	20,891,890	15,750,888	35,114,603	78,818,701	150,576,082	24,552,529	0	24,552,529	175,128,611
1 人件費	17,264,102	12,843,622	27,624,808	50,413,664	108,146,196	20,289,086		20,289,086	128,435,282
2 物件費	3,627,788	2,907,266	7,489,795	28,405,037	42,429,886	4,263,443		4,263,443	46,693,329
福祉剰余金	4,271,621	△ 4,115,724	△ 9,407,016	2,758,494	△ 6,492,625	1,876,554	0	1,876,554	△ 4,616,071
III 事業経費	0	0	0	0	0	0	48,484,478	48,484,478	48,484,478
1 人件費					0		41,277,070	41,277,070	41,277,070
2 物件費					0		7,207,408	7,207,408	7,207,408
事業剰余金	4,271,621	△ 4,115,724	△ 9,407,016	2,758,494	△ 6,492,625	1,876,554	△ 48,484,478	△ 46,607,924	△ 53,100,549
IV 事業外収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1 雑収入					0		0	0	0
V 事業外費用	0	0	0	0	0	0	30,000	30,000	30,000
1 雑損失					0		30,000	30,000	30,000
経常剰余金	4,271,621	△ 4,115,724	△ 9,407,016	2,758,494	△ 6,492,625	1,876,554	△ 48,514,478	△ 46,637,924	△ 53,130,549
VI 特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
VII 特別損失	0	0	0	0	0	0	1	1	1
3 その他特別損失					0		1	1	1
税引前当期剰余金	4,271,621	△ 4,115,724	△ 9,407,016	2,758,494	△ 6,492,625	1,876,554	△ 48,514,479	△ 46,637,925	△ 53,130,550
法人税等					0			0	0
当期剰余金	4,271,621	△ 4,115,724	△ 9,407,016	2,758,494	△ 6,492,625	1,876,554	△ 48,514,479	△ 46,637,925	△ 53,130,550

(注) 事業経費及び雑収入は、福祉事業全体の共通経費として「独自事業その他」にまとめて記載しています。

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

Ⅶ その他決算関係書類の内容を補足する重要な事項

1. 主要な資産の明細

(1) 現金預金の明細

(単位：円)

区 分	内 訳	期首残高	期末残高	当期増減額
現 金 預 金	現 金	24,644,534	23,063,786	△ 1,580,748
	当 座 預 金	102,781,919	108,861,360	6,079,441
	普 通 預 金	4,560,679,629	5,767,004,540	1,206,324,911
	定 期 預 金	2,121,000,000	1,720,000,000	△ 401,000,000
	定 期 積 金	17,000,000	17,000,000	0
合 計		6,826,106,082	7,635,929,686	809,823,604

(2) 供給未収金の明細

1) 内訳

(単位：円)

内 訳	金 額
宅配事業供給未収金	786,087,476
合 計	786,087,476

2) 回収状況

(単位：円)

期首残高	当期発生高	当期回収高	期末残高	回収率
765,932,878	17,164,573,296	17,144,418,698	786,087,476	95.6%

(3) 有価証券の明細

(単位：円)

区 分	内 訳	期首残高	期末残高	当期増減額
長期保有有価証券	(株)石川県酒業 会館株券	392,000	392,000	0

(4) 商品の明細

(単位：円)

内 訳	金 額	内 訳	金 額
【宅配事業】		【店舗事業】	
米	15,697	農 産	1,334,062
酒	788,041	水 産	1,429,759
衣 住 関 連	1,762,968	畜 産	3,656,800
灯 油	5,399,334	日 配	8,016,446
		食 品	23,633,692
		酒	6,296,891
		衣 住 関 連	7,293,917
		店 舗 事 業 合 計	51,661,567
宅 配 事 業 合 計	7,966,040	総 合 計	59,627,607

(5) 未収金の明細

(単位：円)

内 訳	金 額
商品代金(金融機関からの未入金分)	197,067,517
生活協同組合連合会コープ北陸事業連合	169,485,565
福 祉 事 業 収 入 分	25,499,022
そ の 他	31,230,202
合 計	423,282,306

(6) 長期前払費用の明細

(単位：円)

内 訳	金 額
コープおおぬか賃借土地前払地代	141,500,000
コープおおぬか賃借土地開発協力金	27,553,750
合 計	169,053,750

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

(7) 差入保証金の明細

(単位：円)

内 訳	金 額
コープおおぬか賃借土地敷金	50,055,500
電子マネー供託金	14,500,000
コープたまぼこ賃借土地敷金	13,059,200
古府センター敷金	10,813,960
その他の他	14,307,512
合 計	102,736,172

(8) その他資産の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	期末残高	当期増減額
前 渡 金	1,307,722	1,726,154	418,432
立 替 金	29,433,422	18,463,602	△ 10,969,820
前 払 費 用	20,471,410	27,617,921	7,146,511
仮 払 金	26,995,740	26,499,332	△ 496,408
預 け 金	0	4,448,400	4,448,400
合 計	78,208,294	78,755,409	547,115

2. 主要な負債の明細

(1) 買掛金の明細

(単位：円)

相 手 先	金 額
生活協同組合連合会コープ北陸事業連合	1,295,644,678
日本生活協同組合連合会 カタログ事業部	107,238,657
株式会社丸魚商店	21,632,733
株式会社一膳	20,575,201
日本生活協同組合連合会 関西支所	20,238,700
カネ美食品株式会社	19,966,777
カナカン株式会社日配商品金沢営業所	18,606,791
国分中部株式会社	18,520,652
その他の他	231,978,880
合 計	1,754,403,069

(2) 未払金の明細

(単位：円)

相 手 先	金 額
ツボ電気工事株式会社	5,878,400
金沢市事業所税	2,134,300
株式会社トーケン	1,517,560
その他の他	1,384,680
合 計	10,914,940

(3) 未払法人税等の明細

(単位：円)

内 訳	金 額
法人税	85,735,300
地方法人税	8,884,400
事業税	22,271,800
地方法人特別税	7,683,700
県民税	2,392,600
市民税(七尾市)	1,071,000
市民税(金沢市)	6,234,300
市民税(白山市)	5,739,900
市民税(小松市)	974,900
市民税(加賀市)	537,000
合 計	141,524,900

(4) 未払費用の明細

(単位：円)

内 訳	金 額
生活協同組合連合会コープ北陸事業連合	106,413,393
2021年3月21日～31日の11日分の経費等	104,612,000
SBSゼンツウ株式会社	41,865,308
株式会社関西丸和ロジスティクス	15,570,186
新協建設工業株式会社	11,566,720
田辺商事株式会社	10,034,015
その他の他	90,598,109
合 計	380,659,731

3. キャッシュフロー計算書

自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月31日

(単位:円)

[間接法]	
I. 事業活動によるキャッシュフロー	
税引前当期剰余金	529,553,825
減価償却費	200,289,589
貸倒引当金の増減額	△ 690,000
賞与引当金の増減額	22,922,870
ポイント引当金の増減額	10,982,755
退職給付引当金の増減額	4,859,935
役員退職給与引当金の増減額	2,470,000
受取利息及び受取配当金等	△ 2,939,688
固定資産除却損	1,674,296
供給債権の増減額	△ 20,154,598
棚卸資産の増減額	1,519,253
前払費用の増減額	△ 7,146,511
その他事業債権の増減額	△ 94,371,929
仕入債務の増減額	50,251,345
未払金の増減額	798,240
未払費用等の増減額	60,431,660
未払消費税の増減額	26,702,300
その他事業債務の増減額	11,725,213
小計	798,878,555
利息及び配当金の受取額	2,939,688
法人税等の支払額	△ 65,419,400
事業活動によるキャッシュフロー	736,398,843
II. 投資活動キャッシュフロー	
定期預金・積金の預入れによる支出	△ 1,924,000,000
定期預金・積金の満期による収入	2,325,000,000
有形固定資産の取得による支出	△ 51,126,660
無形固定資産の取得による支出	△ 9,726,000
差入保証金の返還による収入	100,000
差入保証金の差入による支出	△ 1,400,108
保険積立金の積立による支出	△ 3,093,808
預り保証金の増加による収入	200,000
預り保証金の返還による支出	△ 100,000
投資活動によるキャッシュフロー	335,853,424
III. 財務活動キャッシュフロー	
リース債務の返済による支出	△ 57,996,102
出資預かり金の増減額	△ 62,931,561
出資金の増資による収入	795,378,000
出資金の減資による支出	△ 502,879,000
利用分量割戻金の支払額	△ 14,000,000
出資配当金の支払額	△ 19,000,000
財務活動によるキャッシュフロー	138,571,337
IV. 現金及び現金同等物の増加額	1,210,823,604
V. 現金及び現金同等物の期首残高	4,688,106,082
VI. 現金及び現金同等物の期末残高	5,898,929,686

(注) 現金及び現金同等物の範囲

(単位:円)

項 目	期 首	期 末
現金預金	6,826,106,082	7,635,929,686
預金期間が3ヶ月を超える定期預金等	△ 2,138,000,000	△ 1,737,000,000
現金及び現金同等物	4,688,106,082	5,898,929,686

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

剰余金処分案

(単位:円)

項 目	金 額
I 当期末処分剰余金	415,653,983
II 剰余金処分額	
1 法定準備金	83,000,000
2 出資配当金	20,000,000
3 利用分量割戻金	100,000,000
4 任意積立金	
(1) 地域活動助成積立金	1,000,000
(2) 店舗建設積立金	80,000,000
(3) 災害時対応積立金	5,000,000
(4) 配送センター建設積立金	100,000,000
(5) 買物困難者支援積立金	5,000,000
	394,000,000
III 次期繰越剰余金	21,653,983

注記

- 法定準備金は、生協法で「出資金の2分の1に達するまで、毎事業年度剰余金の10分の1以上を積み立てなければならない」と定められています。
現在、コープいしかわの出資金残高は、2021年3月31日現在65億8,059万円であり、引き続き法定準備金の積立が必要です。
- 出資配当金は出資金額の月次平均の0.3%になっています。
(1) 出資配当金は、確定額との差異が生じたときは、定款にもとづき剰余金に算入します。
(2) 出資配当金は、20.42%の源泉所得税及び源泉復興特別所得税が控除されます。
上記出資配当金は、本事業年度末に出資残高を有する組合員で、本総代会の当日(2021年6月10日)に在籍組合員であることを必要とします。個人別の出資配当金の明細と払い戻し手続きについての通知書は、総代会後に組合員に別途お届けする予定です。手続きがない場合は、各組合員の出資残高に振替えるものとします。
- 利用分量割戻金は、年間利用高(共済および福祉事業、葬祭利用高を除く)の0.55%になっています。
- 地域活動助成金として100万円を積み立てます。
- 店舗建設のために8,000万円を積み立てます。
- 感染症等の支援対応を含め災害時対応積立金として500万円を積み立てます。
- 配送センター建設のために1億円を積み立てます。
- 買物困難者支援のために500万円を積み立てます。
- 教育事業等繰越金は、生協法で「毎事業年度の剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越さなければならない」と定められています。次期繰越剰余金に含まれる教育事業等繰越金は2,100万円です。

以上のとおり提案します。

2021年6月10日
理事長 大谷 学
(以 上)

(参考資料)

連結決算書

以下の連結決算書(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書)は、コープいしかわの2020年度の決算と石川コープロジスティクス(株)・(株)ハートコープいしかわ及び(有)協同サービス石川の決算を連結したものです。

(1) 連結貸借対照表

2021年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	9,104,988,199	流動負債	3,384,414,642
現金及び預金	7,754,949,641	支払手形及び事業未払金	1,765,217,257
受取手形及び事業未収金	1,212,781,995	未払費用	387,496,912
有価証券	0		
貸倒引当金	△ 1,738,000	未払法人税等	144,399,400
たな卸資産	59,935,854	未払消費税等	61,204,200
その他	79,058,709	賞与引当金	109,422,343
固定資産	3,483,457,012	その他	916,674,530
有形固定資産	2,692,811,823	固定負債	258,724,786
建物	2,067,950,279	退職給付引当金	92,788,197
減価償却累計額	△ 1,392,844,336	役員退職慰労引当金	21,300,000
建物附属設備	903,876,007	その他	144,636,589
減価償却累計額	△ 721,831,074	負債合計	3,643,139,428
構築物	312,857,482		
減価償却累計額	△ 287,148,392		
機械装置	496,236,985		
減価償却累計額	△ 406,615,607		
車両運搬具	17,357,000		
減価償却累計額	△ 16,945,016		
器具・備品	280,502,159		
減価償却累計額	△ 241,275,393		
リース資産	279,143,100		
減価償却累計額	△ 149,414,400		
土地	1,550,963,029		
建設仮勘定	0		
無形固定資産	123,235,885	純資産の部	
借地権	49,623,177	出資金・資本金	6,580,594,000
水道施設利用権	1,009,295	連結剰余金	2,364,711,783
電話加入権	5,961,077		
ソフトウェア	66,642,336		
投資その他	667,409,304	純資産合計	8,945,305,783
関係団体出資金	218,892,000		
長期有価証券	392,000		
差入保証金	102,736,172		
その他	345,389,132		
繰延資産	0		
資産合計	12,588,445,211	負債・純資産合計	12,588,445,211

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

(2) 連結損益計算書

自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月31日

(単位:円)

供給高		18,441,699,283
供給原価		<u>13,615,464,586</u>
供給剰余金		4,826,234,697
手数料		<u>887,676,444</u>
事業総剰余金		5,713,911,141
事業経費		
人件費	2,178,319,974	
物件費	3,070,366,333	<u>5,248,686,307</u>
事業剰余金		465,224,834
事業外収入		
受取利息	1,543,552	
受取配当金	1,397,530	
その他	85,797,886	88,738,968
事業外費用		
雑損失	5,676,592	<u>5,676,592</u>
経常剰余金		548,287,210
特別利益		
その他特別利益	5,755,516	5,755,516
特別損失		
固定資産除却損	1,674,296	
その他特別損失	6,098,181	<u>7,772,477</u>
税引前当期剰余金		546,270,249
法人税等		147,073,519
法人税等調整額		△ 16,374,154
当期剰余金		<u>415,570,884</u>

(3) 連結剰余金計算書

自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月31日

(単位:円)

連結剰余金期首残高		1,982,140,899
配当金	19,000,000	
利用分量割戻金	14,000,000	
当期剰余金		415,570,884
連結剰余金期末残高		2,364,711,783

(注) 確定方式(2020年度中に行われた剰余金処分を対象とする方式)を採用しています。

なお、本議案及び議決の本旨の反しない範囲の字句修正は理事会に一任ください。

監 査 報 告 書

私たち監事は、2020年4月1日から2021年3月31日までの2020年事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監事から監査の実施及び結果について報告を受けるほか、理事等及び監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監事は、日本生協連の生協監事監査基準モデルに準拠して、他の監事と意思疎通および情報交換を図るほか、監査方針、職務の分担等に従い理事、内部監査部門等その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他組合業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づいて整備されている体制（内部統制システム）の構築・運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社等については、子会社等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社等から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。また監査法人の監査の方法及び結果の相当性を判断し、参考にしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

一 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 決算関係書類（剰余金処分案を除く）及びその附属明細書の監査結果

決算関係書類（剰余金処分案を除く）及びその附属明細書は、組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(3) 剰余金処分案の監査結果

剰余金処分案は法令及び定款に適合し、かつ、組合財産の状況その他の事情に照らして指摘すべき事項は認められません。

2021年5月20日 生活協同組合コープいしかわ

特定監事 上野 義昭 

監事 山本 信一 

監事 倉 大八 

監事 林 静香 

監事 谷口 智美 

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

生活協同組合コープいしかわ
理事会 御中

北陸監査法人
石川県金沢市
指定社員
業務執行社員 公認会計士

<決算関係書類等監査>

監査意見

当監査法人は、消費生活協同組合法第31条の8第1項の規定に準じて、生活協同組合コープいしかわの2020年4月1日から2021年3月31日までの2020年度の剰余金処分案を除く決算関係書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「決算関係書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の決算関係書類等が、消費生活協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該決算関係書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「決算関係書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

決算関係書類等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、消費生活協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して決算関係書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない決算関係書類等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

決算関係書類等を作成するに当たり、理事者は、継続組合の前提に基づき決算関係書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、消費生活協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続組合に関する事

項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

決算関係書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての決算関係書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から決算関係書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、決算関係書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 決算関係書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組合を前提として決算関係書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において決算関係書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する決算関係書類等の注記事項が適切でない場合は、決算関係書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続組合として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 決算関係書類等の表示及び注記事項が、消費生活協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた決算関係書類等の表示、構成及び内容、並びに決算関係書類等が基礎となる取引や会計事象を適切に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

＜剰余金処分案に対する意見＞

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、消費生活協同組合法第31条の8第1項の規定に準じて、生活協同組合コープいしかわの2020年4月1日から2021年3月31日までの2020年度の剰余金処分案（剰余金処分案に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

I 事業予算の概要

(1) 事業別

- ① 宅配事業は、ひとり一人の組合員の暮らしを出発点に、ひとり一人の組合員の声を集め広げ循環し、組合員と一緒に暮らしの願いの実現に取り組みます。暮らしに必要な商品がコープの宅配で揃う、商品政策について検討をすすめ、子育て層、高齢者層が安心して利用できる配送、サポートを強化します。
- ② 店舗事業は、暮らしを豊かにする情報発信や発見のあるお店づくりをすすめます。2022年春の3号店出店に向けて、組合員の声を出発点に安心して利用できる店舗づくりに取り組みます。
- ③ 共済事業は、安心して暮らすために欠かせない日常品となるように保障を広げていきます。
- ④ 福祉事業は、住み慣れた地域で安心してその人らしく生活していけるよう「生協10の基本ケア」の定着化をすすめます。

(2) 供給高・事業収入

総供給高は、新型コロナウイルス感染症によって2020年度の購買事業が大きく伸長した影響もあり、3.9%減の177億3,800万円(前年比96.1%)を計画します。業態別では宅配事業では前年比96.1%、店舗事業では前年比96.3%を計画します。

供給剰余金は供給高の減少により45億7,757万円(前年比94.6%)を計画します。

福祉剰余金は事業収入の増加により1万円を計画します。

その他事業収入は8億1,429万円(前年比91.1%)を計画します。

結果、事業総剰余金(供給剰余金+福祉剰余金+その他事業収入)は53億9,189万円(前年比94.1%)を計画します。

(3) 事業経費

人件費は20億8,980万円(前年比99.1%)を計画します。引き続き、効率的な業務推進に取り組み、残業時間の削減をはかります。

物件費は30億8,165万円(前年比97.8%)を計画します。

結果、事業経費(人件費+物件費)は51億7,145万円(前年比98.3%)を計画します。

(4) 事業外収支・経常剰余金

事業剰余金(事業総剰余金-事業経費)は2億2,043万円(前年比47.0%)を計画します。

事業外収支は8,956万円(前年比144.2%)を計画し、その結果、経常剰余金(事業剰余金+事業外収支)は3億1,000万円(前年比58.3%)を計画します。

[1] 事業予算

(単位：千円)

科目	内容	2021年度予算	2020年度実績	前年比 (%)
供給高		17,738,000	18,448,666	96.1
供給剰余金		4,577,579	4,839,377	94.6
福祉事業収入		174,233	170,513	102.2
福祉事業費用		174,216	175,129	99.5
福祉剰余金		17	△ 4,616	△ 0.4
その他事業収入		814,299	893,744	91.1
受託手数料	学校生協など	14,930	14,369	103.9
受取手数料	共済・生活文化・宅配料など	799,369	879,375	90.9
事業総剰余金		5,391,895	5,728,505	94.1
事業経費		5,171,457	5,259,038	98.3
人件費		2,089,807	2,109,241	99.1
物件費		3,081,650	3,149,798	97.8
事業剰余金		220,438	469,467	47.0
事業外収益		94,932	67,483	140.7
事業外費用		5,370	5,379	99.8
経常剰余金		310,000	531,571	58.3
特別利益		0	5,756	0.0
特別損失		0	7,772	0.0
税引前当期剰余金		310,000	529,554	58.5

(注) 千円未満は四捨五入して表示しています。

(1) 業態別損益予算

(単位：千円)

	センター計		宅配事業間接部門計		宅配事業計		店舗事業計	
	2021年度予算	前年比	2021年度予算	前年比	2021年度予算	前年比	2021年度予算	前年比
供給高	14,738,000	96.1	0	—	14,738,000	96.1	3,000,000	96.3
供給剰余金	3,880,699	94.5	0	—	3,880,699	94.5	696,880	95.1
福祉事業収入	0	—	0	—	0	—	0	—
福祉事業費用	0	—	0	—	0	—	0	—
福祉剰余金	0	—	0	—	0	—	0	—
その他事業収入	143,652	108.4	493,103	85.5	636,755	89.8	5,430	113.4
事業総剰余金	4,024,351	94.9	493,103	85.5	4,517,454	93.8	702,310	95.2
人件費	961,036	95.4	298,949	103.4	1,259,985	97.2	480,970	109.7
物件費	996,855	95.2	1,320,467	96.0	2,317,322	95.6	297,032	106.7
経費計	1,957,891	95.3	1,619,416	97.3	3,577,307	96.2	778,002	108.5
事業剰余金	2,066,460	94.6	△ 1,126,313	103.5	940,147	85.7	△ 75,692	-362.6
本部間接費配賦	541,460	94.3	0	—	541,460	94.3	110,217	99.7
業態間接費配賦	1,126,313	103.5	△ 1,126,313	103.5	0	—	0	—
経費計(間接費含む)	3,625,664	97.6	493,103	85.5	4,118,767	95.9	888,219	107.4
事業剰余金	398,687	76.3	0	—	398,687	76.3	△ 185,909	207.4
事業外収益	9,326	85.0	23,406	125.2	32,732	110.4	2,370	61.6
事業外費用	0	—	0	0.0	0	—	0	0.0
経常剰余金	408,013	76.5	23,406	125.2	431,419	78.1	△ 183,539	213.8
特別損益	0	0.0	0	0.0	0	—	0	—
税引前当期剰余金	408,013	76.5	23,406	125.3	431,419	78.2	△ 183,539	213.8

(注) 千円未満は四捨五入して表示しています。

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

(単位：千円)

	福祉事業		共済事業		本部費計		総事業合計	
	2021年度予算	前年比	2021年度予算	前年比	2021年度予算	前年比	2021年度予算	前年比
供給高	0	-	0	-	0	-	17,738,000	96.1
供給剰余金	0	-	0	-	0	-	4,577,579	94.6
福祉事業収入	174,233	102.2	0	-	0	-	174,233	102.2
福祉事業費用	174,216	99.5	0	-	0	-	174,216	99.5
福祉剰余金	17	-0.4	0	-	0	-	17	-0.4
その他事業収入	0	-	155,731	95.8	16,383	95.6	814,299	91.1
事業総剰余金	17	-0.4	155,731	95.8	16,383	95.6	5,391,895	94.1
人件費	45,165	109.4	24,648	103.4	279,039	90.1	2,089,807	99.1
物件費	3,634	50.4	9,223	99.3	454,439	105.2	3,081,650	97.8
事業経費計	48,799	100.6	33,871	102.3	733,478	98.9	5,171,457	98.3
直接剰余金	△ 48,782	91.9	121,860	94.1	△ 717,095	99.0	220,438	47.0
本部間接費配賦	6,401	105.2	5,722	93.7	△ 663,800	95.3	0	-
業態間接費配賦	0	-	0	-	0	-	0	-
経費計(間接費含む)	55,200	101.2	39,593	100.9	69,678	156.0	5,171,457	98.3
事業剰余金	△ 55,183	93.2	116,138	94.1	△ 53,295	193.6	220,438	47.0
事業外収益	0	-	1,165	99.4	58,665	178.8	94,932	140.7
事業外費用	0	0.0	0	-	5,370	101.8	5,370	99.9
経常剰余金	△ 55,183	93.2	117,303	94.2	0	-	310,000	58.3
特別損益	0	0.0	0	-	0	0.0	0	-
税引前当期剰余金	△ 55,183	93.2	117,303	94.2	0	0.0	310,000	58.5

(注) 千円未満は四捨五入して表示しています。

(2) 組織と出資金の計画

		宅配事業	店舗事業	その他	合計
		組合員数 (人数)	期首	131,608	25,594
	加入	5,400	1,150	10	6,560
	脱退・移管	△ 3,271	△ 568	122	△ 3,717
	期中増減	2,129	582	132	2,843
	期末	133,737	26,176	1,504	161,417
出資金 (口数)	期首	6,448,049	110,643	21,902	6,580,594
	加入・増資	787,500	1,550	10	789,060
	脱退・減資・移管	△ 497,120	△ 1,493	△ 2,238	△ 500,851
	期中増減	290,380	57	△ 2,228	288,209
	期末	6,738,429	110,700	19,674	6,868,803

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

(3) 宅配事業

部門別供給高予算

(単位：千円)

部 門	2021年度予算	構 成 比	2020年度実績	構 成 比	前 年 比
卵	196,567	1.3%	205,511	1.3%	95.6%
畜 産	1,319,364	9.0%	1,293,794	8.4%	102.0%
米	148,768	1.0%	157,714	1.0%	94.3%
農 産	1,213,641	8.2%	1,255,506	8.2%	96.7%
水 産	1,361,605	9.2%	1,464,434	9.6%	93.0%
牛 乳	330,805	2.2%	345,986	2.3%	95.6%
日 配	1,424,270	9.7%	1,457,504	9.5%	97.7%
冷 凍 食 品	1,896,022	12.9%	1,930,467	12.6%	98.2%
食 品	1,437,085	9.8%	1,526,252	10.0%	94.2%
菓 子 飲 料	1,798,722	12.2%	1,915,865	12.5%	93.9%
非 食 品	2,025,286	13.7%	2,247,525	14.7%	90.1%
ス ク ロ ー ル	298,271	2.0%	286,528	1.9%	104.1%
カ タ ロ グ	429,796	2.9%	476,442	3.1%	90.2%
灯 油	351,600	2.4%	274,894	1.8%	127.9%
ガ ソ リ ン	9,000	0.1%	11,846	0.1%	76.0%
酒 他	136,798	0.9%	143,624	0.9%	95.2%
葬 祭	20,400	0.1%	13,751	0.1%	148.4%
夕 食 宅 配	340,000	2.3%	325,890	2.1%	104.3%
供 給 高 合 計	14,738,000	100.0%	15,333,532	100.0%	96.1%

(注) 千円未満の数値については、四捨五入しています。

事業所別供給高予算

(単位：千円)

事 業 所	2021年度予算	構 成 比	2020年度実績	構 成 比	前 年 比
の と セ ン タ ー	2,316,410	15.7%	2,416,858	15.8%	95.8%
湊 セ ン タ ー	2,848,440	19.3%	3,022,983	19.7%	94.2%
古 府 セ ン タ ー	2,425,210	16.5%	2,651,646	17.3%	91.5%
鶴 来 セ ン タ ー	3,871,270	26.3%	4,067,504	26.5%	95.2%
小 松 セ ン タ ー	3,276,670	22.2%	3,174,542	20.7%	103.2%
供 給 高 合 計	14,738,000	100.0%	15,333,532	100.0%	96.1%

(注) 千円未満の数値については、四捨五入しています。

(4) 店舗事業

部門別供給高予算

(単位：千円)

部 門	2021年度予算	構 成 比	2020年度実績	構 成 比	前 年 比
農 産	555,557	18.5%	565,926	18.2%	98.2%
水 産	378,455	12.6%	394,672	12.7%	95.9%
畜 産	455,996	15.2%	469,864	15.1%	97.0%
日 配	660,105	22.0%	682,401	21.9%	96.7%
食 品	521,200	17.4%	543,865	17.5%	95.8%
酒	96,815	3.2%	101,033	3.2%	95.8%
ギ フ ト	5,591	0.2%	11,178	0.4%	50.0%
衣 住 関 連	61,200	2.0%	68,610	2.2%	89.2%
直 営 計	2,734,919	91.2%	2,837,549	91.1%	96.4%
テ ナ ン ト	265,081	8.8%	277,585		
供 給 高 合 計	3,000,000	100.0%	3,115,135	91.1%	96.3%

(注) 千円未満の数値については、四捨五入しています。

事業所別供給高予算

(単位：千円)

事 業 所	2021年度予算	構 成 比	2020年度実績	構 成 比	前 年 比
コープたまぼこ	1,160,000	38.7%	1,223,150	39.3%	94.8%
コープおおぬか	1,840,000	61.3%	1,891,984	60.7%	97.3%
供 給 高 合 計	3,000,000	100.0%	3,115,135	100.0%	96.3%

(注) 千円未満の数値については、四捨五入しています。

[2] 諸経費明細書

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
役員報酬	52,650	常勤・非常勤役員の給与
職員給与	1,089,915	正規職員の給与
定時職員給与	546,526	定時職員等の給与
退職給付費用	49,768	正規職員・定時職員等の退職給付引当金の当期引当額
福利厚生費	263,389	健保・年金・労働保険料等の生協負担金、制服等の福利厚生費用
賞与引当金繰入額	84,559	正規職員・定時職員等の賞与等の当期に負担する金額
役員退職慰労引当金繰入額	3,000	役員に対する退職給与引当金の当期引当額
(人件費)	2,089,807	
教育文化費	39,010	組合員の教育・学習、コープくらぶ活動に関する費用、機関紙等
広報費	393,832	商品案内や店舗チラシにかかわる費用等
消耗品費	198,810	注文書、コピー代、物流器材、容器代、事務用品費等
車両運搬費	95,599	車両の燃料費、車両維持費、転送費、灯油の委託配送費
貸倒引当金繰入額	1,000	貸倒発生額を見積もって設定する当期の引当額
ポイント引当金繰入額	72,571	宅配・店舗利用高を対象に付与するポイントの当期引当額
修繕費	27,524	建物・設備・備品等の修繕にかかる費用
施設管理費	28,977	施設の保守、管理に必要な費用(ゴミ、消防、除雪、防虫駆除等)
減価償却費	183,924	建物・設備・備品等の償却費
地代家賃	83,782	事業所の土地または建物の賃借料
リース料	32,715	配送車両・コピー・ファックス・電話機等のリース料
水道光熱費	106,701	水道・ガス・電気・灯油
保険料	5,498	火災保険料等
委託料	1,695,861	業務の一部又は管理等の外部への委託料、振込手数料等
研修採用費	22,405	役職員の教育研修費用、職員の募集・採用費用
調査研究費	2,994	市場調査、商品検査の費用、新聞・書籍等の購入費用
会議費	8,183	総代会・理事会・業務に関する内部会議
諸会費	12,856	日本生協連・石川県生協連等の会費
渉外費	5,706	他生協等慶弔見舞金、来客者の費用
租税公課	20,949	固定資産税・印紙代等
通信交通費	41,915	電話料、郵送料、出張旅費
雑費	838	上記に属さない諸費用
(物件費)	3,081,650	
合 計	5,171,457	

(注) 千円未満は四捨五入して表示しています。

[3] 設備投資計画と資金計画

1. 設備投資計画

(1) 投資計画

①システム、施設修繕など

②3号店など

③配送センター用地取得・改修など

(2) 投資金額

2,500,000千円

2. 資金計画

(1) 自己資金

2,500,000千円2,500,000千円

なお、本議案及び議決の本旨の反しない範囲の字句修正は理事会に一任ください。

定款一部改訂の件

1. 役員選任制導入に伴う変更について

コープいしかわの役員選出方法を役員選挙制度から役員選任制に移行することに伴い、定款第19条（役員の選挙）及び定款第20条（役員の補充）、第62条（議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使）を以下の内容で変更いたします。

- 1) 役員選挙規約の廃止及び役員選任規約の制定に伴い名称を変更します。
 - 2) 監事の独立性を担保するため、理事は監事の過半数の同意を得る必要がある項目を追加します。
 - 3) 代理人または書面による選挙権の行使が無くなることから選挙権の記述を削除します。
- ※役員選任制については春の総代会議資料No.1をご参照下さい。

2. 生協法改正に伴う変更について

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）の施行に伴い、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「法」という。）の決算関係書類等の作成等にかかる規定は「法第31条の7」から「法第31条の9」へ条番号が改正されます。

コープいしかわの定款では、第23条（役員の実任）の中で決算関係書類の作成について記載があり、上記の条番号を使用していることから、法律に合わせて条番号を修正します。

3. 共済事業の取り扱い商品追加に伴う変更について

CO・OP学生総合共済を共同引受・マイカー共済の業務受託を共済事業として、新たに取り扱いを開始することに伴い、定款第69条（事業の品目等）を以下の内容で変更いたします。

- 1) 日本コープ共済生活協同組合連合会と全国大学生協共済生活協同組合連合会が共同引受を行い実施するCO・OP学生総合共済の業務の一部を受託するため、事業の品目に「学生総合共済事業」、「全国大学生協共済生活協同組合連合会が行う短期生命共済事業」を追加します。
- 2) 全国労働者共済生活協同組合連合会が実施するマイカー共済の業務の一部を受託するため、事業の品目に「自動車総合補償共済事業」を追加します。

4. 現行・改訂案対象表

現行	改訂案
<p>第3章 役職員 (役員の選挙)</p> <p>第19条 役員は、役員選挙規約に定めるところにより、総代会において選挙する。</p> <p>2 理事は組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内のものを、組合員以外の者のうちから選挙することができる。</p> <p>3 監事のうち1人以上は、組合員又は生協の使用人以外の者であって、その就任の前5年間当該生協の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与、執行役員若しくは使用人でなかったものとする事ができる。</p> <p>4 役員の選挙は、無記名投票によって行い、投票は、1人につき1票とする。</p>	<p>第3章 役職員 (役員の実任)</p> <p>第19条 役員は、役員選任規約に定めるところにより、総代会において選任する。</p> <p>2 理事は組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内のものを、組合員以外の者のうちから選任することができる。</p> <p>3 監事のうち1人以上は、組合員又は生協の使用人以外の者であって、その就任の前5年間当該生協の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与、執行役員若しくは使用人でなかったものとする事ができる。</p> <p>4 理事は、監事の選任に関する議案を総代会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。</p>
<p>(役員の補充)</p> <p>第20条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、役員選挙規約の定めるところにより、3箇月以内に補充しなければならない。</p>	<p>(役員の実任)</p> <p>第20条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、役員選任規約の定めるところにより、3箇月以内に補充しなければならない。</p>

現行	改訂案
<p>(役員の責任) 第23条</p> <p>9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員はこれによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>10 次の号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではない。</p> <p>(1) 理事 次に掲げる行為</p> <p>イ 法第31条の7項第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録</p> <p>ロ 虚偽の登記</p> <p>ハ 虚偽の公告</p> <p>(2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録</p>	<p>(役員の責任) 第23条</p> <p>9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員はこれによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>10 次の号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではない。</p> <p>(1) 理事 次に掲げる行為</p> <p>イ 法第31条の9項第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録</p> <p>ロ 虚偽の登記</p> <p>ハ 虚偽の公告</p> <p>(2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録</p>
<p>(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使) 第62条 総代は、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員でなければ代理人となることができない。</p> <p>2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。</p> <p>3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は選挙しようとする役員の氏名を書面に明示して、第67条又は第19条第1項の規定による規約の定めるところにより、この生協に提出しなければならない。</p> <p>4 代理人は、3人以上の総代を代理することができない。</p> <p>5 代理人は、代理権を証する書面をこの生協に提出しなければならない。</p> <p>6 総代は、第1項の規定による書面をもってする議決権又は選挙権の行使に代えて、議決権又は選挙権を電磁的方法により行うことができる。</p>	<p>(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使) 第62条 総代は、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員でなければ代理人となることができない。</p> <p>2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。</p> <p>3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は選挙しようとする役員の氏名を書面に明示して、第67条又は第19条第1項の規定による規約の定めるところにより、この生協に提出しなければならない。</p> <p>4 代理人は、3人以上の総代を代理することができない。</p> <p>5 代理人は、代理権を証する書面をこの生協に提出しなければならない。</p> <p>6 総代は、第1項の規定による書面をもってする議決権又は選挙権の行使に代えて、議決権又は選挙権を電磁的方法により行うことができる。</p>
<p>第5章 事業の執行 (事業の品目等) 第69条</p> <p>3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、日本コープ共済生活協同組合連合会が行う生命共済事業、住宅災害共済事業、こども共済事業、定期生命共済事業、終身共済事業、及び全国労働者共済生活協同組合連合会が行う風水害等給付金付火災共済事業、自然災害共済事業、個人長期生命共済事業の共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業とする。</p>	<p>第5章 事業の執行 (事業の品目等) 第69条</p> <p>3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、日本コープ共済生活協同組合連合会が行う生命共済事業、住宅災害共済事業、こども共済事業、定期生命共済事業、終身共済事業、学生総合共済事業、全国大学生協共済生活協同組合連合会が行う短期生命共済事業及び全国労働者共済生活協同組合連合会が行う風水害等給付金付火災共済事業、自然災害共済事業、個人長期生命共済事業、自動車総合補償共済事業の共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業とする。</p>

なお、本議案及び議決の本旨に反しない範囲の字句修正は理事会に一任ください。

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

役員選任規約制定及び役員選挙規約廃止の件

1. 提案趣旨

コープいしかわの役員選出方法を役員選挙制度から役員選任制に移行することに伴い、役員選任規約を新設し、役員選挙規約を廃止します。

2. 役員選任規約の新設

(1) 規約の概要

- 1) 役員選任区分及び選任区域、定数、候補者となれない人を定めます。
- 2) 全体区の理事候補者及び監事候補者は、地方区ごとの地域協議委員各1名、理事若干名をもって構成された全体区推薦委員会を設置の上、委員の3分の2以上の多数で決定します。
- 3) 各地方区の理事候補者は、該当地方区から選出された組合員理事及び職員若干名をもって構成された地方区理事推薦委員会を設置の上、委員の3分の2以上の多数で決定し当該地域の地域協議会の確認を得るものとし、なお、地方区のみ理事候補者の公募を行います。
- 4) 各推薦委員会は決定した候補者を理事長に報告します。なお、監事候補者については特定監事に通知を行い総代会に付議するか協議し、結果を理事長に報告します。
- 5) 理事長は各推薦委員会の報告及び監事会からの報告結果に基づいて総代会に提出する役員選任議案を作成し、理事会に付議します。
- 6) 理事会で確認された役員選任議案を議案書に掲載し総代会に送付します。総代会における役員選任議案の採決は候補者全員を一括して行うものとします。
- 7) 役員選任規約の改廃は総代会の議決によるものとします。
- 8) 役員選任規約の施行日は総代会の日とします。

(2) 規約案

「4. 役員選任規約(案)」を参照ください。

3. 役員選挙規約の廃止

- (1) 役員選任規約の新設に伴い、役員選挙規約を廃止します。

4. 役員選任規約(案)

役員選任規約(案)

(総則)

第1条 定款第19条および第20条に規定する役員を選任は、定款の定めによるほか、この規約の定めるところによる。

(選任区分および選任区域)

第2条 役員選任に当たっては、理事については以下の選任区分を設け、監事については全体区として役員候補者を選定する。

- (1) 全体区
 - (2) 地方区
- 2 理事の全体区においては、生協運営全体の観点から常勤理事及び有識者理事の候補者を選定する。
 - 3 理事の地方区においては、別表で定める区域ごとに組合員理事の候補者を選定する。
 - 4 監事においては、組合員監事及び有識者監事の候補者を選定する。

(定数)

第3条 選任すべき役員の定数は、定款第18条に定める範囲内において、生協の事業及び組織の状況並びに各区域の組合員数及び組合員組織の状況を考慮して理事会で定める。

(候補者になることができない者)

第4条 生協法の規定により役員となることができない者のほか、以下の者は不適格者として役員の候補者になることができない。

- (1) 未成年
- (2) 破産手続開始の決定を受け、復権していない者

(全体区役員候補者の推薦)

第5条 全体区理事候補者及び監事候補者を推薦する機関として全体区役員推薦委員会をおく。

- 2 全体区役員推薦委員会は、理事会が選任した地方区ごとの地域協議委員各1名および理事若干名をもって構成し、委員長を互選する。
- 3 全体区役員推薦委員の任期は2年とする。
- 4 全体区役員推薦委員会は、委員の3分の2以上の多数により、第3条に基づき理事会が定めた定数において、推薦すべき候補者を決定する。
- 5 全体区分役員推薦委員長は、前項の規定により推薦すべき候補者を決定したときは、その内容を理事長に報告する。
- 6 理事長は、監事候補者につき前項の報告を受けたときは、すみやかにその内容を特定監事に通知しなければならない。
- 7 特定監事は、前項の通知を受けたときは監事会を招集し、第4項により全体区役員推薦委員会が推薦を決定した監事候補者の選任を総代会に付議することに関し、協議に付さなければならない。
- 8 特定監事は、監事の過半数により前項の同意の可否を決したときは、その結果を理事長に通知するものとする。この場合において、同意が得られなかったときは、監事の協議により監事の候補者を選定し、理事長と協議するものとする。

(地方区理事候補者の推薦)

第6条 地方区理事候補者を推薦する機関として、地方区理事推薦委員会をおく。

- 2 地方区理事推薦委員会は、地方区ごとに当該区域から選出された組合員理事および理事長に指名された職員若干名をもって構成し、委員長を互選する。
- 3 理事長は、地方区理事候補の推薦に先立ち、次の事項を公告し、地方区理事推薦委員会の推薦を受けたいことを希望する組合員からの申し出を求めるものとする。
 - (1) 役員選任を行う総代会の日時及び場所
 - (2) 第3条に基づき理事会が決定した区域別の理事定数
 - (3) 申出の受付方法及び申出の期限
- 4 前項の規定により申出をすることができる組合員は、前項の公告のあった日の前月の末日から継続して組合員であるものに限る。
- 5 地方区推薦委員会は、第4項の規定により申し出た組合員の中から、委員の3分の2以上の多数により、第3条に基づき理事会が定めた定数において、推薦すべき候補者を決定する。
- 6 地方区推薦委員会は、前項の決定をするときは、決定に係わる候補者からあらかじめ承諾を得るように努め、また当該区域の地域協議会の確認を得るものとする。
- 7 地方区推薦委員長は、前項の規定により推薦すべき候補者を決定したときは、その内容を理事長に報告するものとする。

(役員選任議案の決定)

第7条 理事長は、前二条の規定による全体区役員推薦委員会及び地方区推薦委員会の報告並びに第5条8項による

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

監事との協議を行ったときはその結果に基づいて、総代会に提出する役員選任議案を作成し、理事会に付議しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、監事の過半数の同意を得た監事の選任議案を総代会に提出することを監事が請求したときは、理事長は、その議案を理事会に付議しなければならない。
- 3 理事会は、前二項の規定により提案された役員選任議案について、法令並びに定款及び規約に違反する場合を除き、総代会に提案することを決定しなければならない。
- 4 理事会は、役員就任について各候補者の承諾を事前に得るものとする。

(役員選任議案の通知)

第8条 理事会は、法令の定めに従い、総代会の召集通知とあわせて役員選任議案を議案書に掲載して総代会に送付しなければならない。

(役員選任議案の説明及び採決)

第9条 理事は、総代会において役員選任議案の内容を説明しなければならない。

- 2 総代会における役員選任議案の採決は、候補者全員を一括して行うものとする。ただし、議長が定めることにより、理事の選任に係わる部分と監事の選任に係わる部分を区分して採決することを妨げない。

(役員就任)

第10条 選任議案が総代会で議決されたときは、直ちに選任された各役員に対してその旨の通知をしなければならない。

- 2 前項の通知を発した日から1週間以内に就任を辞退する旨の届出がないときは、役員に就任したものとみなす。
- 3 選任された役員が総代会である場合は、役員に就任した時点で総代会を退任するものとする。

(役員補充)

第11条 役員の一部が欠けた場合において、補充の選任を行うときは前各条の規定を準用する。

(細目)

第12条 本規約に定める他、役員選任の実施の細目は理事会において別に定める。

(改廃)

第13条 この規約の改廃は総代会の議決による。

(附則)

1. 2000年8月9日施行の役員選挙規約を廃止する。
2. この規約は2021年6月10日より施行する。

別表

区域
能登地域協議会区
石川東地域協議会区
石川西地域協議会区
南加賀地域協議会区

■補足説明

役員選任制については、春の総代会議資料をご参照ください。

なお、本議案及び議決の本旨に反しない範囲の字句修正は理事会に一任ください。

監事監査規則 一部改訂の件

1. 提案趣旨

コープいしかわの役員選出方法を役員選挙制度から役員選任制に移行することに伴い、監事監査規則を改定します。監事会の決定事項である「役員選挙における理事者への監事候補者の推薦」を「役員選任における理事者への監事候補者の推薦」に変更します。

2. 現行・改訂案対照表

現行	改訂案
(監事会における決定事項) 第22条 第20条第2号に定める事項は、次に掲げる事項とする。	(監事会における決定事項) 第22条 第20条第2号に定める事項は、次に掲げる事項とする。
① 第9条に定める監査方針、監査計画及び監査業務の分担(ただし、各監事の権限の行使を妨げることはできない)	① 第9条に定める監査方針、監査計画及び監査業務の分担(ただし、各監事の権限の行使を妨げることはできない)
② 第10条第2項に定める監査の実効性の確保に係る理事又は理事会への協力の要請の内容	② 第10条第2項に定める監査の実効性の確保に係る理事又は理事会への協力の要請の内容
③ 第12条第2項に定める監査費用の予算	③ 第12条第2項に定める監査費用の予算
④ 役員選挙における理事者への監事候補者の推薦	④ 役員選任における理事者への監事候補者の推薦
⑤ 監事による総代会の招集に関する事項の決定	⑤ 監事による総代会の招集に関する事項の決定
⑥ 総代会における公認会計士等の選任、解任又は不再任の同意	⑥ 総代会における公認会計士等の選任、解任又は不再任の同意
⑦ 公認会計士等の選任議案の総代会への提出又は公認会計士等の選任、解任若しくは不再任を総代会の議題とすることの請求	⑦ 公認会計士等の選任議案の総代会への提出又は公認会計士等の選任、解任若しくは不再任を総代会の議題とすることの請求
⑧ 監事全員の同意により公認会計士等を解任したことを総代会に報告する監事の選定	⑧ 監事全員の同意により公認会計士等を解任したことを総代会に報告する監事の選定
⑨ 公認会計士等が欠けた場合において、遅滞なく後任者が選任されないときに行う、一時公認会計士等の職務を行うべき者(一時公認会計士等という。以下同じ)の選任	⑨ 公認会計士等が欠けた場合において、遅滞なく後任者が選任されないときに行う、一時公認会計士等の職務を行うべき者(一時公認会計士等という。以下同じ)の選任
⑩ 公認会計士等又は一時公認会計士等の報酬等	⑩ 公認会計士等又は一時公認会計士等の報酬等
⑪ 常勤監事の解職	⑪ 常勤監事の解職
⑫ 監査についての規則等の設定、変更又は廃止	⑫ 監査についての規則等の設定、変更又は廃止
⑬ 監査に関する基準の設定、変更又は廃止	⑬ 監査に関する基準の設定、変更又は廃止

なお、本議案及び議決の本旨に反しない範囲の字句修正は理事会に一任ください。

(1) 提案趣旨

会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和元年法律第71号)の施行に伴い、消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号。以下「法」という。)の決算関係書類等の作成等にかかる規定は「法第31条の7」から「法第31条の9」へ条番号が改正されます。

公認会計士監査規約では、第2条(公認会計士監査の意義等)の中上記の条番号を使用していることから、法律に合わせて条番号を修正します。なお、本議案につきましては監事会の同意を得ています。

(2) 現行・改訂案対照表

現行	改訂案
<p>第2条 生協は、組合員及び社会の信頼の一層の向上に資するため、監事による監査の他、生協と特別の利害関係のない公認会計士等による監査を受けるものとする。</p> <p>2 次に掲げる者は、公認会計士監査の監査人となることはできない。</p> <p>① 公認会計士法の規定により、決算関係書類(消費生活協同組合法(以下「生協法」という。)第31条の7第2項に規定する決算関係書類をいう。)について監査をすることができない者</p> <p>② 生協の子会社等(生協法第53条の2第2項に規定する子会社等をいう。)もしくはその取締役、会計参与、監査役もしくは執行役から、公認会計士もしくは監査法人の業務以外の業務により、継続的な報酬を受けている者又はその配偶者</p> <p>③ 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの</p>	<p>第2条 生協は、組合員及び社会の信頼の一層の向上に資するため、監事による監査の他、生協と特別の利害関係のない公認会計士等による監査を受けるものとする。</p> <p>2 次に掲げる者は、公認会計士監査の監査人となることはできない。</p> <p>① 公認会計士法の規定により、決算関係書類(消費生活協同組合法(以下「生協法」という。)第31条の9第2項に規定する決算関係書類をいう。)について監査をすることができない者</p> <p>② 生協の子会社等(生協法第53条の2第2項に規定する子会社等をいう。)もしくはその取締役、会計参与、監査役もしくは執行役から、公認会計士もしくは監査法人の業務以外の業務により、継続的な報酬を受けている者又はその配偶者</p> <p>③ 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの</p>

なお、本議案及び議決の本旨に反しない範囲の字句修正は理事会に一任ください。

役員報酬決定の件

1. 提案内容

役員の年間報酬(2021年7月～2022年6月)については、下記の総額の範囲とし、その範囲における各役員の報酬額、支給方法などについては、理事に関しては理事会に、監事に関しては監事の協議に、それぞれご一任願います。

2. 役員報酬総額

- | | |
|---------------|---------|
| 1) 理事(25名)の報酬 | 5,100万円 |
| 2) 監事(5名)の報酬 | 240万円 |

■補足説明

役員報酬の支給基準は春の総代会議資料をご参照ください。

なお、本議案及び議決の本旨に反しない範囲の字句修正は理事会に一任ください。

資料集目次

○2020年度 組合員・出資金の状況	64	第1号議案
○2020年度 理事会報告	65	第2号議案
○2020年度 監事会報告	66	第3号議案
○第22期 総代名簿(400名)	67	第4号議案
○2020年度 「組合員の声」のまとめ	68	第5号議案
○2020年度 「お申し出」のまとめ	69	第6号議案
○2020年度 おしゃべりコープ報告書に寄せられた声	70	第7号議案
○2020年度 コープおたがいさま活動報告	74	第8号議案
○第11回(2020年度)地域活動助成金 助成団体紹介	75	
○環境に配慮した事業と経営	76	
○安心して働き続けられる職場づくり	78	
○令和3年度金沢市食品衛生監視指導計画(案)への意見書	80	
○2021年度 組合員組織図・業務機構図	81	
○生協10の基本ケアについて	82	
○平和活動などに関する組合員アンケート結果と今後の対応	83	
○定款、総代会運営規約、総代選挙規約	87	
○協同組合原則	100	

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

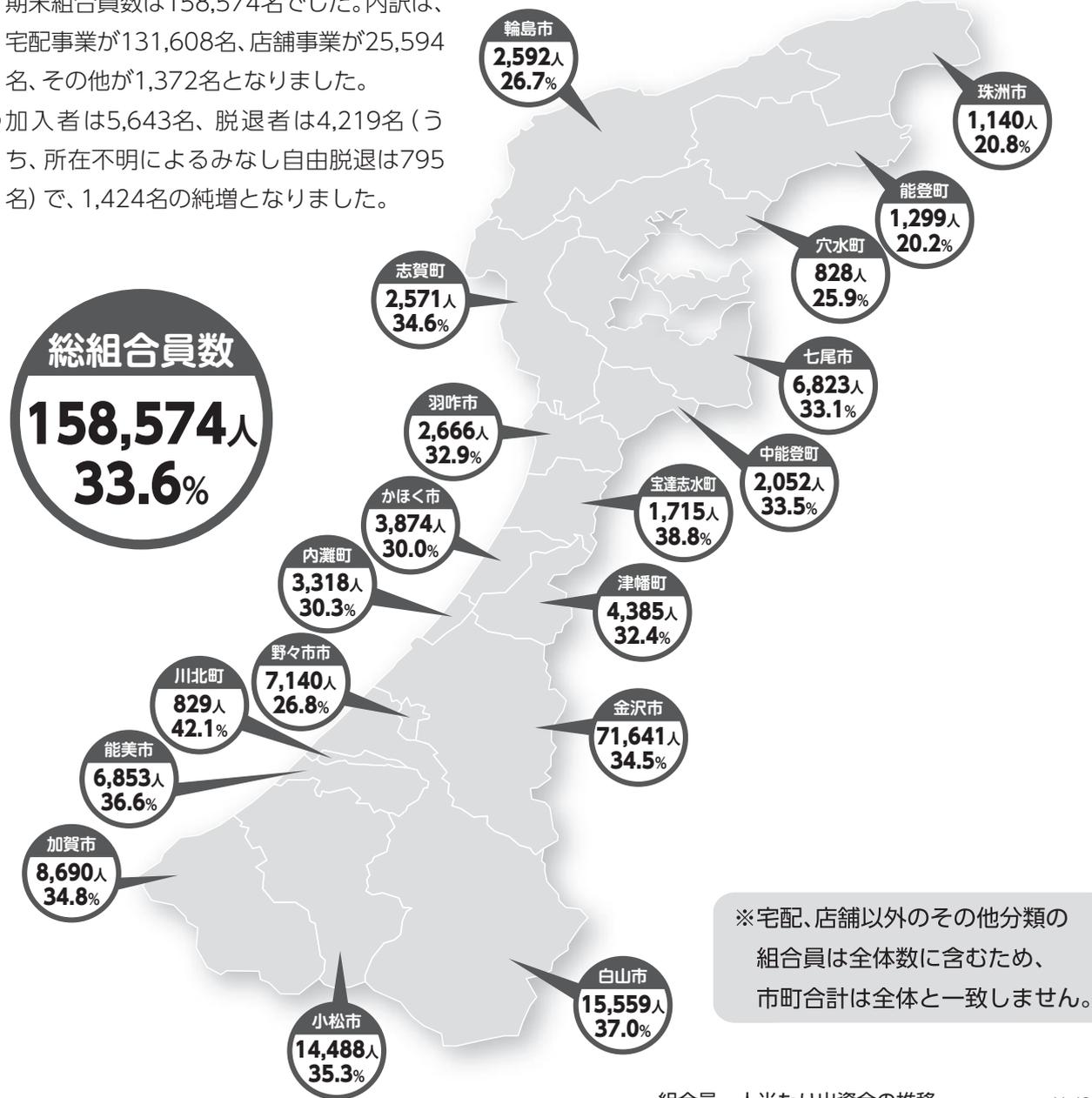
第8号議案

資料集

2020年度 組合員・出資金の状況

1. 組合員の状況

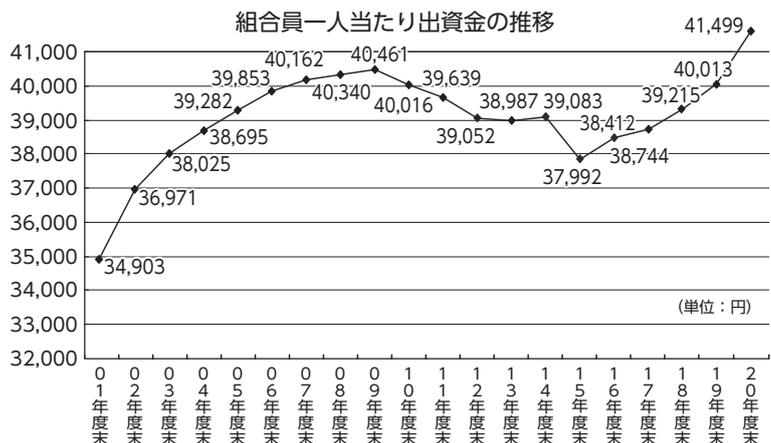
- 2020年度期首組合員数は157,150名で、期末組合員数は158,574名でした。内訳は、宅配事業が131,608名、店舗事業が25,594名、その他が1,372名となりました。
- 加入者は5,643名、脱退者は4,219名(うち、所在不明によるみなし自由脱退は795名)で、1,424名の純増となりました。



2. 出資金の状況

2020年度期首出資金は6,288,095口、期末出資金は6,580,594口でした。内訳は、宅配事業が6,448,049口、店舗事業が110,643口、その他が21,902口となりました。

- 期中増加は795,378口、期中減少は502,879口、純増口数は292,499口となりました。



2020年度 理事会報告

<p>第1回 日時 2020年6月10日(水) 場所 石川県地場産業振興センター 出席理事23名、監事5名、事務局8名</p> <p>【主な議題】 (1) 第11期コープいしかわ理事会体制 (2) 顧問選任の件</p>	<p>第8回 日時 2021年2月25日(木) 場所 本部およびWeb会議システムを使用 出席理事25名、監事5名、事務局9名</p> <p>【主な議題】 (1) 1月度事業経営報告承認の件 (2) 定款の一部変更の件 (3) 役員選任制導入に伴う関連規約などの新設及び改廃の件 (4) 日本生協連第71回通常総会及びコープ共済連第13回通常総会代議員選出の件</p>
<p>第2回 日時 2020年6月25日(木) 場所 石川県地場産業振興センター 出席理事25名、監事5名、事務局8名</p> <p>【主な議題】 (1) 5月度事業経営報告承認の件 (2) 2020年度第1四半期のまとめと第2四半期方針承認の件 (3) 役員人事委員会答申について (4) 2020年度理事報酬額決定の件 (5) 集会室管理規程及び個人情報保護基本規程改定承認の件</p>	<p>第9回 日時 2021年3月25日(木) 場所 石川県地場産業振興センター 出席理事25名、監事5名、事務局9名</p> <p>【主な議題】 (1) 2月度事業経営報告承認の件 (2) 第4四半期活動のまとめと第1四半期方針承認の件 (3) 2021年度事業予算承認の件 (4) 第22回通常総代会議案の追加及び議案書(第8号議案)承認の件 (5) 所在不明組合員の「みなし自由脱退処理」承認の件</p>
<p>第3回 日時 2020年7月22日(水) 場所 石川県地場産業振興センター 出席理事24名、監事5名、事務局9名</p> <p>【主な議題】 (1) 6月度事業経営報告承認の件</p> <p>日時 2020年8月31日(月)</p> <p>【主な議題】 (1) 第22期総代定数および総代選挙区承認の件</p>	<p>第10回 日時 2021年4月22日(木) 場所 本部及びWeb会議システムを使用 出席理事25名、監事5名、事務局9名</p> <p>【主な議題】 (1) 3月度事業経営報告承認の件 (2) 2020年度決算(案)と剰余金処分案承認の件 (3) 第22回通常総代会議案書(第2号、第3号、第8号議案除く)承認の件 (4) 県外在住組合員の加入承認の件 (5) コープ北陸第25回通常総会代議員の選出及び役員候補推薦の件 (6) 石川県生協連第56回通常総会代議員の選出及び役員候補推薦の件</p>
<p>第4回 日時 2020年9月23日(水) 場所 石川県地場産業振興センター 出席理事23名、監事5名、事務局8名</p> <p>【主な議題】 (1) 7月度事業経営報告承認の件 (2) 8月度事業経営報告承認の件 (3) 2020年度第2四半期活動のまとめと第3四半期方針承認の件</p>	<p>第11回 日時 2021年5月20日(木) 場所 本部およびWeb会議システムを使用 出席理事25名、監事5名、事務局8名</p> <p>【主な議題】 (1) 4月度事業経営報告承認の件 (2) 第22回通常総代会議案(第2号・第3号議案)承認の件 (3) 加盟団体総会議案の組織判断の件</p>
<p>第5回 日時 2020年11月25日(水) 場所 石川県地場産業振興センター 出席理事24名、監事4名、事務局9名</p> <p>【主な議題】 (1) 9月度事業経営報告承認の件 (2) 10月度事業経営報告承認の件</p>	<p>* 8月は新型コロナウイルス感染防止のため、定款 第32条に基づいて議決しています。 * 2020年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から各本部委員会の開催を見送りましたので資料集での委員会まとめの掲載は割愛します。なお5月・6月で本部委員会を開催した場合は、総代通信にて報告をいたします。</p>
<p>第6回 日時 2020年12月23日(水) 場所 石川県地場産業振興センター 出席理事24名、監事4名、事務局9名</p> <p>【主な議題】 (1) 11月度事業経営報告承認の件 (2) 第3四半期活動のまとめと第4四半期方針承認の件 (3) 2021年度基調方針承認の件 (4) コープ共済連臨時総会代議員選出の件</p>	
<p>第7回 日時 2021年1月27日(水) 場所 本部およびWeb会議システムを使用 出席理事25名、監事5名、事務局9名</p> <p>【主な議題】 (1) 12月度事業経営報告承認の件 (2) 第22回通常総代会招集に関する理事会決定事項承認の件 (3) コープ共済連臨時総会議案に対する組織判断承認の件 (4) 2020年度(第11回)コープいしかわ地域活動助成金助成団体及び助成金額承認の件 (5) 2021年度生協役員賠償責任保険加入申込承認の件</p>	

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

2020年度 監事会報告

第1号議案

第1回監事会

日時 2020年6月10日
 場所 地場産業振興センター
 出席 監事5名
 内容 (1) 特定監事選任
 (2) 総代会運営監査項目について

第2号議案

第2回監事会

日時 2020年6月24日
 場所 古府センター会議室
 出席 監事5名
 内容 (1) 特定監事選任
 (2) 監事会の申し合わせ事項を確認
 (3) 監事監査報酬の決定
 (4) 監事監査2019年度まとめと2020年度方針及び計画を確認

第3号議案

第3回監事会

日時 2020年7月22日
 場所 古府センター会議室
 出席 監事5名
 内容 (1) 2020年度監事監査計画を確認
 (2) 小松センター業務監査計画を協議

第4号議案

第4回監事会

日時 2020年9月23日
 場所 古府センター会議室
 出席 監事5名
 内容 (1) 上期決算監査と下期対策を協議
 (2) コープあいち監事会との意見交流を協議
 (3) 小松センター業務監査結果を確認
 (3) 北陸監査法人との意見交流会内容を確認
 (4) 秋の総代会議への監事の参加分担を確認

第5号議案

第5回監事会

日時 2020年10月22日
 場所 古府センター会議室
 出席 監事5名
 内容 (1) ケアセンター金沢、人材開発部、総務部の業務監査内容を協議
 (2) 常勤する役員との懇談会を協議
 (3) 北陸監査法人からの質問を協議

第6号議案

第6回監事会

日時 2020年11月25日
 場所 古府センター会議室
 出席 監事4名
 内容 (1) コープたまぼこ業務監査内容を協議

第7号議案

第8号議案

資料集

第7回監事会

日時 2020年12月23日
 場所 古府センター会議室
 出席 監事4名
 内容 (1) コープたまぼこ監査調書を確認
 (2) 期中監事監査所見の内容を協議

第8回監事会

日時 2021年2月25日
 場所 古府センター会議室
 出席 監事5名
 内容 (1) 役員選任制導入に伴う監事監査規則改定を協議、確認
 (2) コープたまぼこの監査調書を確認
 (3) 総合企画部の監査内容を協議
 (4) 2021年度監事会予算を確認

第9回監事会

日時 2021年3月25日
 場所 古府センター会議室
 出席 監事5名
 内容 (1) 生協法改正に伴う公認会計士監査規約の一部変更を協議
 (2) 2020年内部統制の振り返りと2021年度計画を協議
 (3) 総合マネジメントレビューを確認
 (4) 春の総代会議参加分担を確認
 (5) 総合企画部の監査調書を協議確認

第10回監事会

日時 2021年4月22日
 場所 古府センター及びWeb会議システムを使用
 出席 監事5名
 内容 (1) 期末監事監査実施内容の協議・確認
 (2) 2020年度監事会活動のまとめを確認

年度末決算監査

日時 2021年5月5日
 場所 本部会議室
 出席 監事5名
 内容 決算関係書類及び付属明細書、事業報告書及び付属明細書
 剰余金処分案、予算案、子会社調査

第11回監事会

日時 2021年5月10日
 場所 本部及びWeb会議システムを使用
 出席 監事5名
 内容 (1) 監事監査報告書、監査意見書、個別監査所見の協議と確認
 (2) 年度末出資金残高証明の確認
 (3) 年度末監査結果(決算及び事業、理事職務執行)

第12回監事会

日時 2021年5月20日
 場所 本部及びWeb会議システムを使用
 出席 監事5名
 内容 (1) 総代会運営監査項目協議
 (2) 監事監査まとめと方針、計画協議
 (3) 監査法人監査報告検討

【その他】

〈部署内業務監査〉

①2020年 8月18日 小松センター
 ②2020年10月28日 上期決算監査
 ③2020年12月11日 ケアセンター金沢
 ④2020年12月11日 人材開発部
 ⑤2020年12月11日 総務部
 ⑥2021年 1月22日 コープたまぼこ
 ⑦2021年 3月18日 総合企画部

〈理事者との懇談会等〉

第1回 2020年11月20日
 場所 白山市鶴来総合文化会館クレイン
 参加 理事長、専務理事、常勤理事、監事5名
 内容 経営状況及び課題
 この間の監事監査状況等

〈年度末常勤の理事監査〉

第2回 2021年5月6日
 場所 本部会議室
 出席 監事5名
 内容 事業及び決算状況、理事の職務執行状況

〈監査法人監査説明会、報告会〉

第1回 2020年 9月 7日
 第2回 2020年11月11日

〈研修会等〉

コープあいち監事会との意見交流
 日時 2020年11月12日
 場所 金沢市内 出席 監事5名
 内容 コープあいちの監事監査活動等

第22期 総代名簿(400名)

【第22期総代の任期は2021年11月5日までです。】 2021年3月10日現在

第1区(15名)	第3区(29名)	松本 美智米 利田 恵美子	第5区(94名)	阿部 文子 米田 優美子	紺谷 聡子 手崎 久美子	中村 節子 得能 朋子
本口 夏美	朝野 玲子	丹羽 恭代子	飯森 博子	大木 晨子	西山 麻里子	池田 里美
木下 京子	村上 千夏	村田 郁枝	田端 千絵	研元 真由美	渡瀬 昭子	清水 千枝子
外畑 由美子	宮本 喜久子	岡田 恵理子	山崎 好子	三浦 道子	滝上 加於梨	河端 多津子
平 千幸	荒俣 澄江	高畠 真理	高田 昭子	北村 久美子	白浜 美由紀	南 博美
池田 千春	市川 政枝	宮腰 絹枝	竹本 みゆき	坂上 倫子	竹内 恵子	中村 恭子
梅沢 絵里	小竹 久美子	田辺 起久子	古一 留美	三盃 桂子	鶴賀 幸恵	北島 邦子
角海 妙子	宮下 文子	日笠 廣美	倉 薫	金野 美保	南出 昌子	市村 和子
浜片 洋子	牧田 静江	篠田 悦子	森 和枝	清水 奈保子	百成 秋美	松永 裕子
彦田 潤子	徳本 すみ子	高村 一恵	池上 郁代	田中 智子	網本 千秋	中田 由利香
刀祢 博子	笠嶋 祐子	高田 照代	竹内 佳世子	富田 幸子	上杉 せいこ	岩谷 紀江
平 美由記	寺内 良美	舘 千恵子	永吉 佳代子	山崎 恵美	佐藤 公美	八田 佳子
宮坂 由紀子	北田 能子	島田 美子	清水 久美	蔵 淳子	野村 恵美子	木村 知
山際 季実子	上田 茜	末友 雅子	中島 恵美	高田 由華	渡部 香名映	高崎 美千代
田近 絵里子	梶 明日香	谷口 順子	田中 てるみ	岩田 千恵子	徳野 幸恵	田中 孝子
小坂 順子	赤池 典子	松本 のり子	大田 玲子	中谷 登志枝	今出 彩子	唐木 由美
第2区(40名)	熊澤 裕可里	旗 ますみ	佐藤 佳代子	中川 裕子	森 美佳	浅田 美愛子
	久下 かつい	北村 はるみ	黒崎 増子	南 喜久子	武田 真木	西出 宏美
畠中 恵子	中村 静子	高木 美保	増馬 一美	今越 経子	奥山 賀子	北野 一美
高木 泉	林 すみ代	岡田 淑恵	向川 はるみ	和田 伸子	千口 美雪	西村 明美
金田 さと子	奥田 麻美	飯田 和子	坂 理恵	額谷 佐恵子	島田 道子	青森 由香里
切柳 美奈子	高柳 照子	都鄙 麻世	松野木 亜津美	相川 信子	升 文子	道端 雅美
今本 美智代	黒森 美有喜	幸山 恵美	中村 真由美	小鍛治 光子	宮川 れい子	勝木 ゆう子
浜崎 みのり	赤崎 久美子	竹本 良美	能沢 久代	東藤 正栄	米田 直恵	田畑 典子
山田 悦子	桑江 はるみ	作田 早百合	中山 美子	大家 英子	川上 佐保子	北村 千鶴代
新田 沙弥香	橋羽 紘美	山越 仁美	西野 文子	川岸 松子	高野 成子	北嶋 加奈子
久保 広美	日野 和美	片岡 紀子	黒瀬 千鶴	小原 恵美	馬場 千加子	内田 幸枝
瀧平 幸恵	斎藤 悦子	宮下 純子	林田 香奈里	渡辺 絵里子	松井 愛子	坂上 和子
坂口 愛恵	藤岡 真美	平田 美佐	豊岡 幸子	戸田 純子	武長 侑香	谷口 絵美子
前田 幹子	藤堂 純子	番井 明美	吉岡 由紀子	林 朗子	林 美千子	築田 美代子
日下 よ志恵	第4区(87名)	岩原 和子	畠田 眞理子	気谷 啓子	喜多 涼子	岩田 尚代
窪 きよ美		高橋 百栄	橋本 友子	中川 順子	岡野 ひでみ	平田 幸恵
清水 裕子	丸尾 和美	南部 美登里	野村 有美	高田 麻衣	伊藤 智子	大田 和江
下出 清枝	堀田 千代里	長田 由紀	吉田 憲子	藤崎 久二子	坪岡 洋子	山崎 絹代
村口 美千代	中村 幸子	井上 節子	代崎 幸代	圓井 珠子	林 啓子	第9区(22名)
塩谷 多賀子	平田 知栄子	新保 千加子	藤沢 三千代	第6区(59名)	中原 友理佳	
畑中 智子	小菅 いずみ	中島 陽子	上馬 久美子		尾村 静香	第7区(17名)
麦谷 美恵子	竹内 朋子	表 寿美	田村 雅子	佐藤 ひとみ	坂下 淳子	
藤田 美恵子	池端 恵理	坂井 明美	中村 麗子	寺島 佳寿子	田路 依莉子	柏田 恵美子
沢田 智佳子	土田 美智恵	市原 京子	藤田 亜紀子	鈴木 美子	西田 依子	紋谷 律子
神尾 ゆかり	観音 佳津子	柴田 武子	山田 朋子	小倉 京子	疋島 智子	中出 晴美
中山 美智子	広瀬 洋子	高田 広美	鏡味 治也	佐藤 沙恵美	酒井 正美	熊岡 洋子
北風 幸子	米澤 昭美	中塚 真弓	長谷川 典子	森金 美恵子	加藤 優子	宮永 千代己
曾福 弘美	城戸 絵理	岩城 圭子	安藤 明根	戸澤 摩泰子	上田 啓子	高橋 弘子
吉岡 由美子	辻 来見	西村 美佐子	中村 真奈美	四柳 美貴	川本 広美	橋川 久寿美
前多 千恵子	寺田 光子	高井 靖子	宮崎 良江	本江 真澄	吉田 静子	吉野 恵津子
中嶋 松江	越中 敦子	布袋 恭子	三室 由布子	村西 順子	石本 裕美子	西原 珠枝
新井 敬子	瀧口 正子	佐久間 香織	三瀬 範洋	橋田 静郁	南 芳美	湊谷 紀子
原 範子	駒井 美樹	田辺 良美	矢野 公子	西谷 由美子	山本 真祐美	福島 智子
橋本 廣子	高 尚子	東谷 房子	吉田 美恵子	石井 他津子	本西 有子	針谷 祐子
山本 悦子	仲川 恵梨	西村 陽子	道谷 智子	島田 和子	亀倉 由紀子	林 寿美枝
川村 こづえ	藤井 美穂	石川 智恵子	新町 よし子	明翫 恵子	宮川 知子	山野下 雅子
端 睦美	遠藤 文江	黒田 益枝	青木 和美	前多 真紀子	西出 紀代美	魚谷 博子
相川 初枝	岡山 恵子	本沢 恵美子	小寺 洋子	中村 恭子	北出 理恵	土生 秀子
浅井 幸子	相川 琴美	穴田 恵子	正司 桂子	徳田 アサノ	第8区(37名)	堂北 春花
北木 啓子	能崎 外世子	工 幸美	橋本 節子	阿字地 千穂		伊藤 優子
品田 舞	山口 はつ子	森 加寿子	岡 利子	中谷 佳子	齋藤 美由紀	北村谷 文恵
高畠 真喜子	奥村 千鶴	武田 祐子	角尾 明香	畑中 節子	北市 京子	山岸 伊津子
	孫田 美智子	野間 比南子	山下 外美子			

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

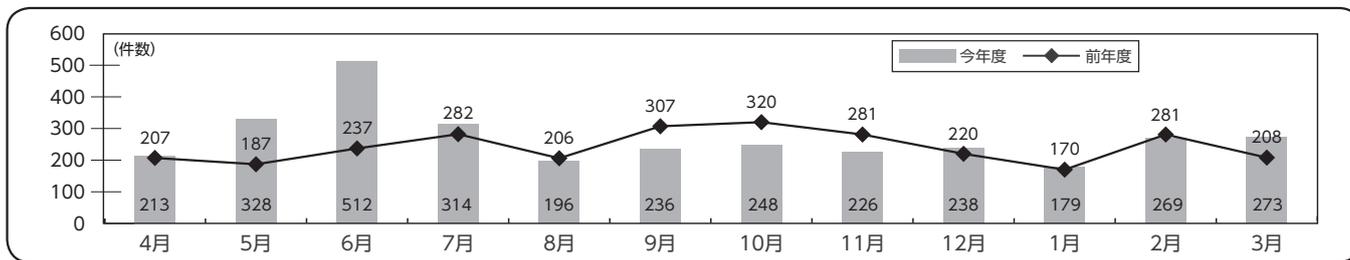
資料集

2020年度 「組合員の声」のまとめ

【組合員の声の状況】

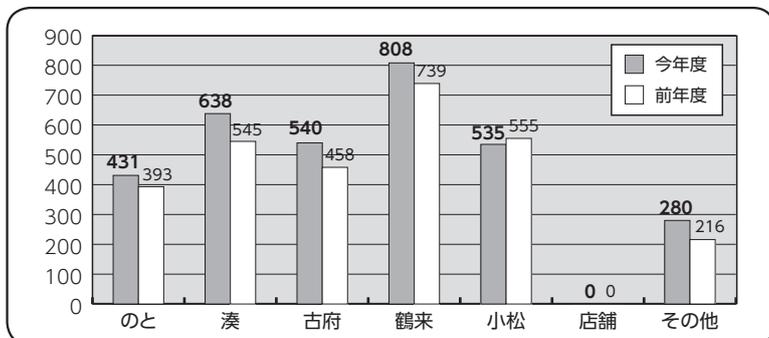
1. 月別受付件数

期間：2020年3月21日～2021年3月20日



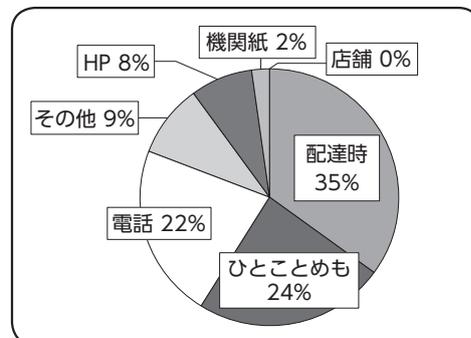
年間件数は3,232件となり、前年度より326件増加しました。6月度7月度で「我が家のつばやき」から233件ありました。ご意見としては、新型コロナウイルスの影響で利用が急増し、多くの商品が抽選となり、抽選にはずれ欠品となった方から「適正な抽選は行われているのか」、カタログ配布が一時中止された「ゆとろぎ+（ぷらす）・おいしい時間」の再開要望、商品お届けまでの感染防止対策への質問、珪藻土商品にアスベストが含まれていたという他社商品の報道の影響で「生協の商品にはアスベストが混入されていないのか」（混入されていないことを回答）などがありました。

2. 事業所別件数



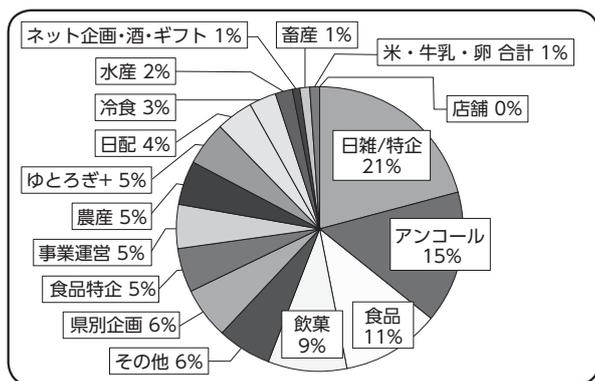
※その他：ホームページ・学校生協

3. 回収チャンネル



※その他「我が家のつばやき」など

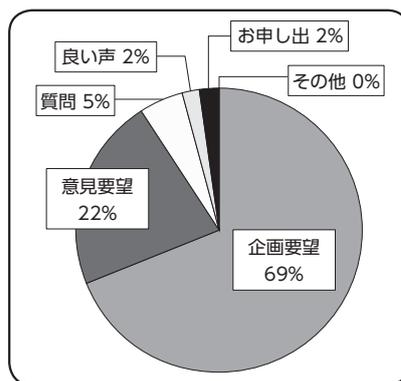
4. 部門別構成比



※その他：コープいしかわの運営・独自事業など

「日雑・特企」が最も多く、続いて「アンコール」「食品」「飲料」となり、この4部門で全体の5割以上となります。

5. 声の種類



6. 平均回答日数

今年度	前年度	差異
10.0	11.2	-1.2

7. 「組合員の声」による改善事例

組合員からいただいた声を基に検討を行い、商品案内の表示の見直しなど11件の改善につながりました。

事例1) 商品のお届け時期についてカタログ別の一覧表があると便利なので作ってほしいです。

⇒おすすめ情報便にて2021年4月4回掲載。

事例2) 冷凍の「茶わん蒸し北陸の味」の調理方法が商品案内に載っていない。不親切では。

⇒2021年1月1回コープファミリーの紙面で「蒸す」必要があることがわかるように掲載。

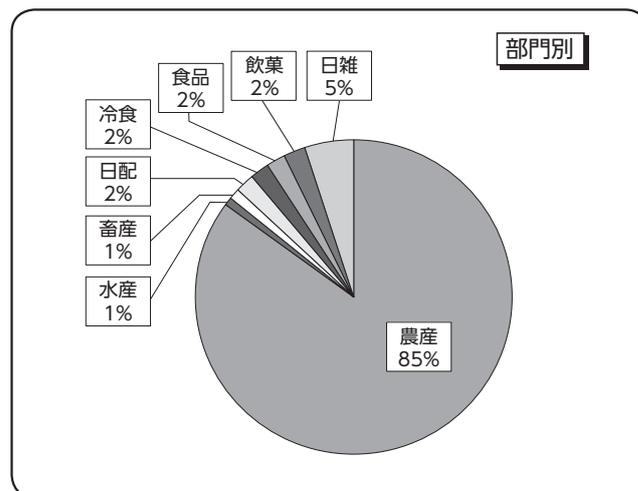
2020年度 「お申し出」のまとめ

1. 部門別件数

部 門	19年度	20年度	前年比
米	1	3	↑ 300%
牛乳	14	5	↓ 36%
卵	16	10	↓ 63%
農産	1,528	1,812	↗ 119%
水産	33	31	↘ 94%
畜産	35	31	↘ 89%
日配	43	46	↗ 107%
冷食	45	40	↘ 89%
食品	42	33	↓ 79%
飲菓	39	34	↘ 87%
日雑	92	96	↗ 104%
合 計	1,888	2,141	↗ 113%

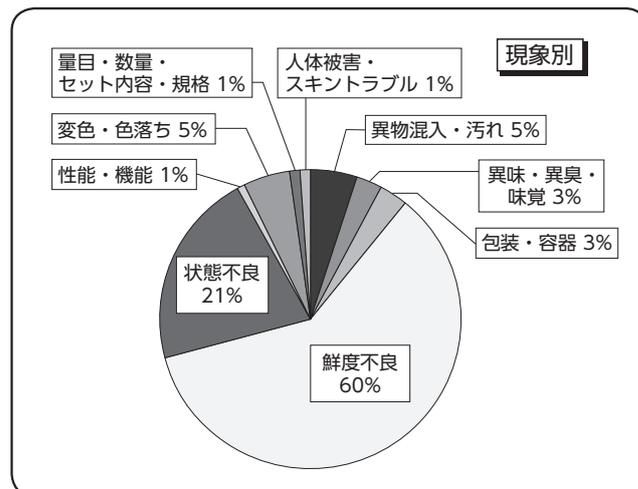
・年間件数は2,141件で前年より253件増加しました。農産部門が全体の約85%を占め、農産品の利用点数が前年比120%と伸びたこともあり284件増加しました。現象としては傷みや腐りなどの鮮度不良が多くなっています。2番目に多いのは日用雑貨品です。現象としては状態不良や性能・機能に関するものです。その他では米、日配は増加しましたが、牛乳、卵、水産、畜産、冷食、食品、飲料・菓子は減少しました。

↑(120%以上) ↗(100-119%) ↘(81-99%) ↓(80%未満)

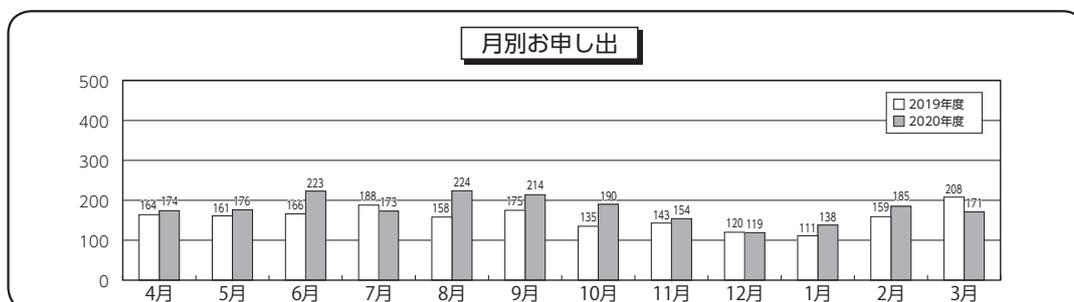


2. 現象別件数

部 門	19年度	20年度	前年比
異物混入・汚れ	101	99	↘ 98%
異味・異臭・味覚	55	56	↗ 102%
包装・容器	83	71	↘ 86%
表示・イメージ違い	3	5	↑ 167%
鮮度不良	1,206	1,289	↗ 107%
状態不良	301	456	↑ 151%
性能・機能	18	23	↑ 128%
繊維類の不良	2	0	↓ 0%
変色・色落ち	55	100	↑ 182%
量目・数量・セット内容・規格	33	27	↘ 82%
花苗・種意見	5	2	↓ 40%
人体被害・スキントラブル	10	7	↓ 70%
商品トラブルその他	16	6	↓ 38%
合 計	1,888	2,141	↗ 113%



3. 月別件数



4. 今年度の特徴

- ・人命に関わるような重大な商品事故はありませんでした。
- ・重要改善お申し出として、「国産おろししょうが(60g)」にて、フタの不具合により瓶の中に空気が入りカビが発生し、利用組合員へDM案内し商品の自主回収をおこないました。
- ・農産品は天候(高温・低温、多雨・少雨、台風等)の影響を受けお申し出が発生しますが、件数が多かったのは、瀬戸内産あまなつ(6月)、アボカド(8、9月)、梨(10月)、きゅうり(2月)、しらぬい(3月)などでした。

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

2020年度 おしゃべりコープ報告書に寄せられた声

能登地域協議会 おしゃべりコープの声のまとめ

○…意見、感想など ●…要望など

全体まとめ

2020年はおしゃべりのテーマの中心はコロナでした。このような時だからこそ生協があって便利という会話もされていたようです。他にも、商品のおすすめや家族、介護、地域の問題などの会話が見受けられました。

新型コロナウイルス

不安

- 結婚式はなくなりお葬式や法事も内々で…人とのコミュニケーションがとれなくなってしまうことがこんなに辛くしんどいものだと話し合いました。
- 就職内定率が低く募集も減るなど心配です。
- 急速な感染拡大への不安。どうやって身を守るか。子どもを守るか、買い物も不安なので生協に頼りたい。
- 金沢や東京の孫が心配。どうしているのか。
- まだまだ危機感が足りない。
- コロナでどうなっていくのか？いつまで続くのか不安。
- コロナと便利な生活で人間関係が薄れそう。

マスク&消毒液

- 買い占めが良くないことはわかっているがあちこちで見つかる度に買ってしまう。
- マスクが不足してなかなか手に入らないのでみんな手作りマスクを用意しているとのこと。
- マスクがどこに行っても買えないので手作りするしかない。
- 朝一番で薬局に並んでもマスクや消毒液が買えない。
- 生協でマスクを揃えるようにしてほしい。
- 消毒で手荒れに困っている。

感謝

- 医療従事者の方の頑張りに頭が下がる。
- こんな状況でも仕事があることに感謝です。
- 生協さんがなくなったら困りますので感染しないようにしてください。
- ステイホームで生協が役立った。

コープの宅配 コロナで大活躍！

- コロナ禍でも玄関まで商品を運んでくださりありがたく思いました。
- 生協さんの配送が丁寧でお心遣いが嬉しい。
- 安心で確かな食材を届けてくれる生協を職場の人にお勧めしてみました。
- コロナ禍に適したシステムや安心して商品を受け取れるのありがたい。
- 近所のお店にない商品が送料なしで買えるのが嬉しいです。
- 以前は職場で利用していたが個人宅配が便利だと聞いた。
- 交通が不便なところなので宅配が利用でき助かっています。
- 赤ちゃんが生まれた方に宅配、共済、はじめてばこを紹介しました。

もう少し改善してほしい…

- 生協への注文が増えたのが買えないことがあり困る。
- 高齢者、障がい者のためにも移動販売を実施してほしい。
- チラシの量が多く全部目を通すのが大変。

おしゃべりコープ おしゃべりでストレス発散！

- こうした場を設けてもらえるとうるさな知識が増え、皆さんの日常がわかり有意義でした。
- 感染予防のため外でおしゃべりしました。
- 久しぶりのおしゃべりがストレス発散になりました。

災害への備え 忘れてはいけない日頃の備え

- 災害時の避難場所や非常用持ち出し袋の中身の話をしました。
- 自然災害はどこまで自衛可能か、いざというときの行動を確認しました。
- 防災用トイレについて、家族で備えることを話し合いました。

組合員活動 行事がなくて残念

- コロナで行事がなく寂しい1年でした。
- 行事がなくみんなに会えない。
- おたがいさま(助け合いのボランティア)について話し合いました。

コープの商品

私も家族も好きな商品

- つづらなカボス、ミツキャロ、味の素餃子がお気に入り。
- 生協の揚げ物、冷凍がおいしくて調理が簡単なので助かる。
- ハチパン餃子、レンジでいつでもポテトが大好きです。
- バーナード食パンがおいしかった。値段も手ごろ。
- シャインマスカットがおいしかった。今年の天候による不出来や種が残ったことを説明してあったのが嬉しかった。
- 以前友人に勧めた商品がおいしいと言われた。
- えびカツにえびが多く入っていておいしい。
- 子どもたちはお気に入りの商品がありチラシで見かけると必ず注文するようになった。
- 生協でないと手に入らない商品もあるのでかなり助かっています。

便利で重宝しています

- 子どもたちの休校中のお昼ごはんはコープ商品が活躍しました。
- 旅行に行けないけど生協で各地のお菓子などを取り扱っているのがよかったねと話し合いました。
- 冷凍商品が使いやすい。
- 長巻のトイレトーパーは取り換え頻度が少なく保管スペースも少なく良い。
- 忙しい時や仕事で疲れて帰宅したときなど手軽に使用できて良いですね。
- 介護食の種類が増えたこと。
- 離乳食は安全で便利で助かります。

商品への要望

- 野菜に当たり外れがある。
- チラシ掲載の内容と実際の商品が違っていた。
- 冷凍の魚、野菜は割高ですね。
- サバの竜田揚げ少し味が薄かった。
- 商品の産地表示をしてほしい。

生協のお店について 能登にも店舗を！

- 昔は七尾にも生協の店があったね～と盛り上がりました。
- 生協のお店が近くに欲しいです。

たすけあい共済 COOPのたすけあい

- 孫が立て続けに入院したり骨折したり。生協の共済がいいと勧められました。
- それぞれの加入している保険について話し合った。
- 共済の満期が近づいてきたので不安です。

家族・介護 楽しみも不安も

- 家族構成が変わり食事や買い物などに不安がある。
- 遺された父の今後のことを話しあった。
- 結婚した娘が生協を始め、出産したので育児やおすすめ商品の活用など話し合った。
- コロナ禍での介護の難しさについて話し合った。
- 介護、福祉について相談し合いました。
- かぶら寿しの仕組み日程について家族で話し合いました。
- 病院の付き添いや介護について考え、心の準備が必要。
- 子どもが増えて生活が大変だが子どもはかわいくて幸せだね～と共感し合いました。
- 両親と認知症にならない生活の楽しみ方など話し合い、楽しく時間を過ごせました。
- 自分が健康でないと家族に負担がかかるので健康維持に努めたいと話し合った。

環境への配慮 住みよい地域のために

- 県内で熊出没が相次いだ話題から環境・自然保護の話になった。
- 母の方が私よりスマホを使いこなしていて驚いた。
- 生協の商品いろいろあるが環境に優しいものを使いたい。
- 食品ロスを減らすためできることを考えて実践していきたい。

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

石川東地域協議会 おしゃべりコープの声のまとめ

○…意見、感想など ●…要望など

全体まとめ

2020年はコロナの話題が中心になっての「おしゃべりコープ」の様でした。お友達同士での開催の他、コロナ禍を受けてご家庭内でご夫婦やお子さんとの開催や県外に住むお子さんと両親との開催など違う世代での交流もすすみました。交流内容では、コロナ禍が不安やストレスとなっているという声が多数でした。

コープ商品

我が家の好きな商品

- 「味の母」私の料理の腕を上げてくれます。
- 建石さんの里芋。大ファンです。
- 北海道産のあさり・野菜ジュース安全性に信頼が持てて安心。
- さばの一夜干し、さばのみぞれ煮どっちが好きかと盛り上がります。
- おでん種セットの種類に大満足。だけで3人前があると嬉しい。
- 子ども達になにわの一口焼き餃子を出すとテンションUP。
- 北海道そのまま枝豆おいしい。
- 国産乾燥ごぼうが良く重宝しています。
- 冷凍品は全般的に味付けがおいしい。
- 冷凍パスタ類がおいしくてお勧めです。
- 冷凍「生ハンバーグ」子ども達はペロリとたいらげる。

商品への要望

- 老夫婦2人なので少量企画もお願いしたい。
- おいしいパンの特集をしてください。
- 糖質オフの品揃えをしてください。
- 一人暮らしなので、1個のお試しがあると嬉しいです。
- COOP商品の字を大きくしてほしい。
- 雑貨、衣類品の価格が高い。見直してください。

COOP商品便利です。

- 離乳食のキューブとっても便利。
- 共働きの主婦には「時短デリ」が強い味方です。

やっぱり安全安心!! そして健康!

- おいしくて安全・安心でもう40年続けています。
- 身体に安心な牛乳や卵が買えるのは生協のお陰です。
- ダイエット中の主人がカロリー表示を見て計算しています。

夫婦の会話から

- 主人はおかずでおいしいものがあると必ず「これコープ?」と聞いてきます。

コープの宅配

届けてもらって助かっています!

- 高齢の両親は車を手放し、これからの雪の季節に配達してもらって助かっています。
- 免許返納で買い物も行きにくくなり、配達してもらえると助かる。
- 重い商品が玄関まで届くので助かる。

抽選について…

- 数量限定の抽選が一度も当たらない。本当に抽選なのか。

夕食宅配

- 夕食宅配本当に助かります。
- 二人で分けて食べているので色々なメニューが楽しめる。
- 出産で実家に帰っている間、主人に夕食宅配。本当に助かりました。

はじめてばこ

- 孫が生まれて「はじめてばこ」をもらって嬉しかった。
- 出産が近いので「はじめてばこ」今から楽しみ。

定期登録商品

- とても便利。時間と食べ物の無駄が減っています。
- 注文忘れても定期登録商品が届く安心感。

要望

- 配達時の音楽が聞こえなくて困っている。もう少し大きくして。

店舗事業 コロナの影響もある?

- 曜日サービスが無くなって残念。
- 地域共通クーポンが使えて良かった。
- コープおおぬか、野菜・魚・肉とてもきれいで新鮮でおいしい。

たすけあい共済 COOPのたすけあい

- 子どもが社会人になったので、契約者を本人に変更。
- ケガ等をして、請求する時の電話の対応に不快な思いしかしたことがない。毎回ガッカリします。

おしゃべりコープ 新しい生活様式

- 岡山県の母と電話で近況報告と年末年始、コロナについて話した。
- 在宅の主人も一緒に年末年始の過ごし方、コープ商品について話した。
- 久しぶりに家族3人が揃った休日だったので、コロナ禍での年末年始・冬の過ごし方やコロナへの不安について話した。
- 今年はコロナによって今まで当たり前にできたことができなくなり生活も変わりストレスを強く感じますが、その中でも楽しみ感謝を見つけ前向きに過ごすようにしています。
- コロナの影響で会う機会が減り電話やLINEでおしゃべりすることが増えた。
- コロナ禍ですと外食を控えていましたが、母の85歳の誕生日に久しぶりに親子3人で会食し年末年始の予定を話した。
- ソーシャルディスタンスに気を付けながらおしゃべりしました。

新型コロナウイルス①

マスク

- マスクや消毒液等、こんなに品薄になるとは思いませんでした。
- 生協のマスク抽選に外れた。
- マスクを並んで買うことになるのは…
- 手作りマスクの作り方を話し合った。
- 高値でも通販で買う派、手作り派、使い捨てを洗って使う派。

年末年始

- 今年は自粛し集まらないことにした。
- 県外に住む子どもにお節を送ることにした。
- 実家の年寄りの事を考え新年会は中止することに。
- 今年初めて、生協のお節を利用し自粛することに。

新型コロナウイルス②

生協に感謝

- 今年はコロナで買い物も不自由、届けて下さる生協に感謝です。
- コロナ対策された生協で娘が縁あって働くことができことを改めて嬉しく思います。
- 冷凍品始め、備品等の備蓄品が多くあり、助かっています。

介護と家族

- 実家の両親の介護。誰がするのか。
- 母がデイサービスに行きたがらない。
- 施設の両親に面会ができない。
- 将来、介護を受けるときの不安。
- 家族葬、小さなお葬式について
- 病院の付き添いや介護について考え心の準備が必要。

組合員活動

- コープメッセが良かった。
- 行事がなく寂しい1年でした。

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

石川西地域協議会 おしゃべりコープの声のまとめ

□…コメント、意見、感想等 ■…期待、要望等

全体まとめ

今年はコロナ禍で感染防止対策をしながらのおしゃべりコープ開催。声には新型コロナウイルス感染への不安やマスク着用、外出自粛からの疲労感が感じられ、おしゃべりすることで心が元気になり、その大切さを実感する声が多くありました。また現況から宅配で商品が届くことへの感謝の声、必要とする声もたくさんいただきました。そして何よりもその家庭に「なくてはならない商品」があること。そのお気に入り商品の情報交換がたくさんされています。その分生協への要望・期待もたくさん！期待に応え地域のより良い暮らしづくりを目指そう！

新型コロナウイルス（不安・疲労・生活一変）

- 不安、こわい、早く終息して欲しい。
- 買い物に行くのも密集のおそれが不安。
- 外食が減り生協の利用が増えた。
- 学校が休校、マスク不足、外出自粛でストレスに。何か楽しめることはないか。
- 夫が在宅ワークに。生活一変。
- 県外に住む家族と帰省するしないについて。
- 妊婦の友人に生協の宅配を紹介したが加入手続きに2~3ヶ月待ち。早く利用できますように。
- コロナ禍での介護施設での面会でもっと会いたい、元気づけたいのに…

全コメントの
45%に
コロナの話題

暮らし（国政の影響大大！）

- GO TOキャンペーン、プレミアム食事券等。
- 国からの10万円給付。

おしゃべりコープ（新しいおしゃべり様式）

- 外でマスクして距離を取りながら短時間で開催しました。
- コーヒーを飲む時以外はマスクしておしゃべりしました。
- テレビ電話で親と久しぶりにおしゃべり。孫の姿も見ることができ良かったです。
- なかなか会えないので近況報告から始まり、商品の話までLINEでおしゃべりしました。
- 親の介護のこと、コロナ禍の過ごし方等、久しぶりにたくさん話せ気分になりました。
- みんなストレスが溜まっているとこのことで感染対策して集まった。やはり会って話すのは大事！との結論に。

生協の行事・イベント（仕方ない…けど期待）

- 早くコロナが終息し生協の行事が開催されますように。
- コロナが終息したら親子参加行事をまたやって欲しい。
- コープフェスタ等なく残念。オンラインや広い会場で行事を開催して欲しい。
- いろんな施設見学に行ったが今年は行けなくて残念。

生協の仕組み・サービス（知ってる事・知らない事）

- 抽選商品はどのように当選を決めているのかな。
- 灯油の配達が増えます。でも知らない人もいます。
- 出資金には配当金がつくという話題になった。

共済・保険（やっぱりたすけあい共済だね）

- ケガ通院の申請後、給付金が早く助かった。
- たすけあいの子どもの保障がかなりお得。
- たすけあい共済の良かった点を伝えました。

自然災害・防災（事前に備える意識）

- コロナ禍にも大きな災害が起きたらどう避難するか。
- 震災もいろんな所で発生しているので、防災グッズ確認しないとね。マスクも入れておかないと。
- 防災グッズを集めました。

老後・介護・福祉（大変・不安）

- 高齢の親、家族の介護の話。自分たちの老後・介護の話。
- 一人暮らしの方が増え、互いに助け合いたいですね。
- 終活について。自分の事は自分でできるうちに整理。

熊の出没（近隣で！）

- 今年は熊がよく出没。全国ニュースに母が出た。
- 熊が山で十分暮らせる環境づくりができないか。

コープの宅配（本当に助かってます）

- 外出自粛で買い物に行けず宅配商品で助かっています。
- コロナ禍の大変な時ですが、商品を届けていただきありがとうございます。
- 重い商品、かさばる商品も届けてもらい大助かり。
- 天候に関係なく配達していただき助かっています。
- 子育て・仕事と忙しい中、宅配に助けられている。実は母もそうだったとのこと。
- 子どもが小さく宅配料無料だから気軽に利用できます。
- 毎週カタログを見るのが楽しいです。
- 担当者のあたたかく間違いのない配達がありがたいです。

コープの宅配（困った・要望）

- 冷凍は複数人分が1袋に入っており、やめて欲しい。
- カタログが多すぎる。
- コロナ禍でみんな同じ物を注文し欠品が多くて困った。
- 担当者が慣れたころに変わるので困ります。
- 商品の大小関係なく袋が大きい。合うサイズの袋に。
- 「次回この商品が年間最安値に」予告があったらいいな。
- カタログの食品の原材料を全て確認できたらいいな。
- 声かけて利用再開した場合も何か特典があればいいな。

班で利用（集まる楽しみ）

- 週1回皆さんの顔を見ておしゃべりできるのが楽しみ。
- 配達日に集まり貴重な会話時間を過ごしています。
- 長い間班で仲良くさせていただいたので、今回それぞれ個配になってさみしいです。

コープのお店（割引サービス復活を待ち望んでいます）

- いつもあたたかい対応に感謝です。
- 宅配掲載商品でおおめかで購入する物は試しに買う。
- 刺身によく骨がついていたりする。
- 5%引きの復活を。行く楽しみがなくなりました。
- コロナで割引サービス等がなくなり残念です。

商品（我が家になくてはならない商品があります）

- お気に入り商品を友達におすすめしました。
- コープでしか買えない商品がある。
- 忙しい中、簡単・便利・時短・おいしい商品がたくさん。
- 外食・旅行ができない状況なので、有名飲食店の商品や全国のおいしい物が注文できてうれしい。
- 迎春早割商品で何を注文するかが話題に。
- デイサービスで「これ生協のくつ下」の一言から他の7人全員が生協のズボン、ブラウス、くつ下等身に着けていることがわかりびっくり。
- 野菜・果物が新鮮でおいしい。その上、安心・安全。
- 子ども向け冷凍食品は調理が簡単な上に裏面にレシピも書いてあり便利です。

お気に入りの声があった商品（一部紹介）

- ・さばの一夜干・ロースハム・ミッキヤロ・ポークウインナー
- ・北海道コーン・野菜たっぷり和風ドレッシング・アジフライ
- ・たまご・食塩不使用ナッツ・りんご・ドリップコーヒー・梅酢たこ

- コープ商品年間売れ筋ランキングがあったらおもしろい。
- お試し商品企画があると購入のきっかけになります。
- きらきらステップシリーズが便利で充実を期待します。
- コープ商品全般に味が濃い。もう少し薄味の商品を。
- ふくらジュージー生ハンバーグは大袋5個入を希望。
- ゲームソフトも企画して欲しいと息子より。
- オーガニックに特化した商品を増やして欲しい。

南加賀地域協議会 おしゃべりコープの声のまとめ

□…コメント、意見、感想など ■…期待、要望など

全体まとめ

今年はなんと言ってもコロナが話の中心！生協の宅配のありがたさを再発見！熊の出没件数も例年になく多かった！外出も減ったし、組合員活動もできなくてさみしかった！介護のことも考えなきゃだけど、とにかく自分も家族も免疫力UPで健康第一！オリンピックができるか心配だけど、南加賀に出店予定の店舗が待ち遠しい！！

コロナ

- コロナ禍の話で盛り上がった。
- 外出する機会が減り、生活様式に変化。
- コロナが早く終息して欲しい。
- コロナワクチンの安全性に対する不安。
- 自由に旅行を楽しみたい。
- 医療のひっ迫が心配。
- コロナ禍での家での過ごし方、楽しみ方。
- 保育園が自粛になって困っている。
- 遠方にいる親の顔も見に行けない!!
- マスク不足で困っている。
- 手作りマスクの作り方について。

熊出沒

- 石川県の熊被害の状況。
- 熊もかわいそう。
- 人間が自然破壊しているせいでしょうか。
- 私たち一人ひとりができることを考えていかなければ。
- 熊もドングリなどの餌が少なく、死活問題。

老後・介護

- 介護サービスが気になる。
- 小松市介護保険策定委員会のことや瀬戸町ミニデイについて。
- 親子介護をされている方から色々アドバイスいただきました。
- 将来の家族の介護について。
- 老々介護について。
- 介護サービスのお世話にならないようにするための話。
- 先々、一人になっても不自由さを感じないような能力を徐々に身につけたい。

子ども・孫

- 子どもの離乳食。
- 子どもの習い事や進学について。
- 子ども・孫の食事について。
- 孫の成長。

防災

- 自然災害について。
- 防災用品・集合場所・ペットなどについて。

健康

- 健康について。
- 運動しないとね～。
- 病気の話。
- 免疫力を高めないと。
- ウォーキング。

保障

- 学資保険・教育資金・年金共済。
- たすけあい共済の手続き方法。

くらし

- GOTOトラベル・GOTOイートについて。
- その日楽しかったことなど話した。
- 趣味の話。
- スーパーのレジ袋がなくなって不便。
- ガラケーからスマホにいつ変えるか。
- 家族の近況。
- 夫婦のライフスタイルのすり合わせをしました。
- SDGsについて。
- ふるさと納税・株主優待。
- オリンピックが本当にできるのか。

商品①(良い)

- バラ凍結のひき肉が便利。
- 離乳食のペースト状のものがとても助かる。
- ショコラケーキ安いのにおいしい!
- 冬は「かも鍋」が楽しみです。
- 子どもが「サバの味噌煮」が大好きです。
- 各地のおいしいものが買えて好評。
- 私と嫁のお気に入りには能登産岩もずくです。
- コープオリティはともにおいしいよ!!
- ハチパンのラーメン、手作りで食べられておいしい。
- 大学芋のたれが好評!!
- 「ふっくらジューシー生ハンバーグ」がおいしい。
- 鶏ごぼうピラフが大好き。
- 野菜が新鮮。
- 「大山生乳ヨーグルト」がお気に入り。
- ドライ納豆オススメ。
- トイレロールが気に入っています。
- 冷凍のメさばをお寿司にするのが母のお気に入り。

商品②(悪い)

- 服のおしゃれなチラシはあるが男性のものがない。
- 商品によっては量が少ない。
- 値段が高い。
- 外国産のものが多い。

商品③(要望)

- 注意書きの文字を大きくして欲しい。
- 少量パックをお願いします。

安全・安心

- 生協商品の安全性について話した。
- 商品の添加物なども気になる。

宅配①(良い)

- コロナ禍の中、宅配が助かりました。
- 重いもの・かさばるものを届けてくれて助かりました。
- 腰が悪いものでコープさんの商品で助かりました。
- 体が不自由になった時の宅配のありがたさ。
- 食品だけでなく、日用品・服・本など色々ある。
- 定期登録とっても助かります。
- 商品に不具合があっても対応が早い。

宅配②(悪い)

- 子どもと同居しているので、おみやり便の対象にならない。自分が一切の家事をしているのに不満。
- 欠品・遅配がある。
- 注文の仕方が高齢者には難しい。

宅配③(要望)

- 商品を組合員一人ひとりはっきりと区別してほしい。
- 子どもが契約して親に届けてもらうサービスがあるといい。
- 高齢で運転できなくなっても家で過ごせるサービスを希望。

出資金・増資

- 出資金・増資について話した。

店舗

- 小松にコープのお店ができること!
- 小松に出店予定の生協のお店が待ち遠しいです。
- 欲しかったコープ商品が欲しい時に手に入るのは嬉しいです。

組合員活動

- 行事情報を見ているだけでも楽しかったのですが、コロナの影響で行事が少なくなって寂しいです。
- 行事を開きたい。参加したい。
- コロナの影響でサークル活動を休止。
- コロナの影響で今年は行事に参加できなくなってしまう。
- コロナの影響でバス企画が中止になった。

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

2020年度 コープおたがいさま活動報告

〔対象期間：2020年4月1日～2021年3月31日〕

1. 「コープおたがいさま」のまとめ

(1) 新型コロナウイルス感染拡大に伴い感染予防の観点から、おたがいさまの活動を制限したため、活動日数・活動時間ともに前年を大きく下回りました。

そのような状況でも利用者の方からは活動に来て欲しいとの依頼があり、全面的に休止することはせず、利用者の方と応援者が対面しないよう工夫を行いながら利用者支援を行いました。

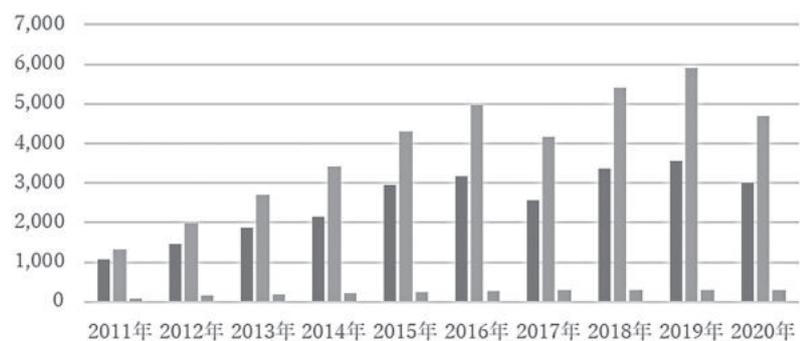
(2) 金沢市環境政策課より依頼を受けた駅西・元町・泉野福祉健康センター内でのフードドライブ*の受付も行いました。

*家庭などで食べきれず余っている食品を持ち寄り、施設やフードバンクなどに提供する活動。

2. 「コープおたがいさま のと・金沢・南加賀」活動実績

	おたがいさま		
	2020年度	2019年度	前年比
応援登録者(名)	295	296	99.6%
活動日数(日)	3,016	3,552	84.9%
活動時間(h)	4,686	5,911.0	79.3%

おたがいさま活動実績

食品を持ち寄った方の受付対応
(駅西福祉健康センター内)

寄せられた食品類

第11回(2020年度)地域活動助成金 助成団体紹介

コープいしかわでは、地域社会の発展に貢献することを目的として、社会福祉活動、環境保全活動、国際協力、まちづくりなどの社会貢献活動を行う各種団体などを対象に助成を行っています。2020年度地域活動助成金採択団体となった下記5団体への助成を通じて、広く社会の諸課題の解決をはかる活動の一助となることをめざします。

団体名	申請内容	助成額	主な用途
加賀白山ようござった 	里山を守り、健康づくり 下草刈りや遊歩道整備による人間社会と猿、熊、イノシシ、ニホンカモシカなどの獣類とが共存するための境界の明確化、キノコ類、山菜類の育成と保護・活用の他、里山遊歩道トレッキングや里山キッチンイベント開催・里山の産物の流通を通して地域の活性化に寄与します。	200,000円	講師料、キノコ類原木、獣害防止ネット、チラシ、ポスターなど
金沢インターバル速歩教室 	簡単な「インターバル速歩運動」で健康寿命を延ばそう 健康寿命を延ばす運動効率の良い・誰でも気楽にできるインターバル速歩運動を広く市民に普及させ、健康寿命を3歳延ばします。会員の増加や金沢市内での説明会開催、速歩教室の新設など行います。	200,000円	ラジオ体操の講師代、高齢者栄養講座講師代、説明会資料等、ビブス作成、印刷、通信など
子ども夢フォーラム 	子どもの声を聴き命を守る環境の充実と大人への社会発信の充実 事業 チャイルドラインの活動が子どもに伝わるように電話番号を記したカードを制作し、県内すべて(公私立)の小中学校、高校に届けます。リーフレットを活用し児童虐待・貧困・自殺等の子どもの現状を知らせ、社会全体で子どもを見守る大切さを理解する人を拡げていきたい。	200,000円	カード制作・印刷、リーフレット作成・印刷
「Wafuu-DouDou 和風堂々」英語で金沢の工芸と文化を発信する会 	コロナ禍の今、英語で石川の文化と工芸の魅力を動画で発信する 外国人講師と英語で話す経験値を上げることでスキルの向上を図ります。また動画制作について学びます。地域在住外国人、指導する工芸家、会員で工芸体験を行ない地域在住外国人と日本人との交流を図ります。配信した動画の拡散を促します。	200,000円	英会話学習会、工芸体験用材料費、交通費、動画撮影用機器、コピー代など
フードシェア あったらモン 	目指せ！食品ロス0(ゼロ) フードシェア あったらモン 食べられる食品を無駄にせず、必要とする人や所へ届けたいと考え、「目指せ！食品ロスゼロ(0)」を掲げて小松市内の子ども食堂でフードシェア・食材提供を行っています。活動をスムーズに行うため食品の保管・移動用備品の他、検温器や消毒液を備えたいと考えています。	200,000円	食品保管移動用器材、備品、消毒液・検温器、プリンターやスタッフジャンパー、通信費など

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

環境に配慮した事業と経営

環境方針

コープいしかわは、以下の方針を実践し、環境負荷の軽減と汚染の予防、地球温暖化防止、持続可能な社会の創造に取り組めます。環境マネジメントにおいては、自主的に目的・目標を設定して取り組み、また定期的に見直しを行うことでシステムの継続的改善に努めます。

環境関連の法令、条例及び受け入れを決めたその他の要求事項を順守します。

(環境負荷の少ない事業活動)

1. 事業活動にあたっては省資源・省エネルギー・廃棄物の発生の抑制とリサイクルに努めます。とくに業務車輛の運行にあたっては、車種を選択、効率的な事業活動、エコドライブの推進等に取り組み、環境負荷の低減に努めます。

(環境に配慮した商品)

2. 取扱い商品は、原材料、生産、流通、廃棄の面において環境に配慮した商品を組合員に提供します。

(職員の自覚と行動)

3. 職員一人ひとり、今日における環境問題の重要性を自覚し、日常業務において環境への配慮を意識して行動します。

(組合員活動および社会的活動)

4. 環境保全に関する広報を行い、組合員による環境保全活動を推進します。また地域社会と協同のもとに持続可能な社会づくりに貢献していきます。

この環境方針は内外に公表します。

CO₂排出量

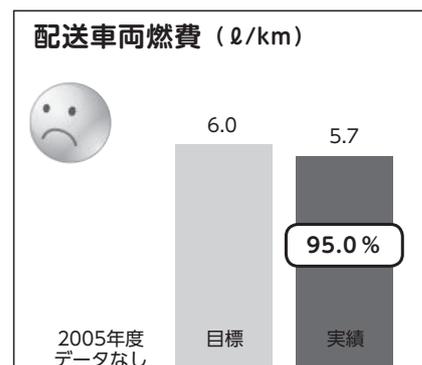
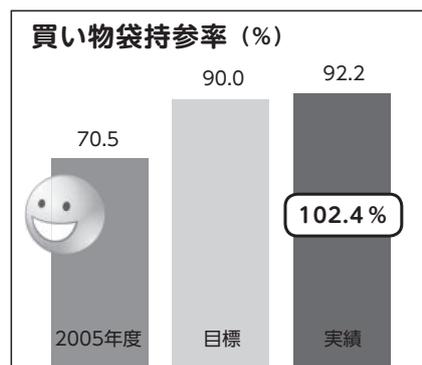
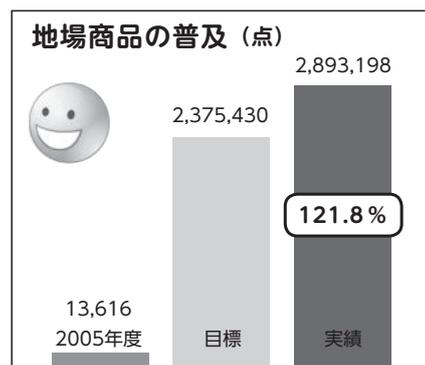
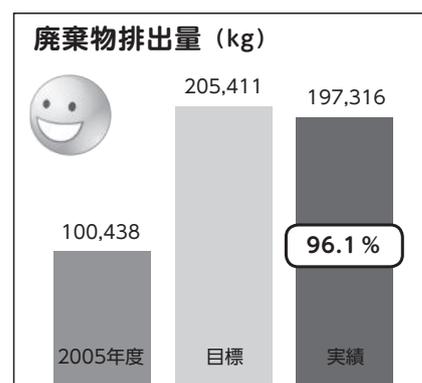
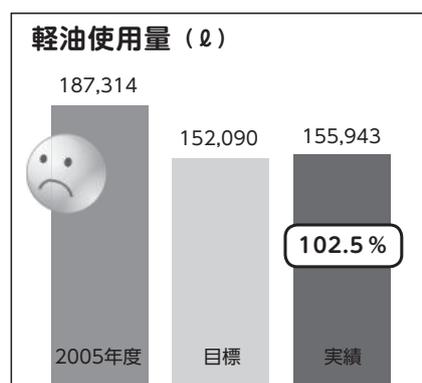
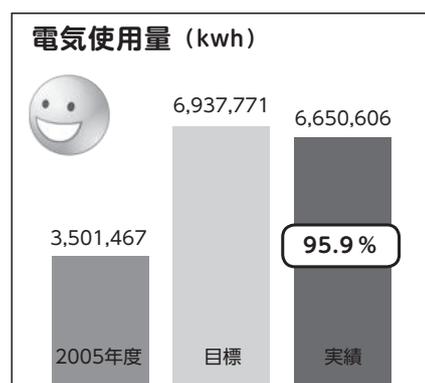
2020年度は目標比では98.2%と計画通りです。また、省エネ法・温暖化対策法の適用になったことを受け、2021年度も引き続き、年間エネルギー使用の1%削減に取り組んでいきます。

	2005年度	2020年度	2020/2005比
宅配事業	1,045,354	1,448,619	138.6%
店舗事業	663,263	1,114,826	168.1%
物流・生産施設	600,562	906,383	150.9%
本部施設ほか	438,574	372,887	85.0%
合計	2,590,187	3,842,714	148.4%

2020年の到達目標として、2005年度比で15%のCO₂排出量削減を掲げていましたが、配送コースや店舗の増加により削減できませんでした。

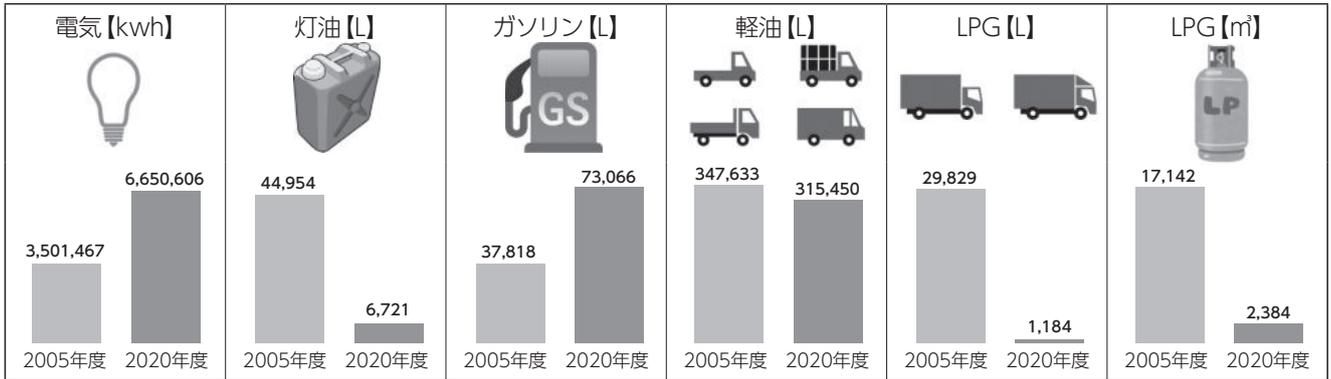
環境目標と実績

😊 …目標達成 ☹️ …目標未達成

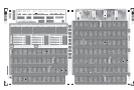


エネルギー使用量

2005年度との関係では電気使用量が189.9%となっています。軽油使用量(生協)は83.3%、軽油使用量(委託)では99.5%、総計では90.7%となっています。また、ガソリンは193.2%と増加しており、2017年度末より軽車両の導入により使用量が増加しています。



組合員の協力を得てリサイクル

回収品目	回収区分	リサイクル用途	回収量	2019年度との比較
牛乳パック 	宅配・店舗	トイレトペーパー 	29,348kg	23,914 (2019年度) / 29,348 (2020年度) 111.7%
卵パック 	宅配・店舗	卵パック 	4,973kg	4,895 (2019年度) / 4,973 (2020年度) 101.6%
注文書袋 通い箱内袋	宅配	パレット、ハンガーなど 	19,022kg	20,479 (2019年度) / 19,022 (2020年度) 92.9%
ダンボール 	宅配・物流	ダンボール、封筒など 	788,197kg	698,614 (2019年度) / 788,197 (2020年度) 112.8%
チラシ 	宅配	新聞紙・ボール紙など 	2,251,250kg	2,342,982 (2019年度) / 2,251,250 (2020年度) 96.1%
注文用紙 	宅配	トイレトペーパー、 菓子箱など 	40,690kg	41,500 (2019年度) / 40,690 (2020年度) 98.0%
古紙 	店舗 (ecoひろば)	新聞紙・週刊誌・印刷用紙 など 	226,056kg	252,684 (2019年度) / 226,056 (2020年度) 89.5%
アルミ缶 	店舗	アルミ缶 	17,806kg	15,141 (2019年度) / 17,806 (2020年度) 117.6%
ペットボトル 	店舗	ペレット (衣類やプラスチック 製品の原材料) 	12,125kg	12,168 (2019年度) / 12,125 (2020年度) 99.6%
トレイ 	店舗	トレイ 	9,233kg	8,416 (2019年度) / 9,233 (2020年度) 109.7%

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

安心して働き続けられる職場づくり

安全・安心な職場づくり

感染対策と対応

コープいしかわグループ全職員・社員に対して本人の検温と家族の健康状況の申告、各事業所での定期的な換気、会議室を利用して分散しての着席、インフルエンザワクチン接種の全額補助など感染防止に取り組みました。また、この間の取り組みへの感謝として職員へ商品券や夏・冬のギフトの贈呈などをしました。



間隔を開け着席 アクリル板を設置

安全衛生

コープいしかわは労働災害削減に向けて対策を検討する安全衛生委員会を設置し、職員が安心して働くことができる職場環境の実現にむけて取り組んでいます。

2020年度の労働災害および通勤時の災害発生件数は29件（前年26件）で、災害による損失日数は141日（前年37日）でした。正規職員一人あたりの残業時間は21.9時間/月（前年23.7時間/月）でした。

健康に働き続けるために

職員のメンタル不調を未然に防止することを目的とした「ストレスチェック」を11月に実施（対象：社会保険加入職員）したことに加え、独自でセルフチェックを7月に実施しました。

職員の健康づくり支援として定期健康診断や生活習慣病予防健診を実施しました。今年度は感染症拡大防止として、健康づくり月間やウォークラリー、ソフトバレーボール大会などの実施は見送りました。

互助会制度

役職員の相互扶助と福利厚生を目的に、互助会制度を運用しています。

〈補助〉	〈活動〉2020年度は中止
定年退職・永年勤続の祝金	ボウリング大会
結婚・出産・資格取得の祝金	事業所単位での旅行企画
育児補助金	ボランティア活動
生活援護見舞金	クリーン活動
職員のサークル活動補助	

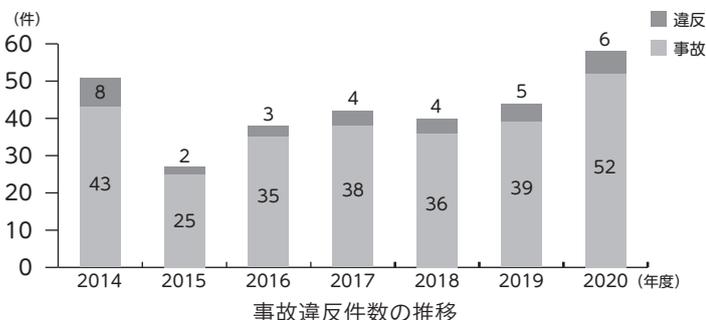
安全運転に向けて

コープいしかわの安全運転の考え方は人命尊重を最優先とすることとして、安全運転の教育指導を行っています。2020年度は、事故発生が52件（昨年39件）、法令違反は6件（昨年5件）と交通事故件数が昨年から大幅に増加となりました。配送車両を中心に導入したドライブレコーダーの危険運転メール通知機能を活用し、所属長がその動画をもとに該当職員へ安全運転の指導・教育を実施しました。また、事故の分析や共有を行うための委員会や会議を開催し、事故の削減に取り組んでいます。

その他、安全運転に必要な知識や運転技術の試験を実施する内部免許制度や安全運転に努めた事業所を表彰する安全運転表彰制度を設けています。2020年度の団体表彰は49件（前年53件）、懲戒処分は発生しませんでした。



20年前の死亡事故を教訓に「安全運転の日」を定め、全職員が安全運転の誓いを新たにしています。



職員育成のための教育体系と人事制度

- ・できている人や組織に学び、組合員の暮らしに共感し、組合員のお困りごと解決に取り組むことができる職員育成をすすめるための多様な研修を行っています。
- ・職員の能力を把握し評価する能力主義と成果主義からなる人事制度を運用しています。また、年に一度提出する「自己申告書」で希望する部署を申告することができます。この自己申告の結果は異動検討時の参考資料として活用しています。

次世代育成支援と女性活躍推進

コープいしかわは、2018年3月に次世代法ならびに女性活躍推進法に基づき、行動計画を策定しました。すべての職員が仕事と家庭を両立させることができ、女性職員がより活躍できる組織風土づくりのため、計画に沿って取り組みを進めていきます。

【行動計画】

課題	目標	内容
1 男性の平均継続勤務年数18.3年に対し、女性正規職員は6.5年です。	女性正規職員の平均継続年数を7.5年とします。	<ul style="list-style-type: none"> 管理職・監督職を対象に、コンプライアンスやハラスメント、メンタルヘルスに関する研修を実施します。 子育て中の職員を部下に対しても、職員が利用可能な両立支援制度の周知や適切なマネジメント等に関する教育を実施します。 育児休業復帰者を対象とした両立支援制度等に関する研修を実施します。 一般職員の両立支援制度に対する認知度を高めるため、入協時教育内容の見直しを検討します。 定期的実施している職員満足度調査において、職員の職場風土やセクシャルハラスメント等に関する意識を調査し、改善策を検討します。
2 正規職員の残業時間が増加傾向です。	正規職員の残業時間を月平均20時間以内とします。	<ul style="list-style-type: none"> 労理協同で構成する経営協議会にて検討を行います。 定期的な残業時間の確認によって時間管理を強化します。 情報システムを活用し、業務効率の向上をはかります。 事業所ごとの職場懇談会において残業時間削減について協議を行います。
	妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供を行い、相談体制の整備を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 育児中の職員への福利厚生(互助会行事)の参加を促進し、コミュニケーションを強化します。 「おたすけパンフレット」などによる休暇制度や給付制度の周知を行うことで、妊娠中、出産後の職員の健康確保と、職場全体の意識向上に努めます。
	子どもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができ「子ども参観日」を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 参加者拡大に努める。 職員の子どもが親の仕事への理解を深めるきっかけをつくり、職員の子育てについて職場の理解を促進することで、両立支援につなげます。

【女性職員の状況】

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020
正規職員比率	21.7% (166人中36人)	20.4% (167人中34人)	28.6% (206人中59人)	24.8% (238人中59人)	25.4% (240人中61人)	25.0% (248人中62人)
管理職比率	10.7% (28人中3人)	12.0% (25人中3人)	15.4% (26人中4人)	10.7% (28人中3人)	10.7% (28人中3人)	14.3% (28人中4人)
監督職比率	35.0% (20人中7人)	34.8% (23人中8人)	21.7% (23人中5人)	19.4% (31人中6人)	21.2% (33人中7人)	21.2% (33人中7人)

（くるみん認定）



コープいしかわは、次世代育成支援対策推進法に基づく基準に適合する「子育てサポート企業」として認定される「くるみん認定」を受けています。2009年から4期連続して認定され、くるみんマークにも4つの星があります。

多様な働き方を選択できる環境づくり

子育てや介護など、環境の変化に伴い職員が働き方を選択できるよう、多様な雇用形態を設けています。育児・介護休業法や男女雇用機会均等法の改正に伴い内部の規程を一部改訂し、育児や介護がしやすい職場環境の整備をすすめました。2020年度は、男性職員2名を含む7名が育児休業を取得しました。また、育児をしながらも働きやすい職場づくりに向けて、各事業所で臨時保育所が活用できるよう制度化しました。

障がい者雇用

コープいしかわは障がいの有無を超え、ともに手を取り合って一緒に働く職場づくりをすすめています。2016年7月に子会社(株)ハートコープいしかわを設立し、障がい者の雇用促進と就労支援をすすめました。同社は10月に県内2社目となる特例子会社に認定され、コープいしかわグループ全体で法定雇用率を上回りました。

障がい者雇用率

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
コープいしかわ	1.7%	1.5%					
石川コープロジスティクス(株) (子会社)	8.9%	8.9%					
コープいしかわグループ (コープいしかわ 石川コープロジスティクス(株) (株)ハートコープいしかわ)			4.8%	4.71%	6.17%	6.02%	6.0%

労働組合との関係

労働組合は組織内で行われる様々な委員会に参画しています。労働者の権利を守り、事業を発展させていくために、経営の視点と労働組合との関係を大切にしています。労働組合員数は220名、組織率28.6%です。(2021年3月現在)

令和3年度金沢市食品衛生監視指導計画(案)への意見書

都道府県や政令指定都市等は、国内で製造・流通している食品が、食品衛生法で定められた規格や基準に沿っているかを確認するため、食品の製造・販売施設を訪問して衛生状態や食品の取り扱い方を調査・指導することや、食品の抜き取り検査を実施する等の業務をおこなっています。この自治体が行う食品衛生に関する監視や指導のための年度計画のことを食品衛生監視指導計画といい、次年度が始まるまでに住民などの意見をあらかじめ聞いた上で年度の計画を作成することが食品衛生法で定められています。

コープいしかわはこの計画がより一層充実したものとなることを願い、金沢市に意見・要望を提出しました。

コープいしかわの意見

【1】「施設への立入検査」について

2021年6月より食品等事業者にはHACCPに沿った衛生管理が義務化されますが、監視指導計画では、小規模事業者への監視頻度は分類C(2～3年に一度)と位置付けられています。

小規模事業者にとっては衛生管理計画の作成や実施についてより支援やアドバイスが必要と思われる。Cに分類される事業者について検査の頻度や件数を増やすよう検討をお願いします。

【2】「食品等の収去検査」について

令和3年度食品等収去検査計画での各分類での残留農薬検査において、令和2年度と比較すると検査項目数が減少しています。検査項目外となる項目とその理由を教えてください。

(補足)

1) と畜場での収去検査の際の食肉への残留農薬検査の際の検査項目数

前年159～247→令和3年度150に変更

2) 市場流通食品のうち野菜及び加工食品への残留農薬検査の際の検査項目数

前年約270→令和3年度約250に変更

3) 市内流通食品の検査として野菜及び残留農薬検査時の検査項目数

前年約270→令和3年度約250に変更

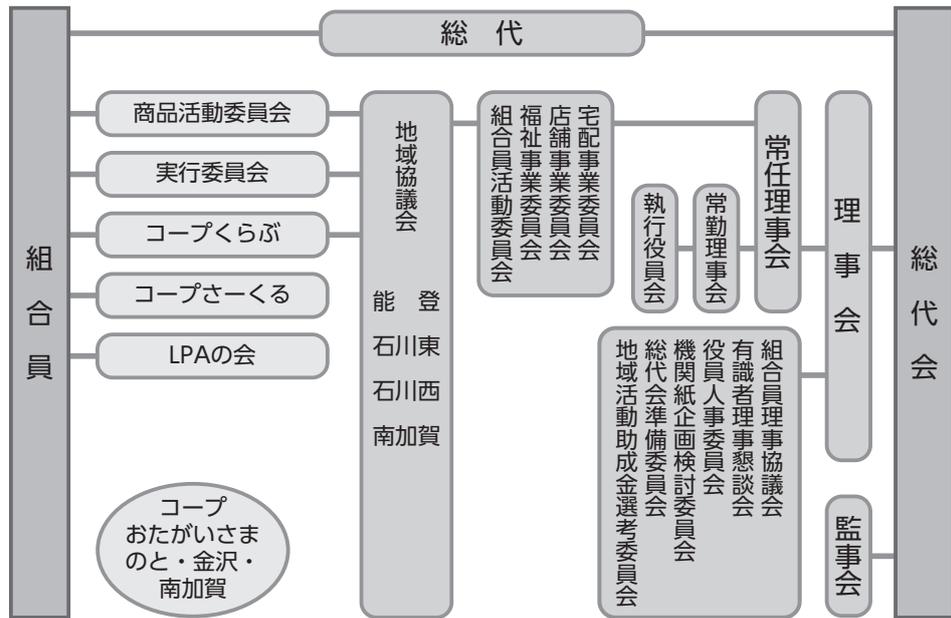
【3】「テイクアウト食品の衛生指導」について

コロナ禍により飲食店がテイクアウトや宅配で弁当や総菜の販売を開始するケースが多く見受けられるようになりました。

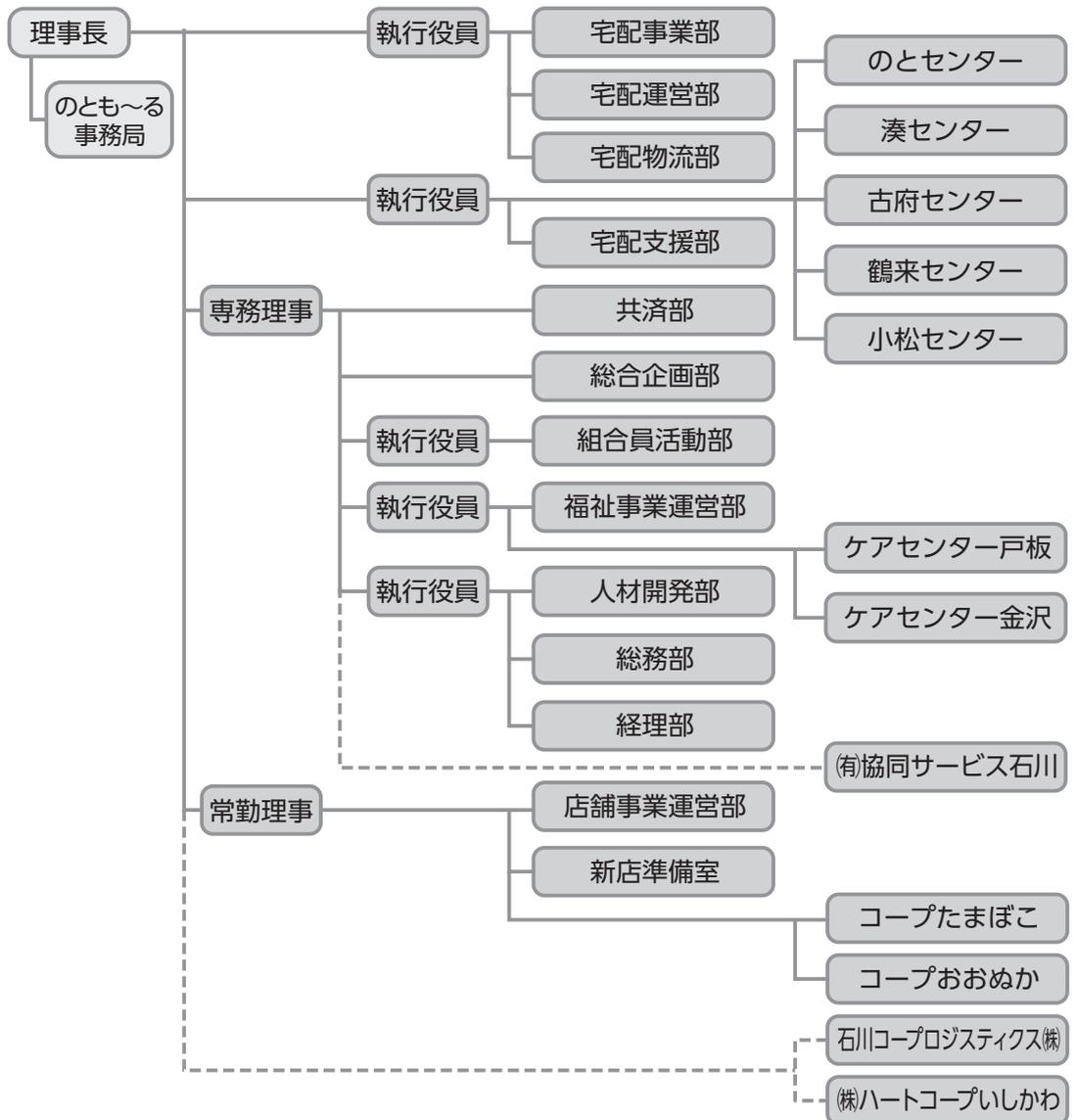
店内での提供よりも喫食までの時間が長いことに加えて、気温や湿度の上昇により食中毒のリスクがさらに高まることなど調理や温度管理に関する注意事項等について飲食店への注意喚起を強化していただくことを要望します。

2021年度 組合員組織図・業務機構図

1. 組合員組織図



2. 業務機構図



第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

生協10の基本ケアについて

「生協10の基本ケア」では「生協介護の目指す姿」を定め、それを実現するための生協福祉事業における介護の標準化サービスとして全国の生協で取り組んでいます。ならコープを母体に設立された社会福祉法人協同福祉会が長年の実践の中で構築してきた「あすなら10の基本ケア」に学び、自立支援のための介護に取り組めます。

生協介護の目指す姿

1. ご本人の尊厳をまもる

人は誰もが最期まで自分らしく誇りをもって生きたいと願っています。自己決定を大切にしながら利用者の尊厳をまもります。

2. 自立を目指すケアをする

生活環境を整えながら、その人本来の生きる力を引き出すためのケアを実践します。ケアを通じてQOL(生活の質)を向上させていきます。

3. 自分らしい在宅生活をささえる

利用者・家族がどのような生活を望み社会とのつながりを求めているのか確認し、住み慣れた在宅生活をサポートします。

生協10の基本ケア

以下の「生協10の基本ケア」をその方に応じた順番で行うことで、利用者を寝たきりとさせず、その人らしい生活を取り戻すことを目指していきます。

1. 換気をする

病気予防には換気が大切。新鮮な空気を取り入れ、室温の適正化や衛生的な環境を守り、感染症を予防します。

2. 床に足をつけて座る

日常生活がリハビリという考えの下、足を使って立ち上がる習慣を身につける中で、トイレやお食事などご自分でできることを増やします。

3. トイレに座る

トイレで排泄する事は人間が護るべき尊厳の基本と考えます。

4. あたたかい食事をする

ご自身で調理して盛り付けたり、親しい方と楽しく食べたりすることを大切にしています。誤嚥(ごえん)防止のために、食事前には口の体操も行います。

5. 家庭浴に入る

湯船にゆったりつかる習慣は日本のすばらしい文化。生活リハビリの効果を生かして家庭浴への入浴を大切にしています。

6. 座って会話をする

安心感を与えられるように座って会話をします。共に時間を過ごし、日々の見守りを行います。

7. 町内におでかけをする

慣れ親しんだ地域に出かけることは社会性や精神的な豊かさを保つためにも大切なこと。これまでの生活リズムを維持できるようにします。

8. 夢中になれることをする

自分らしく、好きなことに夢中になれる機会や、居場所づくりに取り組みます。

9. ケア会議をする

ご自分の街で住み続けられるように、社会性と暮らしを守るケアプランをつくります。職員はチームでケアに取り組み、ご家族を含めサポートします。

10. ターミナルケアをする

元気な時から人生の最期まで、地域との連携でターミナルケアをサポートします。

平和活動などに関する組合員アンケート結果と今後の対応

第17回通常総代会では、総代から提案された「戦争法反対の署名を全組合員に対してとる事を本総代会で決定する」を主旨とした緊急動議は否決され、理事会が提案した1,000名規模の組合員アンケートを実施し、広く意見を聞いた上で対応を決定することが支持されました。

アンケート結果を踏まえ、以下の3点を今後の対応方針とします。

1. 安全保障関連法の廃止を求める署名には取り組みません。
2. 国民の賛否が分かれる法案や政府の取り組みについては、コープいしかわとして賛否を明確にする対応を今後も行いません。

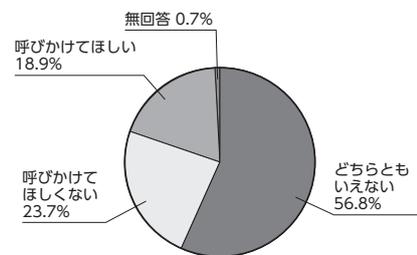
※ 核兵器廃絶のような国民の大多数が賛同する取り組みは実施します。

3. 組合員の学習する場、交流する場づくりを推進します。

理由

1. 安全保障関連法の廃止を求める署名を全組合員に呼びかけることについての設問では、『どちらともいえない：56.8%』と過半数を超えました。また、『呼びかけてほしくない：23.7%』が、『呼びかけてほしい：18.9%』を上回る結果となりました。

安全保障関連法の廃止を求める署名を全組合員に呼びかけることについて

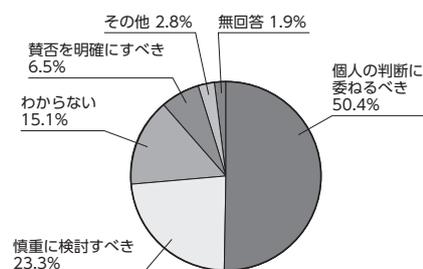


2. 消費生活協同組合法において「生活協同組合はこれを特定の政党のために利用してはならない」と政治的中立の原則が規定されています。よって法の趣旨を十分尊重し政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないように対応する必要があります。しかし、第17回通常総代会振り返りシートでは、政治色や政党色というキーワードが多く見られ、総代の誤解や混乱が伺えます。

また、今回のアンケートでは『組合員個人の判断に委ねるべきである』との回答が過半数を超える50.4%となり、『コープいしかわとして賛否を明確にして行動すべき』と答えた組合員は6.5%と少数でした。

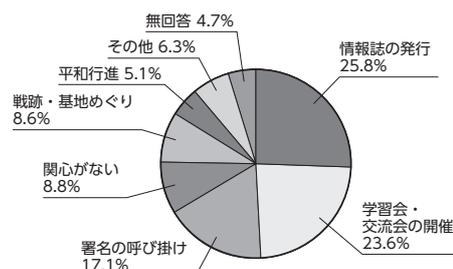
コープいしかわの組合員数は、2016年3月末時点で14万6千名を超え、県内世帯加入率32.3%の消費者組織に成長しています。多様な考えをもつ組合員に混乱や分裂をもたらすことなく、また、コープいしかわに対して誤解や偏見が生まれないように対応する必要があります。

国民の賛否が分かれる法案や政府の取り組みについてコープいしかわが行動する事について



3. 賛成・反対の立場の違いはあっても学ぶことは皆一致できることから、組合員の学習する場、交流する場づくりを推進します。今回のアンケートにおける『必要だと思うコープいしかわの平和の取り組み』に関する設問では、最も回答が多かったのは情報誌の発行25.8%、次いで学習会・交流会の開催23.6%という結果になりました。今後、「機関紙とらいあぐる」紙面における「平和」に関する情報提供のあり方について検討します。

必要だと思うコープいしかわの平和の取り組みについて



(1) アンケートの実施概要

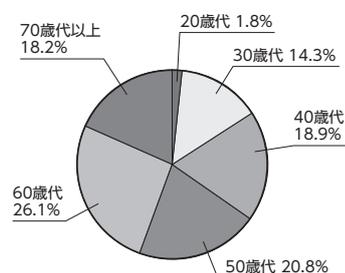
	項目	内容
1	調査対象	宅配組員より無作為で抽出した1,000名。
2	調査期間	2016年7月11日(月)から8月5日(金)の4週間。
3	調査表	安全保障関連法の署名活動に関する設問だけではなく、平和活動全般の設問や総代会振り返りシートへの記載で多く見られた政治問題への基本姿勢を調査する設問も追加。

(2) 集約結果

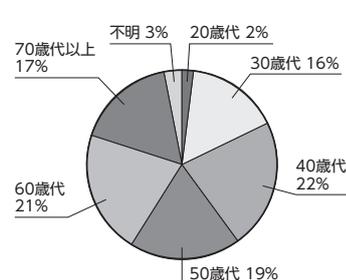
アンケート回収枚数は、456枚となり回収率は45.6%となりました。

設問. 1	あなたの年齢を教えてください。○でお囲みください。
	<input type="checkbox"/> 20歳未満 <input type="checkbox"/> 20歳代 <input type="checkbox"/> 30歳代 <input type="checkbox"/> 40歳代 <input type="checkbox"/> 50歳代 <input type="checkbox"/> 60歳代 <input type="checkbox"/> 70歳以上

平和アンケート回答割合(年代別)

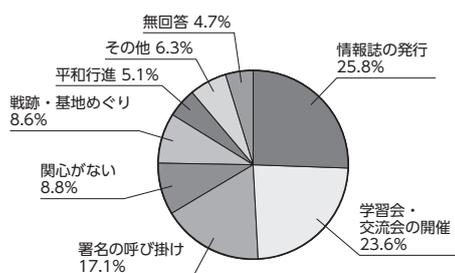


全組員の割合(年代別)



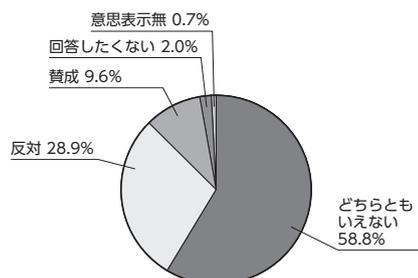
設問. 2	平和を願う為に必要だと思うコープいしかわの取り組みは何ですか？ 適当と思われる項目を○でお囲みください。(複数選択可)
	<input type="checkbox"/> 学習会や交流会の開催 <input type="checkbox"/> 署名の呼びかけ <input type="checkbox"/> 平和行進 <input type="checkbox"/> 情報誌の発行 <input type="checkbox"/> 戦跡・基地巡り <input type="checkbox"/> 関心がない <input type="checkbox"/> その他()

必要だと思うコープいしかわの平和の取り組みについて



設問. 3	集団的自衛権の行使などを容認した安全保障関連法が、本年3月29日に施行されています。あなたは、この安全保障関連法に、賛成ですか、反対ですか？ 適当と思われる項目を1つ選び○でお囲みください。
	<input type="checkbox"/> 賛成 <input type="checkbox"/> 反対 <input type="checkbox"/> どちらともいえない(わからない) <input type="checkbox"/> 回答したくない

安全保障関連法に、賛成ですか、反対ですか？

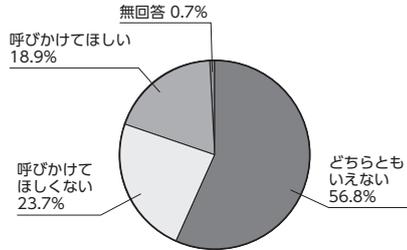


設問. 4①

先月開催された総代会では、安全保障関連法の廃止を求める署名を全組合員に呼びかけてほしいという意見が出されています。コープいしかわが、安全保障関連法の廃止を求める署名を全組合員に呼びかけることを、あなたはどのように思いますか？ 適当と思われる項目を1つ選び○でお困みください。

- 呼びかけてほしい 呼びかけてほしくない どちらともいえない(わからない)

安全保障関連法の廃止を求める署名を
全組合員に呼びかけることについて

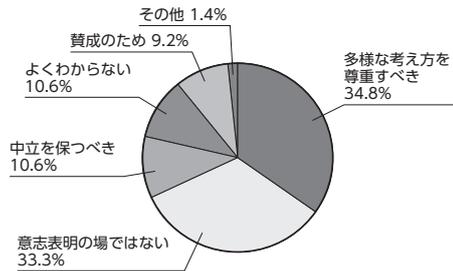


設問. 4②

設問. 4①で『呼びかけてほしくない』を選ばれた方は、その理由として一番近いと思われる項目を1つ選び○でお困みください。それ以外の方は設問5に進んでください。

- 安全保障関連法に賛成のため 各組合員の多様な考え方を尊重すべき
コープいしかわは中立性を保つべき 商品利用の場で、意思表示の場ではない
よくわからないため その他 ()

設問4で『呼びかけてほしくない』を
選択した理由について

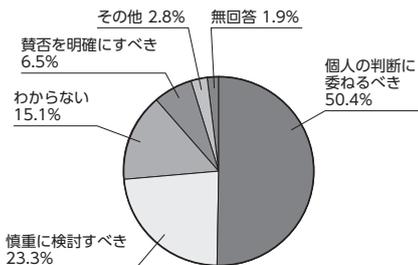


設問. 5

先月開催された総代会では、生協は政治色を出すべきではないという意見も出されています。今後、国民の賛否が分かれる法案や政府の取り組みについて、コープいしかわとして賛否を明確にして、署名の呼びかけや意見書の提出など行動することを、あなたはどのように思いますか？ 適当と思われる項目を1つ選び○でお困みください。

- コープいしかわとして賛否を明確にして行動すべき 組合員個人の判断に委ねるべき
内容によって慎重に行動検討すべき わからない
その他 ()

国民の賛否が分かれる法案や政府の取り組みについて
コープいしかわが行動する事について



第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

【アンケート自由記入欄より】

- 退職したところの組織で署名を行って、近くの住民にも呼びかけているので、私は無理です。
- 政治活動はすべきでない。
- 日本は民主主義の国です。行動すべきではありません。コープいしかわが今後このようなアンケート提出、署名の呼びかけ等行うのであれば、商品は大好きですが、脱会します。
- 組合員の声をきいて欲しい。そのための大切な機関である。
- 組合員に活動を求める事は反対です。道は違いますか。だったら会員をやめます。
- もともとコープいしかわは、設問のように政治色、平和活動を源にと理解し賛同してきましたので全く違和感はありませんが、このような考えはやはり押し付けで、古いのでしょうか？
- 本当に政治色で分ける事ができる事なのか、真実の学習検討が必要。
- 政治色を出さないでください。
- 私としては政治色を出さない方向を望みます。
- 平和を守るために行動することが良いと思います。
- 中立でよいと思う。
- 政治色を出して署名などが始まったら、すぐ生協をやめます。
- 今回の問題のように違憲と言われる事をゴリ押しして決めたようなことには、やはり民意を示すことが必要だと思う。
- 政治色を出すべきではないし、あくまで商品利用の場ですから、政治に関しては中立であるべきだと思います。
- 平和に関することのみ活動してほしい。平和は政治を超えているテーマだから、政治色はうすい。

【アンケート欄外に記入されたコメント】

- 安全保障関連法について、もっとしっかり勉強して、戦争法では無い事を勉強して欲しい。戦地に出向く事は無い。
- 政治に関する事は、個人の問題では！
- 安全保障関連法の内容を正しく認識できていないのが、現状です。
- どちらでも良い。呼びかけしても良いと思う。署名の参加は自由なもの。署名しない人がいても、問題ない。
- 設問4②で「各組合員の多様な考え方を尊重すべき」や「コープいしかわは中立性を保つべき」「商品利用の場で意思表示の場ではない」というこれらの声が多数であれば、呼びかけしない方がいいかな？
- 戦争はよくない、誰もが望む。みなさん、もっともっと正しい歴史を学んで欲しい。
- コープいしかわは**党ですか？行動が少し類似しているように思います。

定 款

- 第1章 総則(第1条～第5条)
- 第2章 組合員及び出資金(第6条～第17条)
- 第3章 役職員(第18条～第42条)
- 第4章 総代会及び総会(第43条～第67条)
- 第5章 事業の執行(第68条～第69条)
- 第6章 会計(第70条～第84条)
- 第7章 解散(第85条～第86条)
- 第8章 雑則(第87条～第89条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この消費生活協同組合(以下「生協」という。)は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この生協は、生活協同組合コープいしかわ(略称コープいしかわ)という。

(事業)

第3条 この生協は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 組合員の生活に必要な物資を購入して組合員に供給する事業
- (2) 組合員の生活に有用な協同施設(第5号に掲げるものを除く。)を設置し、組合員の利用に供する事業
- (3) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- (4) 組合員の生活の共済を図る事業
- (5) 高齢者、障害者等の福祉に関する事業であって組合員に利用させるもの
- (6) 組合員及び生協従業員の生協事業に関する知識の向上を図る事業
- (7) 前各号の事業に附帯する事業

(区域)

第4条 この生協の区域は、石川県の一円とする。

(事務所の所在地)

第5条 この生協は、事務所を石川県白山市に置く。

第2章 組合員及び出資金

(組合員の資格)

第6条 この生協の区域内に住所を有する者は、この生協の組合員となることができる。

2 この生協の区域内に勤務地を有する者で、この生協の事業を利用することを適当とするものは、この生協の承認を受けて、この生協の組合員となることができる。

(加入の申込み)

第7条 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この生協の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの生協に提出しなければならない。

2 この生協は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りではない。

3 この生協は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。

4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この生協が第1項の申込みを受理したときに組合員となる。

5 この生協は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(加入承認の申請)

第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この生協の定める加入承認申請書をこの生協に提出しなければならない。

2 この生協は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金の払込みをしなければならない。

4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに組合員となる。

5 この生協は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(届出の義務)

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの生協に届け出なければならない。

(自由脱退)

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの生協に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 この生協は組合員が第9条に定める住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。

3 前項の規定による脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この生協は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。

4 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

(法定脱退)

第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

(除名)

第12条 この生協は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

- (1) 1年間この生協の事業を利用しないとき。

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

(2) 供給物資の代金又は利用料の支払を怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき。

(3) この生協の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。

2 前項の場合において、この生協は、総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

3 この生協は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(脱退組合員の払戻し請求権)

第13条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの生協に請求することができる。

(1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額

(2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額

2 この生協は、脱退した組合員がこの生協に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。

3 この生協は、事業年度の終わりに当たり、この生協の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、第1項の払戻しを行わない。

(出資)

第14条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

2 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、5,000口とする。

3 組合員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの生協に対抗することができない。

4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及びその払い込み方法)

第15条 出資1口の金額は、1,000円とし、全額一時払い込みとする。

(出資口数の増加)

第16条 組合員は、この生協の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの生協に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

2 組合員は、その出資口数が第14条第2項に規定する限度を超えたときは、その限度以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。

3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に應ずる払込済出資額の払戻しをこの生協に請求することができる。

4 第13条第3項の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

第3章 役職員

(役員)

第18条 この生協に次の役員を置く。

(1) 理事25人以上30人以内

(2) 監事 3人以上 6人以内

(役員選挙)

第19条 役員は、役員選挙規約に定めるところにより、総代会において選挙する。

2 理事は組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内のものを、組合員以外の者のうちから選挙することができる。

3 監事のうち1人以上は、組合員又は生協の使用人以外の者であって、その就任の前5年間当該生協の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかったものとする事ができる。

4 役員選挙は、無記名投票によって行い、投票は、1人につき1票とする。

(役員補充)

第20条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、役員選挙規約の定めるところにより、3箇月以内に補充しなければならない。

(役員任期)

第21条 役員任期は2年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。

2 補欠役員任期は、前項の規定にかかわらず、補充した総代会の日において現に存在する役員任期が終了するときまでとする。

3 役員任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代会の終了のときと異なるときは、第1項の規定にかかわらず、その総代会の終了のときまでとする。

4 役員が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員数がその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

(役員兼職禁止)

第22条 監事は、次の者と兼ねてはならない。

(1) 生協の理事又は使用人

(2) 生協の子会社等(子会社、子法人等及び関連法人等)の取締役又は使用人

(役員責任)

第23条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総代会の決議を遵守し、この生協のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員は、その任務を怠ったときは、生協に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

3 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の議決に基づき行われたときは、その議決に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。

4 第2項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。

5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法

令の定める額を限度として、総代会の議決によって免除することができる。

6 前項の場合には、理事は、同項の総代会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

- (1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
- (2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
- (3) 責任を免除すべき理由及び免除額

7 理事は、第2項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を総代会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

8 第5項の決議があった場合において、生協が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金等を与えるときは、総代会の承認を受けなければならない。

9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員はこれによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

10 次の号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではない。

- (1) 理事 次に掲げる行為
 - イ 法第31条の7項第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
 - ロ 虚偽の登記
 - ハ 虚偽の公告

(2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

11 役員が生協又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

第24条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のためにこの生協と取引をしようとするとき。
- (2) この生協が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において生協と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- (3) 理事が自己又は第三者のために生協の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

2 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員解任)

第25条 総代は、総代の5分の1以上の連署をもって、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員はその職を失う。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面

をこの生協に提出してしなければならない。

3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総代会の議に付し、かつ、総代会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続きをしないときには、監事は、総代会を招集しなければならない。

(役員報酬)

第26条 理事及び監事に対する報酬は、総代会の議決をもって定める。この場合において、総代会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。

2 監事は、総代会において、監事の報酬について意見を述べることができる。

3 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(代表理事)

第27条 理事会は、理事の中からこの生協を代表する理事（以下、代表理事という。）を選定しなければならない。

2 代表理事は、生協の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事長、専務理事、常務理事及び常任理事)

第28条 理事は、理事長1人、専務理事1人、常務理事若干名、常任理事若干名を理事会において互選する。

2 理事長は、理事会の決定に従ってこの生協の業務を統括する。

3 専務理事は、理事長を補佐してこの生協の業務を執行し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐してこの生協の業務の執行を分担し、理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

(理事会)

第29条 理事会は、理事をもって組織する。

2 理事会は、生協の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

5 前項の請求のあった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

6 理事は3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

7 理事会には常任理事会を設置することができる。

8 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(理事会の招集手続き)

第30条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(理事会の議決事項)

第31条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) この生協の財産及び業務の執行に関する重要な事項
- (2) 総会及び総代会の招集並びに総会及び総代会に附議すべき事項
- (3) この生協の財産及び業務の執行のための手続その他この生協の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止
- (4) 取引金融機関の決定
- (5) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わる権利を有しない。

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該議案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該議案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名をしなければならない。

(定款等の備置)

第34条 この生協は、法令に基づき、以下に掲げる書類を事務所に備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 規約
- (3) 理事会の議事録
- (4) 総代会の議事録
- (5) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監査報告書を含む。）

2 この生協は、法令の定める事項を記載した組合員名簿を作成し、事務所に備え置かなければならない。

3 この生協は、組合員又は生協の債権者（理事会の議事録

については、裁判所の許可を得た生協の債権者）から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(監事の職務及び権限)

第35条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの生協の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この生協の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

5 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

6 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

7 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

8 第29条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。

9 監事は、総代会において、監事の解任又は辞任について意見を述べることができる。

10 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

11 理事長は、前項の者に対し、同項の総代会を招集する旨並びに総代会の日時及び場所を通知しなければならない。

12 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。

(理事の報告義務)

第36条 理事は、生協に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

第37条 監事は、理事がこの生協の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの生協に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事の代表権)

第38条 第27条第2項の規定にかかわらず、次の場合に

は、監事がこの生協を代表する。

(1) この生協が、理事又は理事であった者（以下、この条において理事等という。）に対し、又理事等が生協に対して訴えを提起する場合

(2) この生協が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合

(3) この生協が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合

(4) この生協が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(組合員による理事の不正行為等の差止め)

第39条 6箇月前から引き続き加入する組合員は、理事が生協の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって生協に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(組合員の調査請求)

第40条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、監事に対し、生協の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(顧問)

第41条 この生協に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。

3 顧問は、この生協の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

(職員)

第42条 この生協の職員は、理事長が任免する。

2 職員の服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 総代会及び総会

(総代会の設置)

第43条 この生協に、総会に代るべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第44条 総代の定数は、400人以上500人以内において総代選挙規約で定める。

(総代の選挙)

第45条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

(総代の補充)

第46条 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。

(総代の職務遂行)

第47条 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(総代の任期)

第48条 総代の任期は、1年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 総代は、任期満了後であっても後任者の就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(総代名簿)

第49条 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

(通常総代会の招集)

第50条 理事は、毎事業年度終了の日から3箇月以内に、通常総代会を招集しなければならない。

(臨時総代会の招集)

第51条 臨時総代会は、必要があるときはいつでも理事会の議決を経て、招集できる。ただし、総代がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。

(総代会の招集者)

第52条 総代会は、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

2 理事長及びその職務を代行する理事がいないとき、又は前条の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

(総代会の招集手続)

第53条 総代会の招集者が総代会を招集する場合には、総代会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。

2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。

3 前条第2項の規定により監事が総代会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければならない。

4 総代会を招集するには、総代会の招集者は、その総代会の会日の10日前までに、総代に対して第1項の事項を記載した書面をもってその通知を発しなければならない。

5 通常総代会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、総代に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告書を含む。）を提供しなければならない。

(総代会提出議案及び書類の調査)

第54条 監事は、理事が総代会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。

(総代会の会日の延期又は続行の決議)

第55条 総代会の会日は、総代会の議決により、続行し、又は延期することができる。この場合においては、第53条

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

各項の規定は適用しない。

(総代会の議決事項)

第56条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更及び廃止
- (3) 解散及び合併
- (4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更
- (5) 出資一口の金額の減少
- (6) 事業報告書及び決算関係書類
- (7) 連合会及び他の団体への加入又は脱退

2 この生協は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総代会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。

3 総代会においては、第53条第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。

(総代会の成立要件)

第57条 総代会は、総代の半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 前項に規定する数の総代の出席がないときは、理事会は、その総代会の会日から20日以内にさらに総代会を招集することを決定しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

(役員の説明義務)

第58条 役員は、総代会において、総代から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 総代が説明を求めた事項が総代会の目的である事項に関しないものである場合。

(2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合。

(3) 総代が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、当該総代が総代会の日より相当の期間前に当該事項を生協に対して通知した場合又は当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない。

(4) 総代が説明を求めた事項について説明をすることにより生協その他の者(当該総代を除く。)の権利を侵害することとなる場合

(5) 総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(6) 前各号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議決権及び選挙権)

第59条 総代は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(総代会の議決方法)

第60条 総代会の議事は、出席した総代の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総代会の議長は、総代会において、出席した総代のうちから、その都度選任する。

3 議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。

4 総代会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した総代の数に算入しない。

(総代会の特別議決方法)

第61条 次の事項は、総代の半数以上が出席し、その3分の2以上の多数で決しなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 組合員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡、共済事業の全部の譲渡及び共済契約の全部の移転
- (5) 第23条第5項に規定する役員の責任の免除

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

第62条 総代は、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員でなければ代理人となることができない。

2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は選挙しようとする役員の氏名を書面に明示して、第67条又は第19条第1項の規定による規約の定めるところにより、この生協に提出しなければならない。

4 代理人は、3人以上の総代を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面をこの生協に提出しなければならない。

6 総代は、第1項の規定による書面をもってする議決権又は選挙権の行使に代えて、議決権又は選挙権を電磁的方法により行うことができる。

(組合員の発言権)

第63条 組合員は、総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、総代の代理人として総代会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

(総代会の議事録)

第64条 総代会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び総代会において選任した総代2人がこれに署名又は記名押印するものとする。

(解散又は合併の議決)

第65条 総代会において生協の解散又は合併の議決があったときは、理事長は、当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

2 前項の議決があった場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集

を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から1月以内になければならない。

3 前項の請求の日から2週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

4 前2項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

(総代会の規定の準用)

第66条 第51条から第55条まで及び第58条から第64条までの規定は、総会について準用する。この場合において、第62条第1項中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者」と、同条第4項中「3人」とあるのは「10人」と、第63条中「組合員」とあるのは、「組合員と同一の世帯に属する者」と読み替えるものとする。

(総会及び総代会の運営規約)

第67条 この定款に定めるもののほか、総会及び総代会の運営に関し必要な事項は、総会及び総代会運営規約で定める。

第5章 事業の執行

(事業の利用)

第68条 組合員と同一の世帯に属する者は、この生協の事業の利用については、組合員とみなす。

(事業の品目等)

第69条 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、米穀、食料品、衣料品、酒、煙草、医薬品、化粧品、家具什器、電気器具及び生活に必要な品とする。

2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設を設置し、組合員の利用に供する事業の種類は、葬祭事業及び旅行業法に基づく旅行事業とする。

3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、日本コープ共済生活協同組合連合会が行う生命共済事業、住宅災害共済事業、子ども共済事業、定期生命共済事業、終身共済事業、及び全国労働者共済生活協同組合連合会が行う風水害等給付金付火災共済事業、自然災害共済事業、個人長期生命共済事業の共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業とする。

4 第3条第5号に規定する福祉に関する事業は、次に掲げるものとする。

(1) 児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律のいずれかに基づく保健福祉に関する事業並びにその関連の事業

(2) 介護人の派遣その他組合員の福祉の増進を図る事業(前号までに規定する事業を除く。)

第6章 会計

(事業年度)

第70条 この生協の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(財務処理)

第71条 この生協は、法令及びこの生協の経理に関する規則の定めるところにより、この生協の財務の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細書を作成するものとする。

(収支の明示)

第72条 この生協は、この生協が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(福祉事業の区分経理)

第73条 この生協は、次に掲げる事業(以下、「福祉事業」という。)に係る経理とその他の経理を区分するものとする。

(1) 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けて実施する事業

(2) 児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律のいずれかに基づく保健福祉に関する事業並びにその関連の事業のうち公費の支出を受けて行う事業

(法定準備金)

第74条 この生協は、出資総額の2分の1に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のでん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

2 前項の規定による法定準備金は、欠損金のでん補に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

(教育事業等繰越金)

第75条 この生協は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第6号に定める事業費用に充てるために支出するものとする。なお、全部又は一部を組合員の相互の協力の下に地域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることのできる。

2 前条第1項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(福祉事業の積立金)

第76条 この生協は、福祉事業に関し、剰余金がある場合については、福祉事業積立金として積み立てるものとする。

2 前項の規定による福祉事業積立金は、福祉事業の費用に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

(剰余金の割戻し)

第77条 この生協は、剰余金について、組合員の生協事業の利用分量又は払込んだ出資額に応じて組合員に割り戻すことができる。

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

(利用分量に応ずる割戻し)

第78条 生協事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し(以下「利用分量割戻し」という。)は、毎事業年度の剰余金について、繰越欠損金をてん補し、第74条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第75条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額(以下「法定準備金等の金額」という。)を控除した後に、なお剰余があるときに行うことができる。

2 利用分量割戻しは、各事業年度における組合員の生協事業の利用分量に応じて行う。

3 この生協は、生協事業を利用する組合員に対し、生協事業の利用の都度利用した事業の分量を証する領収書を交付するものとする。

4 この生協は、組合員が利用した生協事業の利用分量の総額がこの生協の事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、利用分量割戻しを行わない。

5 この生協は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について総代会の議決があったときは、速やかに利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組合員に公告するものとする。

6 この生協は、利用分量割戻しを行うときは、その割り戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。

7 組合員は、第5項の公告に基づき利用分量割戻金をこの生協に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までに、第3項の規定により交付を受けた領収書を提出してこれをしなければならない。

8 この生協は、前項の請求があったときは、第6項の規定による利用分量割戻金の積立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日までに、その利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。

9 この生協は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第7項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。

10 この生協が、前二項の規定により利用分量割戻しを行うおうとする場合において、この生協の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払を行うことができなかつたときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものみなす。

11 この生協は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかつた額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

(出資額に応ずる割戻し)

第79条 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し(以下「出資配当」という。)は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩

額を加算した額について行うことができる。

2 出資配当は、各事業年度の終わりににおける組合員の払込済出資額に応じて行う。

3 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割以内の額とする。

4 この生協は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総代会の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に公告するものとする。

5 組合員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの生協に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までにこれをしなければならない。

6 この生協は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。

7 この生協は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。

8 この生協が、前2項の規定により出資配当金の支払を行うおうとする場合において、この生協の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行えなかつたときは、第4項に定める総代会の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

(端数処理)

第80条 前二条の規定による割戻金の額を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てることができる。

(その他の剰余金処分)

第81条 この生協は、剰余金について、第77条の規定により組合員への割戻しを行った後になお剰余があるときは、その剰余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(欠損金のてん補)

第82条 この生協は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

(投機取引等の禁止)

第83条 この生協は、いかなる名義をもってするを問わず、この生協の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

(組合員に対する情報開示)

第84条 この生協は、この生協が定める規則により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

第7章 解散**(解 散)**

第85条 この生協は、総代会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

(1) 目的たる事業の成功の不能

- (2) 合併
- (3) 破産手続きの開始の決定
- (4) 行政庁の解散命令

2 この生協は前項の事由によるほか、組合員（第6条第2項の規定による組合員を除く。）が20人未満になったときは、解散する。

3 理事は、この生協が解散（破産による場合を除く。）したときは、遅滞なく組合員に対しその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

（残余財産の処分）

第86条 この生協が解散（合併又は破産による場合を除く。）した場合の残余財産（解散のときにおけるこの生協の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。）は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総代会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

第8章 雑則

（公告の方法）

第87条 この生協の公告は、以下の方法で行う。

- (1) 事務所の店頭に掲示する方法
- (2) 電子公告による方法

2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項の(1)及び(2)に規定する方法により行うものとする。

（生協の組合員に対する通知及び催告）

第88条 この生協が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの生協に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

2 この生協は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

（実施規則）

第89条 この定款及び規約に定めるもののほか、この生協の財産及び業務の執行のための手続、その他この生協の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

附則

（施行期日）

1 この定款は、この生協成立の日から施行する。

（設立総会、昭和51年1月25日）

一部改正 昭和53年5月21日

（第3回通常総代会）

一部改正 昭和56年5月18日

（第6回通常総代会）

一部改正 昭和61年4月21日

（第11回通常総代会）

一部改正 平成2年5月14日

（第15回通常総代会）

一部改正 平成7年5月15日

（第20回通常総代会）

一部改正 平成8年5月20日

（第21回通常総代会）

一部改正 2000年8月9日

一部改正 2001年6月29日

一部改正 2003年7月7日

一部改正 2004年6月29日

一部改正 2005年6月29日

一部改正 2007年6月18日

一部改正 2008年6月16日

一部改正 2009年6月15日 但し、第28条の改定は第11回通常総代会の日より施行する。

一部改正 2011年6月21日

一部改正 2013年6月17日

一部改正 2016年7月6日

（事業年度）

2 事業年度は、2001年度は2001年3月21日から2002年3月31日とし、2002年度以降は毎年4月1日から3月31日とする。但し、2002年3月21日から3月31日の期間は別途決算処理を行う。

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

総代会運営規約

(目的、適用)

第1条 この規約は、定款第67条の規定に基づき総代会の議事の方法を定め、もってその議事の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 総代会の議事の運営については、法令および定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところによる。

(資格審査)

第2条 総代が総代会に出席する場合には、この生協の発行した総代会の招集通知を提示することを要する。但し、総代本人であることが明らかである場合はこの限りでない。

2 総代の代理人が総代会に出席する場合には、定款第62条に定める代理権を証する書面として、その総代が署名または記名押印した委任状を提出することを要する。

3 定款第62条により、総代が書面により議決権を行使する場合には、議案に対する賛否を明示した書面に署名または記名押印したものを、総代会の開会までにこの生協に提出するものとする。

(開会)

第3条 理事長または理事長の指名した理事は、出席した総代が定款第57条に定める定足数に達したときは、出席状況を会場に報告し、開会を宣言する。

2 監事が招集した総代会においては、監事が開会を宣言する。

(議長)

第4条 総代会は、すべての議事に先立って、出席した総代の中から議長を選任する。

2 議長は3名以内とし、議長団を構成するものとする。

3 議長は総代会の秩序を維持し、議事を整理する。

(議事運営委員、資格審査委員、議事録署名人および書記)

第5条 議長は、議事の開始にあたって、議事運営委員、資格審査委員及び総代会議事録に署名する総代2名以上の選任を総代会に諮るとともに、書記2名以上を指名する。

(議事運営委員会)

第6条 総代会は、議事の円滑な進行を図るために議事運営委員会をおく。

2 議事運営委員会は、総代会で選任した総代および理事若干名をもって構成し、委員長を互選する。

3 議事運営委員会は議長を補佐し、議事の運営に係る事項につき協議、提案を行なう。

(資格審査委員会)

第7条 総代会は、出席者の資格に関する審査を行うために資格審査委員会をおく。

2 資格審査委員会は、総代会で選任した総代および理事若干名をもって構成し、委員長を互選する。

3 資格審査委員会は、出席者の資格に関する審査の状況を点検し、議長の求めに応じてその結果を報告する。

(議題の付議)

第8条 議長は、各議事に入るにあたり、当該議題を付議す

ることを議場に宣言する。

2 議長は、複数の議題または議案を一括して付議することができる。

(発言)

第9条 総代は、議長から発言の許可を得、所属、氏名を告げてからでなければ発言することができない。

2 総代の発言は議事運営に関するものを除き、付議された議案に関係あるものでなければならない。

3 総代の発言はすべて簡明にしなければならない。

4 総代会の運営上必要があるときは、議長は総代の発言時間を制限することができる。

5 議長は、必要があるときは、付議された議案に関係する発言について事前に文書で通告するよう求めることができる。

(発言制限違反に対する処置)

第10条 総代の発言が前条の規定に違反すると認められたとき、または以下の各号に該当すると認められたときは、議長は必要な注意を与え、またはその発言を中止させることができる。

(1) 発言が重複するとき

(2) 他人を侮辱するなど総代会の品位を汚すとき

(3) その他議事を妨害しまたは議場を混乱させるとき

(退場命令)

第11条 議長は次の者に対して、会場からの退去を命じることができる。

(1) 総代またはその代理人として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者

(2) 前条に定める議長の注意または発言中止命令が再三行われたにもかかわらず、これに従わない者

(3) 審議に支障を生ずる恐れのある物の持込み、示威行動その他不穏当な言動により総代会の審議を妨害し、再三にわたる議長の注意、制止にも従わない者

(質問に対する答弁)

第12条 総代は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。

2 総代の質問に対する答弁は、議案に関する質問については監事が行なう。但し、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する答弁を拒むことができる。

(1) 質問が総代会の議事日程及び議案に直接関係がないと認められるとき

(2) 答弁により組合員の共同の利益を著しく害するとき

(3) 調査を要するため、直ちに答弁することが困難であると認められるとき

(4) 答弁により、この生協又は第三者の権利を侵害することとなるとき

(5) 総代が実質的に同一の事項について繰り返して説明を求めるとき

(6) その他正当な理由があるとき

3 理事または監事は、議長の許可を受けて職員等の補助者に説明をさせることができる。

(議事運営に関する動議)

第13条 議長および総代は、議事運営に関する動議を提出することができる。

2 議長は、前項の規定に基づき総代から動議が提出された場合であっても、議事運営上適切でない認められるときは、自らの判断によりこれを却下することができる。但し、議長不信任の動議についてはこの限りでない。

3 議事運営に関する動議を採決する場合には、書面による議決権を加えないものとする。

(修正動議)

第14条 総代が、付議された議案を修正する動議（以下、修正動議という）を提出する場合には、総代総数の10分の1以上の総代の賛同を要する。

2 前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長はその動議について審議に付さなければならない。

3 修正動議を採決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権とみなす。

(緊急動議)

第15条 総代は、定款第56条に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。

2 前項に定める動議（以下、緊急動議という）を提出するには、総代総数の10分の1以上の総代の賛同を要する。

3 緊急動議を採決する場合には、書面または代理人による議決権を加えないものとする。

(休憩)

第16条 議事の進行上必要と認めるときは、議長は休憩を宣言することができる。

(審議の打ち切り)

第17条 議長は、質問または意見を述べようとする総代がある場合でも、議題について質疑および討論がつくされたと認められるときは、審議を打ち切り採決することができる。

2 付議された議案につき、質疑または討論が続出して容易に終結しないときは、総代は、審議を打ち切り直ちに採決に付すべき旨の動議を提出することができる。

(採決の方法、手続)

第18条 議長は、採決にあたって議場の閉鎖を宣告するものとする。

2 採決は挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長がこれを定める。

3 議案の採決は各議案ごとに行わなければならない。ただし、一括して審議した議案について、一括して採決することを妨げない。

4 採決は、修正動議、原案の順に、かつ、修正動議が複数ある場合にはその趣旨が最も原案と異なるものから順に行うものとする。

5 棄権票は出席総代の議決権数に算入する。表示された議決権行使の意志内容が不明である場合も同様とする。

(採決結果の宣言)

第19条 議長は、採決の結果を宣言しなければならない。

この場合、議長はその議題の議決に必要な賛成数を充足していることまたは充足していないことを宣言すれば足り、賛否の数を宣言することを要しない。

(一事不再議)

第20条 既に否決され、または撤回された議案および動議は、特段の状況の変化がない限り、同一の総代会において再び提出することができない。

(閉会宣言)

第21条 議長は、議事日程において予定した議案のすべての審議を終了したとき、または第23条に基づく打ち切り、延期もしくは続行の決議があったときは、直ちに閉会を宣言しなければならない。

(特別委員会)

第22条 総代会で特に認めるときは、特別委員会を設けて議案その他の事項を付託し、協議させることができる。

2 特別委員会の委員はそのつど総代会で選任し、委員長を互選する。

3 特別委員会は、議長の求めに応じて、付託された事項に関する協議の経過および結果を総代会に報告しなければならない。

(総代会の打ち切り、延期および続行)

第23条 総代会は、総代会の議決により打ち切り、延期し、または続行することができる。

(途中退席)

第24条 出席した総代が総代会の閉会前に退席する場合には、議長への届け出を要する。

2 前項に基づき退席する総代が書面議決書を提出した場合は、定款第56条の規定にかかわらず、これを有効と取り扱う。

(傍聴)

第25条 組合員は、議長の許可を得て総代会を傍聴することができる。

2 前項の規定に基づいて総代会を傍聴する組合員は、議事運営に支障を生じない範囲で、議長の許可を得て発言することができる。

(総会への準用)

第26条 総会については、前各条を準用する。その場合、総代会を総会に、総代を組合員に、組合員を組合員と同一世帯に属する者と読み替えるものとする。

(改廃)

第27条 この規約の改廃は総代会の議決を要する。

(附則)

1 この規約は2000年8月9日より施行する。

2 この規約は2008年6月16日より改定施行する。

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

総代選挙規約

(総則)

第1条 定款第45条および第46条に規定する総代の選挙については、定款の定めるもののほか、この規約の定めるところによる。

(選挙区)

第2条 総代の選挙は、選挙区を設けて行なう。

2 選挙区については、理事会で定める。

(定数)

第3条 選挙すべき総代の定数は、定款第44条に定める範囲内において、選挙区ごとに理事会で定める。

2 選挙区ごとの定数は、当該選挙区の組合員数と組織の状況を考慮して定める。

(総代選挙管理委員会)

第4条 理事長は、理事会の同意を得て選挙区ごとに1人以上の総代選挙管理委員を指名する。

2 総代選挙管理委員(以下、「管理委員」という)は、総代選挙管理委員会(以下、「管理委員会」という)を構成し、総代選挙管理委員長(以下、「管理委員長」という)を互選する。

3 管理委員会は総代選挙に関する事務を管理する。

4 管理委員会の議事は、管理委員の半数以上の出席のもとで、出席者の3分の2以上の多数により決する。

(選挙の公告)

第5条 管理委員長は、選挙日の30日前までに、以下の事項について公告し、総代候補者を募らなければならない。

(1) 第2条による選挙区および第3条による選挙区ごとの定数

(2) 第6条による候補者登録の受付期間および受付方法

2 公告日現在の組合員名簿に記載されている者は、総代の選挙権および被選挙権を有するものとする。

(候補者の登録)

第6条 被選挙権を有するすべての組合員は、自由に立候補し、または被選挙権を有する組合員の中から候補者として推薦することができる。ただし、この生協の役員および管理委員は、候補者になることはできないものとする。

2 前項において候補者を推薦するときは、あらかじめ被推薦者の同意を得ておくものとする。

3 候補者は、当選者が確定するまでの間、いつでも立候補を取り消すことができる。

(選挙運動)

第7条 選挙運動は、管理委員会があらかじめ定めた指示に従って行なうことを要する。

2 選挙運動を行なうにあたり、前項による管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、管理委員会の裁定に従わなければならない。

3 第1項の指示又は前項の裁定に著しく違反して選挙運動を行い、そのことにより当選したと認められる候補者については、管理委員会の決定により当選を取り消すものとする。

(選挙)

第8条 選挙は、第6条による候補者が第3条による選挙区ごとの定数を越えた選挙区について、投票をもって行なう。ただし、第6条による候補者が第3条による選挙区ごとの定数以内である選挙区については、投票を省略して候補者全員を当選人とする。

2 前項により投票を行なう選挙区については、管理委員長は、投票を行なう日の7日前までに、次の事項を公告しなければならない。

(1) 候補者の氏名

(2) 投票の日時および場所

(3) 投票の方法

(投票)

第9条 投票は第6条による候補者を被選挙人として行なう。

2 投票は組合員自らが行わなければならないが、代理人によって投票することはできない。

3 次の投票は無効とする。

(1) 所定の投票用紙以外の用紙を使用したもの

(2) 被選挙人の氏名を確認しがたいもの

(3) 被選挙人以外の者の氏名を記入したもの

(4) 被選挙人の氏名以外の事項を記入したもの

(5) 白紙

4 当選は有効投票数の順による。ただし、得票が同数の者については、抽選によって順位を定め、その順により当選人とする。

5 前項により当選人が決定したときは、管理委員長は当該選挙区の投票事務の状況および投票結果に関する記録書を作成しなければならない。

(当選者の通知及び公告)

第10条 第8条第1項ただし書により当選人が決定したとき、及び第9条第5項に基づく当選人の通知があったときは、管理委員長はすみやかに当選人の氏名を理事長に報告するとともに、当選者の氏名を公告し、かつ当選人に対して当選の旨を通知するものとする。

(就任)

第11条 当選人は、前条による公告の日をもって総代に就任するものとする。ただし、前条による公告の7日後までに、当選人が書面をもって就任の辞退を理事長に届けた場合は、この限りではない。

(補充)

第12条 選挙区の定数の5分の1を超えて総代が欠けた場合において、総代会を招集しようとするときは、理事長は当該選挙区について補充選挙を実施しなければならない。

2 補充選挙については、前各条を準用する。

(異議の申立)

第13条 選挙に関する異議の申立ては、当選の公告があった日から7日以内に、申立人が自ら書面をもって、管理委員長に対してこれを行なうものとする。

2 前項による申立てがあったときは、管理委員会はすみやかに異議の当否について裁定し、申立人に対して文書をもって裁定の結果を通知するものとする。

(選挙録)

第14条 管理委員長は総代選挙の実施状況に関する事項を記載した選挙録を作成し、管理委員会の議を経てこれに署名または記名押印し、理事長に提出しなければならない。

2 選挙区において投票があったときは、第9条第5項による記録書を添付することを要する。

3 理事長は、前二項の書類について、投票用紙その他の関係書類ともに、少なくとも1年間保存しなければならない。

(細則)

第15条 理事会は、法令、定款およびこの規約に定めのない総代選挙にかかわる事項について、細則を定めることができる。

(改廃)

第16条 この規約の改廃は総代会の議決による。

(附則)

1 1976年1月25日施行の石川生活協同組合総代選挙規定は廃止する。

2 この規約は2000年8月9日より施行する。

3 この規約は2006年6月19日より改定施行する。

4 この規約は2008年6月16日より改定施行する。

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

第7号議案

第8号議案

資料集

協同組合原則

協同組合の アイデンティティ

国際協同組合同盟 (ICA) 100周年記念大会 (1995年9月、イギリス・マンチェスター) で採択した21世紀に向けた世界の協同組合の活動指針を示す新しい協同組合原則

定義

協同組合は、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の自治的な組織である。

価値

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、そして連帯の価値を基礎とする。それぞれの創設者の伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、そして他人への配慮という倫理的価値を信条とする。

原則

協同組合原則は、協同組合がその価値を実践に移すための指針である。

(第1原則) 自発的で開かれた組合員制

協同組合は、自発的な組織である。協同組合は、性別による、あるいは社会的・人種的・政治的・宗教的な差別を行なわない。協同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任を受け入れる意志のある全ての人々に対して開かれている。

(第2原則) 組合員による民主的管理

協同組合は、その組合員により管理される民主的な組織である。組合員はその政策決定、意志決定に積極的に参加する。選出された代表として活動する男女は、組合員に責任を負う。単位協同組合では、組合員は (一人一票という) 平等の議決権をもっている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。

(第3原則) 組合員の経済的参加

組合員は、協同組合の資本に公平に拠出し、それを民主的に管理する。その資本の少なくとも一部は通常協同組合の共同の財産とする。組合員は、組合員として払い込んだ出資金に対して、配当がある場合でも通常制限された率で受け取る。組合員は、剰余金を次の目的の何れか、または全てのために配分する。

- ・準備金を積み立てることにより、協同組合の発展のため、その準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする
- ・協同組合の利用高に応じた組合員への還元のため
- ・組合員の承認により他の活動を支援するため

(第4原則) 自治と自立

協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めを行なったり、外部から資本を調達する際には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自主性を保持する条件において行なう。

(第5原則) 教育、訓練および広報

協同組合は、組合員、選出された代表、マネジャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育訓練を実施する。協同組合は、一般の人々、特に若い人々やオピニオンリーダーに、協同組合運動の特質と利点について知らせる。

(第6原則) 協同組合間協同

協同組合は、ローカル、ナショナル、リージョナル、インターナショナルな組織を通じて協同することにより、組合員に最も効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。

(第7原則) コミュニティへの関与

協同組合は、組合員によって承認された政策を通じてコミュニティの持続可能な発展のために活動する。



ホームページ



インスタグラム



フェイスブック



本部

〒920-2148 白山市行町西1番地
TEL 076-275-7575(月~金 9時~17時30分)

コープたまぼこ

〒921-8002 金沢市玉鉾1-180
TEL 076-292-3338(9時30分~21時30分)

コープおおぬか

〒921-8147 金沢市大額2丁目50番地
TEL 076-220-6688(9時30分~21時30分)

ケアセンター金沢

〒921-8011 金沢市入江2丁目384番地
TEL 076-292-3390(月~金 9時~17時30分)

ケアセンター戸板

〒920-0068 金沢市戸板2丁目73番地
TEL 076-222-6150(月~金 9時~17時30分)

のと北部センター

〒927-0033 鳳珠郡穴水町緑ヶ丘ろ11

のとセンター

〒926-0834 七尾市東三階町マ32-3

湊センター

〒920-0211 金沢市湊2-7-1

古府センター

〒920-0362 金沢市古府2-189

鶴来センター

〒920-2148 白山市行町西1番地

小松センター

〒923-0301 小松市矢崎町丙15-1

加賀センター

〒922-0013 加賀市上河崎町288

石川コープロジスティクス(株)

〒920-2148 白山市行町西1番地

(株)ハートコープいしかわ

〒920-2148 白山市行町西1番地

(有)協同サービス石川

〒920-2148 白山市行町西1番地

コールセンター



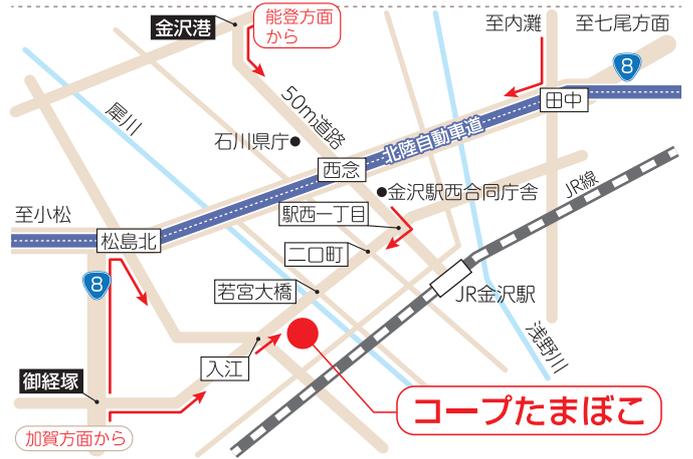
0120-759-853

(月~金 8時30分~20時)
(土 8時30分~14時)

この議案書は1年間大切に保管しましょう。

お名前

コープたまぼこ アクセスMAP



コープおおぬか アクセスMAP



通常総代会・会場案内



植物油インキを
使用しています



日本水なし印刷協会
認可工場(環境保全対策)

